

平成29年 3月 2日開会
平成29年 3月23日閉会

平成29年第1回(3月)定例会

川根本町議会

平成29年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月2日)

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第2号の上程、説明	8
○議案第3号の上程、説明	9
○議案第4号の上程、説明	10
○議案第5号の上程、説明	10
○議案第6号の上程、説明	11
○議案第7号の上程、説明	11
○議案第8号の上程、説明	12
○議案第9号の上程、説明	12
○議案第10号の上程、説明	13
○議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○議案第12号の上程、説明	14
○議案第13号の上程、説明	15
○議案第14号の上程、説明	15
○議案第15号の上程、説明	16
○議案第16号～議案第19号の上程、説明	16
○議案第20号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○発議第1号の上程、採決	27
○発言の訂正	27
○散 会	28

第 2 号 (3月15日)

○開 議	3 1
○議事日程の報告	3 1
○諸般の報告	3 1
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第 10 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 12 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 13 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 14 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 15 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 16 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 17 号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第 18 号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	6 4
○日程の追加	6 5
○議案第 27 号の上程、説明	6 6
○散 会	6 6

第 3 号 (3月23日)

○開 議	7 1
○議事日程の報告	7 1
○諸般の報告	7 1
○行政報告	7 1
○一般質問	7 3
野 口 直 次 君	7 3
鈴 木 多津枝 君	8 5
中 澤 莊 也 君	1 0 0
薗 田 靖 邦 君	1 1 8
○議案第 1 号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3 0

○議案第11号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	132
○議案第20号～議案第26号の上程、委員会審査報告、討論、採決	134
○会議時間の延長	154
○議案第27号の質疑、討論、採決	156
○発議第2号の上程、採決	157
○発議第3号の上程、採決	158
○川根本町議会議員派遣の件	158
○閉　　会	159

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	蘭	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	芹	澤	廣	行	君
6番	山	本	信	之	君
7番	中	田	隆	幸	君
8番	小	簗	侃	一郎	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多津	枝	君
11番	中	澤	莊	也	君
12番	太	田	侑	孝	君

不応招議員（なし）

平成29年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年3月2日（木）午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 2 号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3 号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5 号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 6 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 7 号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 8 号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 9 号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 10 号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 11 号 第2次川根本町総合計画基本計画の策定について

日程第 14 議案第 12 号 町道路線の変更について

日程第 15 議案第 13 号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

日程第 16 議案第 14 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 17 議案第 15 号 駿遠学園管理組合規約の変更について

日程第 18 議案第 16 号 平成28年度川根本町一般会計補正予算(第5号)

日程第 19 議案第 17 号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 20 議案第 18 号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第19号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第22 議案第20号 平成29年度川根本町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第29 発議第 1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	菌田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	芹澤 廣行 君	6番	山本 信之 君
7番	中田 隆幸 君	8番	小畠 侃一郎 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	中澤 莊也 君	12番	太田 侑孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	野崎 郁徳 君
企画課長	山本 銀男 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務課長	伊藤 千佳子 君	福祉課長	海老名 重徳 君
生活健康課長	鳥本 宗幸 君	産業課長	後藤 泰久 君
建設課長	大村 浩美 君	総合支所長兼商工観光課長	安竹 賢治 君
教育総務課長	前田 修児 君	生涯学習課長	藪下 和英 君
会計管理者	中野 裕文 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成29年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案26件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

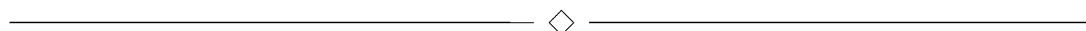
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成29年第1回の川根本町議会定例議会ということで、全員の議員の皆さんに御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

日ごろ、大変川根本町の行政に対しましても、温かい御支援、御指導をいただきておりますことを、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

どうぞ、今期よろしくお願ひいたします。

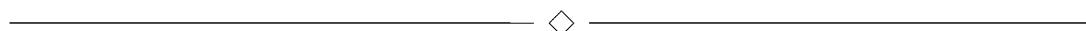
○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定期会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

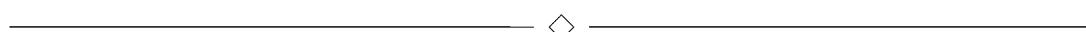
本定期会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



◎日程第3 議案第1号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第1号です。川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例制定の概要について説明をさせていただきます。

静岡県では、企業の立地環境の整備や様々な支援制度により、県内への企業拠点の形成を

図り、国内外の経済情勢の変化に適応できる多極的な産業構造への転換と、安定した雇用を創出することを目標とする、県の地域再生計画「静岡県地域本社機能移転・拡充促進プロジェクト」を策定し、事業を推進しております。

本議会で町の取り組みとして、川根本町内において企業が地方拠点の強化・拡充を行う事業者に対し、町の固定資産税の不均一課税（軽減措置）ができる制度を設けることにより、企業進出のための支援措置を実施しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第2号です。川根本町個人情報保護条例及び川根本町

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布され、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報、いわゆるマイナンバーを国や県、他の市町村と情報連携することについて、法で定められた情報連携に加えて、条例で定める独自利用事務での情報連携が新たに定められ、平成29年5月30日から施行されることとなったことから、この追加された条文に関する本条例について、所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めをいただこうとするものでございます。

この改正法では関係する条例は、川根本町個人情報保護条例と川根本町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2つの条例でありますので、関連条例として一つの議案として今議会に上程するものでございます。

施行期日は、法の施行の日と同日の平成29年5月30日からでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第5 議案第3号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○議長（太田侑孝君） それでは、議案第3号です。川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本改正は、平成24年に行われた災害対策基本法の改正を受け、市町村においても、防災会議と災害対策本部、両者の役割分担を明確化し、防災会議条例において、その旨を明記する必要性の御指摘を県当局より受けたことに伴い、関係事項を改正するものであります。

防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、防災に関する諮問的機関として機能強化を図るため、これまで規定がなかった、「地方公共団体の長からの諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議すること等」を所掌事務に追加するものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第4号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号です。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

本議案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る法規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児支援・介護支援に係る法規定が改正されましたので、それに伴い改正するものであります。

育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大や、休暇の種類への介護時間の追加、介護休暇を請求できる期間の変更等が主な改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第5号です。川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての概要について説明をさせていただきます。

本議案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子及び、養子縁組里親に委託される子に拡大するなどの改正が行われたことに伴い、関係する条文を整備する改正をするものであります。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定にあわせ、非常勤職員に関する規定を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明させていただきます。

本議案は、12月に行われました第4回定例会において可決いただいた課設置条例の一部を改正する条例に伴い、町長部局、教育委員会部局とも課内構成を室制に統一することを予定しております。

このことに伴い、新たに課長上位職として「参事」を設けるとともに、課内構成を室制に統一することから「係長」を廃止し、「主幹」に統一をするものであります。

なお、今回の改正は、平成29年4月1日からの施行を予定しているものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御決議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第7号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第7号です。町税条例等の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されましたが、その後、消費税率引き上げ時期が平成31年10月1日へと変更されたことに伴い、地方税法等と町税条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、平成29年4月1日施行とする個人住民税における住宅ローン減税措置について適用期限の2年半延長に係る改正と、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期間を

平成28年度限りとしたものを平成29年度まで1年間延長する改正であります。

及び、平成31年10月1日から適用、施行とする法人住民税法人税割の引き下げに係る税率改正と、軽自動車税における環境性能割導入に伴う改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号です。川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

現在、社会体育施設夜間照明施設につきましては、旧本川根地区は時間単位の貸出料金、旧中川根地区は、1回貸出料金となっており、統一性が図られていない状況にあります。

これは、施設ごとの夜間照明施設操作盤の構造の違いから差異が生じていたものでありましたが、平成28年度から2ヵ年計画で実施している夜間照明施設操作盤の改修により、該当施設の時間単位での利用が可能となることを受け、該当する全ての施設において1時間単位での貸出料金として統一を図り、さらに施設の適正管理に努めていくとともに、利用者の皆さんの公平性を確保していく必要性から所要の改正を行うものであります。

また、川根本町弓道場に関しましては、現在、昼間と夜間の貸出料金となっているため、午前、午後、夜間と利用時間を明確にし、あわせてさらに施設の適正管理に努めていくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第9号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 続きまして、議案第9号です。川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成28年度から2カ年計画で進めている社会体育施設の夜間照明施設操作盤の改修により、該当する夜間照明施設の時間単位での利用が可能となることにより、関係施設の貸出料金を1時間単位として統一を図り、利用者の皆様の公平性を確保するとともに、さらなる施設の適正管理に努めていくことから所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◆

**◎日程第12 議案第10号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の
一部を改正する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号です。川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正案は、三ツ星天文台使用料に団体割引を想定した団体割引料金を設けるものであります。

利用客からの要望や、グループでの利用促進を図るものであり、本町の他の観光施設においても団体用料金設定をしていることから、今回、三ツ星天文台使用料においても同様の団体料金を設定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◆

**◎日程第13 議案第11号 第2次川根本町総合計画基本計画の策定
について**

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてに関する提案理由の説明をさせていただきます。

平成18年度に策定されました第1次総合計画は、10年後の町の将来像を「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさと～とし、実現に向け総合的・計画的なまちづくりを推進してまいりました。

この第1次計画は、平成28年度末をもって計画期間の満了となることから、今回、第2次川根本町総合計画を策定するものであります。

27年度において、総合計画の基本となる基本理念を策定し、28年度には、基本計画を策定してまいりました。

基本計画の策定では、第1次総合計画の検証をはじめ、多くの町民の皆さんの御意見をいただき、それらの意見・結果をもとに総合計画策定委員会、総合計画審議会及び職員による府内検討委員会において議論を重ね、基本計画の素案を策定しております。

この第2次基本計画では、社会の潮流に的確に対応する、川根本町の強みを生かす施策の展開、人口減少の克服を目指す施策の展開、町の基盤を支える分野別施策の充実の4つを柱として、将来像に掲げる「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」の実現に向けて進んでいきたいとの思いを込めて策定をさせていただきました。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定について、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第14 議案第12号 町道路線の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第12号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号です。町道路線の変更の概要について説明をさせていただきます。

町道上長尾田野口停車場線の開設に伴い、同路線へ連絡する町道旧上長尾保育所線の終点箇所を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第13号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の概要について説明をさせていただきます。

連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としております。このたび、昨年連携協約を締結した焼津市に続き、島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町がそれぞれ静岡市と協約を結ぶことで、中部5市2町の枠組みによる連携中枢都市圏が形成されます。

本議案は、地方自治法第252条の第2第1項の規定に基づき、川根本町が中核市である静岡市と連携中枢都市圏を形成するために、連携協約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第14号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第14号、静岡県市町総合事務組合規約の変更について

を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第14号です。静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、裾野市及び長泉町で構成をしております「裾野長泉清掃施設組合」について共同処理を行う事務の追加から「裾野市長泉町衛生施設組合」と名称を改めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第15号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第15号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 続きまして、議案第15号です。駿遠学園管理組合規約の変更について提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、現在、駿遠学園管理組合規約第3条第3号により実施をしております共同生活援助事業について、実施法人の変更に伴い規約の変更を行うものであります。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第16号 平成28年度川根本町一般会計補正予算 (第5号)

◎日程第19 議案第17号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第20 議案第18号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別

会計補正予算（第2号）

◎日程第21 議案第19号 平成28年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君）　日程第18、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、議案第16号から一括して説明をさせていただきます。

議案第16号です。平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,317万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,282万2,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について、補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、財政調整基金及び地域振興基金利子の増額、情報セキュリティ強化に係るネットワーク分離後の業務別パソコンの設定委託料の追加、しづプロ分の林業関係事業費補助金の増額、実績見込み等による経費の補正、実績見込み等による各種補助金や基金繰入金、町債等の補正に伴う財源更正が主な内容であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第17号です。

平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,813万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、12月補正におきまして計上させていただいた介護保険システム改修事業の取りやめに伴う委託料の減額をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第18号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億547万円としたいものであります。

今回の補正予算は、地名簡易水道、県道拡幅工事に伴う配水管布設替え工事の延期による工事請負費の減額をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

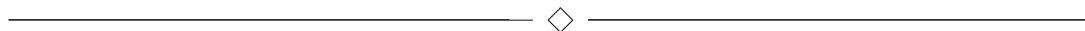
それでは、議案第19号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,076万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第20号 平成29年度川根本町一般会計予算

◎日程第23 議案第21号 平成29年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第24 議案第22号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第25 議案第23号 平成29年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第27 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第28 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算から、日程第28、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題

とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算から、日程第28、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号から議案第26号まで一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第20号です。平成29年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成29年度当初予算は、65億4,000万円であります。前年度と比べまして3億2,300万円、率にして5.2%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成28年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業により整備した施設の利活用など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりましたが、平成29年度予算につきましては、平成27年度に完成した情報基盤を活用した、町内小中学校でのＩＣＴ教育推進事業のスタートや、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などに重点を置き、予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、一般会計につきまして、大まかに説明をさせていただきます。

平成29年度予算につきましては、「安心して元気に暮らせるまちづくり」、「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、「交流とふれあいのまちづくり」を目指し、特産物振興事業、耕作放棄地再生利用事業、茶業関係団体活動支援、フォーレなかかわね茶茗館等運営事業などの「農業の振興事業」、林業関係事業費補助金、林業関係団体補助事業、有害鳥獣対策事業、桑野山貯木場管理運営事業、桑野山貯木場トイレ建設事業などの「林業振興事業」、大井川流域観光事業、川根本町まるごと遊湯得事業、南アルプスあぶとライン周辺地域誘客事業、大井川流域地域DMO組織支援事業、ユネスコエコパーク推進事業、エコツーリズム推進事業などの「観光・地域間交流の促進事業」、ユネスコエコパーク推進事業、エコツーリズム推進事業、日本で最も美しい村連合事業、大井川沿線、景観伐採

修景整備事業などの「自然との共生事業」、空き家対策事業、空き家バンク事業（空き家改修事業費補助金等）、定住促進住宅建設事業費補助金などの「移住定住の促進」、外出支援サービス事業、在宅配食サービス事業、各種予防接種の助成、各種検診事業、地域医療推進事業、医療機器購入事業などの「個に応じた健康・医療、福祉施策の推進事業」、子育て支援センター等運営事業、対象年齢を高校3年生相当までとしている、こども医療費助成事業、南部子育て支援施設改修事業、本川根児童クラブ施設整備事業、私立保育園、私立幼稚園運営扶助・支援事業などの「子ども・子育て支援サービス事業」、癒しの里づくり事業費交付金、地域人材育成事業費補助金、地域おこし協力隊事業、産業文化祭・奥大井ふるさと祭り開催事業などの「地域活性化の推進事業」、自主防強化事業、避難所対策事業、TOKA I-O耐震対策事業などの「災害に強いまちづくり事業」、町営バスの運行や公共交通運賃助成事業、外出支援サービス事業など「生活基盤環境の整備事業」、住宅リフォーム推進事業費補助金、起業及び事業継続チャレンジ補助金、テレワーク講習会委託事業、企業誘致推進ツアーサービス、サテライトオフィス誘致支援事業などの「多様な就労環境の創出事業」、平成27年度完成した情報基盤の利活用のため、町内小中学校でのICT教育推進事業、若者交流センター奥流連事業、中学生及び高校生海外英語研修事業、平成26年度に策定した「川根本町教育ビジョン」における「学校教育ビジョン」と「社会教育ビジョン」の推進を図る「特色ある教育の展開事業」を盛り込みました。

続きまして、国保事業特別会計へ移らせていただきます。

まず、議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を説明させていただきます。

国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ10億1,900万円で、前年度と比べ580万円の増額です。

歳出より説明させていただきます。

別冊の資料44ページをごらんください。

第1款総務費は、3,816万1,000円であります。主な内容としましては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は5億9,907万9,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

第3款後期高齢者支援金は9,709万5,000円。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として、11万7,000円であります。

第5款老人保健拠出金は、廃止。

第6款介護納付金は、4,245万2,000円です。

第7款共同事業拠出金は、2億235万4,000円、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金などを計上しております。

第8款保健事業費は、1,467万5,000円、特定健康診査等事業費として特定健診及び特定保

健指導費用などを計上し、保健事業活動費では、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,391万5,000円。

第10款公債費は、2,000円。

第11款諸支出金は、115万円。

第12款予備費は1,000万円です。

次に、歳入です。

資料の41ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億9,315万8,000円。

第2款使用料及び手数料は、2,000円。

第3款国庫支出金は、1億6,864万円です。

第4款療養給付費交付金は、3,288万9,000円。

第5款前期高齢者交付金は、2億6,546万円。

第6款県支出金は、4,843万5,000円。

第7款共同事業交付金は、1億7,769万円であります。

第8款財産収入は、1万5,000円。

第9款、繰入金は、8,269万円で、その内訳は、一般会計繰入金が8,268万7,000円で、基金繰入金3,000円となっております。

第10款繰越金は、5,000万1,000円。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が、平成29年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,480万円で、前年度と比べ260万円の増額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,465万5,000円で医療保険料と保険基盤安定負担金であります。

第2款諸支出金は15万5,000円です。

歳入でございます。

資料50ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,935万3,000円。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円で督促手数料であります。

第3款繰入金は、3,529万円で一般会計からの繰入金であります。

第4款諸収入は、13万2,000円で、第5款繰越金は、1,000円の科目設置であります。

以上が、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、介護保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,730万円で、前年度と比べまして1,240万円の増額です。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の3年目となり、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特定施設入所者生活介護サービス費、居宅介護住宅改修費は増額となります、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス等諸費は減額となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の57ページをごらんください。

第1款総務費は3,950万7,000円で、職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億8,780万円、第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置であります。

第4款基金積立金、101万7,000円。

第5款地域支援事業費は、3,891万4,000円で、介護予防生活支援サービス事業や包括的支援事業・任意事業などを実施する経費などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円、一時借入金利子の科目設置であります。

第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入でございます。

資料の55ページをごらんください。

第1款保険料は、2億2,421万3,000円。

第2款使用料及び手数料は、1万9,000円です。

第3款国庫支出金は、3億2,429万4,000円。

第4款支払基金交付金は、3億3,855万7,000円。

第5款県支出金は1億8,385万7,000円であります。

第6款財産収入は、5,000円。

第7款繰入金は、1億9,621万8,000円で一般会計繰入金であります。

第8款繰越金は、1,000円で科目設置。

第9款諸収入は、13万6,000円です。

以上が、平成29年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

引き続きまして、簡易水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,790万円で、前年度と比べ2,480万円の減額であります。大規模事業が終了したことが減額要因となっております。

平成29年度は、アセットマネジメント業務委託料、本川根南部簡易水道、新小長井配水池詳細設計業務委託料を計上しております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の63ページをごらんください。

第1款総務費は、3,387万6,000円で、職員人件費と事務費であります。

第2款水道事業費は、6,955万7,000円。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを、第2項水道建設費には、新小長井配水池詳細設計業務委託料ほかを計上してあります。

第3款基金積立金は、1万円。

第4款公債費は、8,345万6,000円で、過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いがございます。

第5款諸支出金は、1,000円で、一般会計への操出金の科目設置を計上させていただきました。

予備費は、100万円です。

次に、歳入です。

資料の61ページからごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円であります。

第2款使用料及び手数料は、1億516万4,000円で、給水使用料が主なものです。

財産収入は、1万円。

第4款繰入金は、8,052万4,000円で、一般会計繰入金が、7,349万9,000円。施設維持費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は、702万5,000円です。

第5款繰越金は、210万円。

第6款諸収入は、1万円です。

第7款町債につきましては、今年度大規模な事業がないため予算計上しておりません。

以上が、平成29年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,560万円で、前年度と比べまして1,590万円の減額です。

当会計予算は、温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の68ページをごらんください。

第1款総務費は、1,002万7,000円で、職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、546万8,000円、施設維持管理経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、5,000円。

第4款予備費は10万円であります。

歳入であります。

資料の67ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、384万9,000円です。

第2款財産収入は、5,000円。

第3款繰入金は、1,164万2,000円で、一般会計からの繰入金です。

第4款繰越金は、10万円。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が、平成29年度温泉事業特別会計予算の概要であります。

それでは、最後になります。

議案第26号です。平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,870万円で、前年度と比べまして160万円の増額です。

引き続き常駐願える医師を募集中ではありますが、4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し対応していくための予算とさせていただいております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の73ページをごらんください。

第1款総務費は、3,592万円。そのうち、第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費を、第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただいております。

第2款医業費は、1,262万9,000円で、医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

資料の71ページからごらんください。

第1款診療収入は、3,176万6,000円。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金、1,681万円で、一般会計からの繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が、平成29年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

本議案を含めまして、議案第20号から第26号までが平成29年度当初予算に関する提案理由の説明であります。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第20号から議案第26号までの全てについて、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

29年度予算とてもたくさんの新しい事業も盛り込まれて、これから審査をするにおいて、非常に楽しみな面もありますけれども、私がこれまでずっと言い続けてきた子育て支援ですね、生まれてくる赤ちゃんを増やそうということについて、これまでどおりのことしか出ていないのかなと。

それから、若者の雇用を増やすという点で、具体的にどういうふうに若者の働く場所、安心して働いて結婚して子供を育てられるまちづくりを進めるのか、そういうことについて、どれくらい考えておられるのか。

それから、よく町長はお年寄りの目が輝く町にするんだと言われますけれども、そのお年寄りの目が輝く町にするには、やはり、少ない年金でやっと暮らしている人たちに、これ以上の負担を増やさないということがまず私は一番大事だろう、それから安心して医療や介護が受けられる、サービスが受けられる、また近所のつき合いが深まっていく、そういうことが大事だろうと思うんですけれども、そういうことについて、予算に具体的に出てくるのかもしれませんけれども、町長の、具体的なことよりも、お気持ちを、そういうことに対するどのように考えておられるのか、気持ちを込めておられるのか、その点を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君

○町長（鈴木敏夫君） 冒頭でも申し上げておりますけれども、私の考え方はこれまで3年間、特に変わったことはございません。といいますのは、私が就任したときに当初、この前の全協でもお話ししましたけれども、大井川鉄道の問題、それから川根高の問題、それから老人の待機者、施設へ入れない、その方も100人ぐらいいたというようなことがございました。その関係で、私は基本的にはその3つがまずは当面する大事な基本的な問題であるという認識のもとで行政を進めてきたという経緯があります。

その中で、高度情報基盤整備を2年前にほぼ完成したというような中で、大きな劇的な変化が起きているというふうに、実は感じております。

それらは今、子育てにつきましても、ここへ住んでいただくための最低の条件であるということの認識のもとで皆さんにもお願いし、その展開が少しづつ変わってきてるなという感じはしております。

ここは、環境的にもすばらしい南アルプスのユネスコエコパークの登録もそうですし、日本で最も美しい村連合にも加盟したということで、これは外から見ての環境がすばらしいところであるというような評価です。その中で、町に住んでいる町民が、どのような思いを持っているか、どのようにこの町を感じているかということを見ますと、この前の川根高校の

女性の2人が発表したようなことで、外から見ると大変すばらしいものがある、それを利活用していないではないかということがございまして、きめ細かな対応をすべきだというふうに思っております。

その中でもう一つ、鈴木議員もよくおっしゃいますけれども、地元にある林業、これが非常に低迷しているということは誰が見てもわかるという中で、具体的に、桑野山の貯木場を中心に、エコティの皆さんも一生懸命ですが、多くの皆さんが地域の宝物を発掘することと、今ある資源を活用するという場所をつくるべきだという思いで対応しているということです。

それから、子供の子育て、これにつきましては、つい最近新聞記者がおっしゃっていましたけれども、大変この町は子育てについて一生懸命行政も応援しているけれども、地域の皆さんの連帯感がすごいというような評価もされている。

これは、お年寄りが目が輝き、子供を大切にしている、その一つの方向性が見えてきたという思いがございます。ですので、まずは環境整備というのは心の整備からも必要ではないかという思いがあります。それはこの町がすばらしい町であるという誇りが持てるという心です。それから、人にも、町外の人にもこの町はすばらしいということを言える市民をつくること、それがすべてに繋がっていくんだという思いから、そのような教育もこの中に盛り込んであるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号までは11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

◇

**◎日程第29 発議第1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する
条例について**

○議長（太田侑孝君）　日程第29、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎発言の訂正

○議長（太田侑孝君）　建設課長、大村建設課長。

○建設課長（大村浩美君）　すみません、議案第12号、町道路線の変更について、訂正をお願いします。

開設した路線を町道上長尾田野口停車場線と説明をさせていただきましたが、町道高郷田

野口停車場線です。訂正をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 後で全員確認したいと思います。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時20分

平成29年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年3月15日（水）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2 号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 3 号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 4 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5 号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12 号 町道路線の変更について
- 日程第 11 議案第 13 号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について
- 日程第 12 議案第 14 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 15 号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 16 号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 15 議案第 17 号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 18 号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 17 議案第 19 号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第 1 議案第 27 号 平成28年度川根本町一般会計予算（第6号）

出席議員（12名）

1番	菌田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	芹澤 廣行 君	6番	山本 信之 君
7番	中田 隆幸 君	8番	小畠 侃一郎 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	中澤 莊也 君	12番	太田 侑孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	野崎 郁徳 君
企画課長	山本 銀男 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務課長	伊藤 千佳子 君	福祉課長	海老名 重徳 君
生活健康課長	鳥本 宗幸 君	産業課長	後藤 泰久 君
建設課長	大村 浩美 君	総合支所長兼商工観光課長	安竹 賢治 君
教育総務課長	前田 修児 君	生涯学習課長	藪下 和英 君
会計管理者	中野 裕文 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日から10日までの7日間、平成29年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、熱心に御審議していただきました。なお、10日には現地調査も行っていただきました。

3月13日に午後2時から第1常任委員会を開催し、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例について、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてを御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第2号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第1、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますので、通告に従って質疑をさせていただきます。

1点目は、今回の改正で個人情報の提供や利用の条件が今より厳しくなるのかという点ですけれども、利用の範囲というか目的は広がるということの説明がありましたけれども、この点についてお聞きいたします。

それから、2点目は、対照表の1ページに個人情報保護条例第2条の用語の定義の第6号に情報提供等記録というのがありますけれども、このことについて、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に規定された特定個人情報をいうとの条文の第2項の後に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む）を入れるというのがあるんですけれども、これで変わることが何なのかお聞きいたします。

3点目です。16条の2第1項第2号中第28条を第29条に改めるということですが、何がどう変わるのかお聞きします。

4点目ですけれども、第2条関係で、第1条や第5条中にある法第19条第9号を第10号とするという繰り上げがあるんですけれども、このことの理由や違いといいますか、何が入つてこういうふうに繰り上げがされるのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問に対してお答えをいたします。

まず、今回の改正で個人情報の提供や利用の条件が今より厳しくなるのかといった御質問でございます。これに関しましては、例えば利用者、町民等が諸般の届け出等に所得に関する証明等が必要な場合、他市町から来られた方がそのものをとる場合に、その他市町に行って証明を取得する、または郵送にて取得するといったことをする手間を省く意味で、マイナンバーを使うことによって提供等を受けるといったことが可能になることを想定し考えているものでございますけれども、そうした場合、今回の改正において、情報提供に関しまして申請者たる町民等が条件等が厳しくなると、変わるものではございません。

以上です。

2点目の対照表の第2条第6号の規定に関するところでございますけれども、変わることは何かといった御質問でございましたが、これにつきましては、本人の申請により情報提供記録等、具体的に言いますと、提供した日時、特定個人情報等の項目を記載したもの訂正があった場合、法定事務と同様に、その訂正内容を連携する自治体に通知をしなければいけないといったことが義務づけられたものでございます。変更があったということを相手方に伝えなければいけないという義務が生じるといったものでございます。

3点目の御質問でございます。16条の2第1項第2号中の条文、第28条を29条に改めることで何がどう変わるかといった御質問でございます。これにつきましては、条例の中でうたっております番号法、法の条文の番号が26条が加わったことによって法の中の条の番号の繰

り下げが行われております。それに伴う改正でございます。番号法の26条につきましては、情報提供ネットワークの使用に関する規定についての法案でございます。

最後、4点目でございますけれども、同じく第2条関係中で法第19条第9号を第10号に改めることによって違いはという御質問でございます。これも先ほど申し上げましたことと同様で、番号法、法条例中に記載しております上位法である法の番号が第8号が追加されたことに伴いまして、以下の法の号の番号が繰り下がったものでございます。

この追加されました法の第9条第8号につきましては、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても情報ネットワークについてシステムを使うことができるといったことを明記するものであります。この規定によりまして、29年5月30日から同条例に基づく対応が可能となるといったことでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正が特定個人情報の提供ができる場合として番号法第19条第8号が追加され、地方公共自治体が条例で定めた独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の連携が認められることになったということや、情報連携を行った場合における記録及び保存の義務づけなど、特定個人情報の提供に係る関係規定を条例事務関係情報による特定個人情報の提供者の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用することにした第26条の新設などによるもので、引用条例の条ずれの訂正などが主だということが先ほどの課長の答弁でも、事前に調べたんですけども、それでもわかりました。

それで、特に直接町民にこのことが不利益をもたらすものではないとは思うんですけれども、もともとマイナンバー制度には、国による個人情報の一括管理を可能にする憲法違反の指摘や情報の漏えい、紛失、成り済まし、詐欺などの事件の危険性、自治体や事業所における事務責任の重大化など指摘をされ、いまだに多くの国民が危惧を抱き、反対、廃止を求めて続けています。悪意であれ、うつかりであれ、一度漏れた個人情報をもとに戻すことは不可能であり、人間が扱う限り絶対に漏れない安全安心などという保証はないからです。

安倍政権は、そんな国民の不安を消そうと個人番号の利用をあれこれに広げて利便性を宣

伝していますが、利活用を広げれば広げるほど、紛失、漏えい、犯罪の危険性は増すものです。

2月19日付の朝日新聞を見たんですけども、全国の自治体に保管されたままの通知カードが135万通、昨年の11月末現在の数ですけれども、あることがわかったとか、政府や自治体はマイナンバーカードの利便性をPRしているが、普及が進まず、発行数は1,039万枚、2月14日現在とも書かれていました。

また、2月16日には、湖西市でふるさと納税をした1,992人について、別のマイナンバーを記載して通知したことを発表しました。マイナンバー法で定められた重大な事態に当たる一度に大量のマイナンバーが本人以外の第三者に漏えいする事件が起きたのです。

同市は、個人情報が外部へ流出する可能性は低いとしていると新聞に書いてありましたけれども、国の個人情報保護委員会では、100人以上のマイナンバー漏えいや不正アクセスを受けた事案などを重大事態と決めており、2016年上半期には、いずれも民間業者が約400人分を盗まれたり、誤って削除したりした2件があったとのことで、同委員会は、同市に内部調査や再発防止策の策定などを課すと書かれています。

同市の財政課では、3人の職員でふるさと納税者への通知書類を作成するためにデータを管理していた表計算ソフトに寄附者の移住自治体別に表を並べ替えた際に表にずれが生じたとのことで、同市の総務部長は、今年から通知にマイナンバーを記載しなければならなくなり、事務作業がふえたためと釈明しているとのことです。今後、5,853人の寄附者におわびの文書を送るとともに、住所や氏名とマイナンバーが結びついた新システムを導入してミスの再発を防ぐそうですが、市長は、全国の皆さん的好意を裏切って申し訳ないと陳謝したと書かれてありました。

個人にも自治体にも大変なリスクをもたらすマイナンバー制度は廃止すべきであるという私たちの立場から、利用の拡大のための同条例には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

この条例の改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布され、平成29年5月30日に施行されることに伴った条例の改正であります。

今回の法改正は、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度の改正と特定個人情報、マイナンバーの利用の促進に係る制度改正が主なものとなっております。この法改正において、個人情報取扱業者の保有するデータで当該本人からデータの内容の訂正等を求められたもの

も情報提供等記録に含まれるという条文の追加と地方公共団体が条例で定めることにより、当該地方公共団体の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができるという条文の追加があります。

今回の条例は、法の改正に照らしたものであり、今後さらなる事務の効率化、利便性の向上を図ることが必要な分野や国、県、他の市町村等との情報連携が必要な場合が生じた場合に迅速に対応するため必要な改正と考え、議案第2号に賛成いたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

◇

◎日程第2 議案第3号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第4号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第4、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君）　起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5　議案第6号　川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君）　日程第5、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　10番、鈴木です。

この議案に対しては通告をしていませんけれども、先ほど資料をいただきまして、けさ、それもあわせながら質問をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部の改正ということですけれども、課長以下の役職のところで、現行の係長を廃止して主幹に改めるということですけれども、この改正の目的、理由は何かを伺います。

それから、係長が廃止となることで、現在、係長職の職員はどうなるのか、また、統括監

を置くという、設けるということだったんですけれども、それがけさいただいた書類によると支所管理局長のことなのか、どのような待遇になるのか伺います。

そして、現在の係長との待遇の違いなど、統括監との違いがありましたら具体的に教えてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、係長を廃止して主幹にするということでございますけれども、全協等でも御説明させていただきましたが、当町の行政組織は係制ではなく室制、各課において、各課の下、組織としては室という単位でくくっております。

したがいまして、室を統括する者は室長でございます。従前も係長という職はございましたけれども、組織の中で係というものは存在をしておりません。その辺を整理する意味で、今回、室制ということにしたことに伴いまして、係長は廃止をさせていただくものであります。

ただ、従前は、教育委員会は係制をとっておりましたので係はございましたが、今回の改正に伴いまして、教育委員会も含め全庁室制といった形にさせていただきましたもんですから、係長でもなく主幹といった形にさせていただくものであります。待遇につきましては、従前の係長職の者はそのまま主幹に移行するといった形でございますので、待遇等の変化はございません。

また、統括監という形で議員おっしゃられましたけれども、専門官といった形のものを今回、新たに設置をさせていただいております。これも全協等で御説明させていただきましたが、昨今、様々な行政課題の中で、調整的な業務を含めて専門的に取り組む者を何名か配置をするといった考えの中で設置をさせていただくもので、本日、新聞でも内示を発表させていただいておりますけれども、企画部門と教育部門に専門官、また支所に専門的な形も含めまして、支所の業務を統括する意味での支所管理局長を置くといった形で設置をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしましたので、通告に基づいて質疑をさせていただきます。

1点目は、消費税の10%引き上げを2年半再延期されたことで、引き上げの条件づくりのために設けた各種減税策を延長するというものだと思うんですけれども、減税策の延長により、当町ではどれくらい減収になっているのか伺います。

それから、2点目は、消費税が10%に引き上がったときの当町への影響を行政では試算をしておられるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の御質問、消費税10%引き上げに伴う各種減税策で当町ではどれくらいの減収になっているかについてお答えします。

まず、住宅ローン減税ですけれども、年末のローン残高の1%分を10年間、所得税などから差し引ける仕組みのものです。消費税率10%引き上げ以降の住宅販売の落ち込みを防ぐためを考慮し、延長が欠かせないものと決定されたと聞いております。

減税の適用期限を2年半延長することの当町への影響ですけれども、直近の平成27年5月末と28年5月末の町民税控除額で推測したいと考えます。平成27年5月末の控除額合計は181万6,000円で、住宅ローンの控除適用人数は62人でした。28年5月末の控除額合計は125万2,000円で、38人が適用となっております。控除を受ける方にとって助かるものですが、町にとっては、この住宅ローン減税分が減収となるものです。しかし、実質的な町の減収にはならないよう、この減税策による減収額の全額が地方特例交付金で措置をされております。

次に、軽自動車税ですけれども、今の自動車取得税は、消費税が10%に引き上げると同時

に廃止されまして、それに代わって環境性能割が新たに創設されます。これは、環境負荷の小さい軽自動車税を軽減する特例措置になります。27年度と28年度の軽自動車税の当初調定から確認しますと、28年度は軽二輪から全ての軽自動車台数で27年度より56台減少しておりますが、調定額は経年重課の影響もあってか、税収は増となっております。今後、環境に優しいエコカーがふえてグリーン化特例の軽減措置を受ける車がふえていくと、軽減分が軽自動車税の減収になっていくことも予想されます。

次に、法人税の法人割ですけれども、市町村民税分は今の9.7%から6%に引き下げとなります。28年度の当初予算額から試算してみると、法人税割額915万2,000円で見込んでおりますが、これが6%に引き下がることで566万1,000円となって349万1,000円の税収減となる計算になります。ただ、市町村は税率が引き下がることで税収の減になりますが、税率の引き下げ相当分は住宅ローン減税と同様に地方交付税で配分されることになりますので、実質的な町への税収減にはならないとされております。

2つ目の御質問、消費税が10%に引き上がったときの当町の影響を試算しているかの御質問です。消費税は、3%から平成9年4月に5%、3年前に8%になりました。町行政の財源的影響と個人消費者の負担増という大きく2点の影響があると考えます。消費税には国税分と都道府県税分の地方消費税がありまして、その地方消費税額の2分の1が各市町に案分されて、地方消費税交付金として交付されております。

当町の地方消費税交付金の収入額の推移から確認してみました。3%から5%に引き上げられた時点の確認は合併前でちょっととれませんでしたので、平成25年度までの消費税5%時代から8%になった平成26年度以降の地方消費税交付金額について比較確認してみました。

平成20年度から25年度までの6年間の5%時代は、当町への地方消費税交付金額は毎年約8,500万円前後で推移しておりました。平均額は8,452万4,000円でした。消費税が8%になった26年度からは、従来の地方消費税交付金のほかに引き上げ分として増額分が新たに交付されておりまして、その合算額は1億169万4,000円となり、5%であった前年度比20.6%増でした。同じく、27年度は約2倍の93.8%増でした。28年度は61.7%増になる見込みであります。

このように消費税が5%から8%に引き上げとなつたことで地方消費税率も1%から1.7%になり、当町に交付された地方消費税交付金も増額となっております。2年半後の10%になったときには、今の地方消費税率は1.7%から2.2%になると予定されているため、順調に消費が伸びれば、必然的に当町への地方消費税交付金も増額になっていくものと見込みます。

しかしながら、個人消費者の立場から見ると、10%の消費税が課税されることで経済的な負担は大きくなることも懸念されるところでありますけれども、順調に消費も伸びていけば、この交付金も増額につながっていきますので、社会保障の財源にもなっていくことから充実した社会保障が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に細かいところまで調べていただいて大変ありがたいわけですけれども、町の税収はふえる、消費税引き上げによってふえるということが地方消費税で言われましたけれども、その裏では、個人の人たちの負担は本当に大きいと思うんです。それが当町のように経済力も低いし町民の所得も低いわけで、消費税はもともと逆進性が強いということも言われていますので、町の経済に及ぼす影響というのは大きくなると思うんです。

課長も消費が順調に伸びればということを何回もおっしゃったけれども、本当に消費が伸びるということは、消費税を引き上げて今までも、過去にもあり得ないことで、個人の消費はどんどん落ち込んでいる、そういうのが現状ですので、私は、こういうことに対して課長は福祉の充実など、社会保障の充実などに使われることを期待しているというか、おっしゃられましたけれども、やはり社会保障の財源はもっともうかっているところから税金を取るというのが建前、本当の原則であって、私は、議会や行政としては町民の暮らしを守る、町内の経済を守るということで意見書などを国に上げて、10%への引き上げは延期ではなくて中止だという意見書を出すべきではないかと思うんですけども、それに対するお考えは、町長、課長さん、どちらでも構いませんけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 所得の低いところで消費税を上げることは、大変逆進性が高いという話がありました。確かにそのとおりだと思います。しかしながら、今、国のはうで延期をして対応するという中には、いろんな含みがあるということも承知しております。その中で、私どもは大変高齢化率も高い、若い人が少ないという地域にとっては、当然ながら國の方針にも逆らうわけにはいかないのかなという感じが実はいたしております。

その中で、よりよい心豊かな町にしていくためにはどうしたらいいかということを模索していきたい、それが2%以上の効果があるような形で対応できればいいなというふうに思っております。これには相当な知恵と努力が必要だというふうには考えております。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） すみません、ちょっと追加説明をさせていただきたいと思います。消費税が5%のときに、そのうちの1%分が地方消費税交付金になっていて、今8%で1.7になりました。そこの0.7の追加分が社会保障と税の一体化という見直しの中で、その追加分を全て社会保障の財源に充てるというふうに決められているそうです。当町もその追加分、増加分となっているところは児童福祉の物件費等に宛がわれていると思います。ちょっと追加をさせていただきました。すみません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する 条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第8号への質疑を通告しておりますので行います。

このような施設は、健康保持のために町民に大いに使っていただきこそ価値があるものだと思います。本来は全て無料が理想なんですけれども、夜間照明は電気料がかかるし、設備をするのにも維持管理するのにもかかるということで、使用料をいただくことに町民の納得も得られていると思うのですが、夜間照明を使わない午前、午後、昼間の使用なんですけれども、その使用料が施設によって有料である施設、町営グラウンドの野球場やテニスコート、また弓道場、また町営サッカー場だったり、無料のところとしては、各小中学校のグラウンド、それから町営グラウンドのゲートボール場というのも対象表の37ページに書かれていますけれども、こういうふうにまちまちに昼間は有料だったり無料だったりしているんですけれども、夜間照明を使わない昼間の使用については無料ということで統一するほうが公平ではないか、また手続も楽で利活用も進むのではないかと思うのですけれども、この件についてどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 鈴木議員の御質問に対してもお答えいたします。

社会体育施設の夜間照明を使わない午前、午後の使用料が施設により有料または無料であるため、無料にするのが公平で手続も楽で利活用が進むものではないかというような御質問ですが、川根本町社会体育施設条例におきまして、町の社会体育施設の設置目的としまして、議員おっしゃるとおり、町民の健康の保持増進及びスポーツの振興を図ることを目的としております。また、各施設の時間別の使用料につきましても、同じく条例で定めているところでございます。

昼間の使用料が有料の施設につきましてですが、それぞれ施設には維持管理がかかっていること、また利用される方々に気持ちよく使っていただくために各種施設整備もあわせて計画的に行っていく必要があるため、受益者、利用者負担の観点から使用料をいただいているところでございます。

昼間の使用料が無料の施設につきましてですが、ゲートボール場につきましては、もともと区の所有であり、利用者も当該区民のみであるということ、各小中学校グラウンドにつきましては、川根本町学校体育施設使用条例の規定により、町民の体力の向上と健康の保持増進を図り、あわせて社会体育の振興に寄与するため、学校教育に支障のない範囲において開放するものとなっていることから無料となっております。

なお、議員御質問の無料施設の中の町営グラウンドにつきましては、昼間も有料となっております。

このようなことから、昼間の使用料が有料の社会体育施設につきましては、今後も維持管理経費等がかかることが予想されますので、さらに町民の健康の保持増進及びスポーツの振興を図っていくため、維持管理費や施設整備費の一部として、受益者、利用者負担の観点から引き続き有料していくものであります。

また、利用される方々に気持ちよく使っていただくために必要な維持管理や施設整備を行い、施設の適正な管理を行っていくことがさらに利活用を進めていくものと考えます。また、社会体育施設の管理運営につきましては、今後も社会教育施設運営委員会など関係する皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの課長の答弁の中で、町営グラウンドのゲートボール場は有料になっているということですけれども、対照表の37ページのところでは無料のところに書かれているんですよ。もし有料だということであれば、幾らなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） ゲートボール場につきましては無料でございます。

昼間の使用料が無料の施設の中でゲートボール場につきましては、もともと区の所有であったということで、利用者につきましても当該区民のみであるということで無料となっていいるところでございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第8 議案第9号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告を出してあります。それは私もよくわからない状況で通告を出したんですけども、社会体育施設の生涯スポーツ広場というところがちょっと勘違いをしてありましたけれども、金額が社会体育施設の夜間照明は1時間当たり2,000円というふうに先ほど統一したわけですけれども、生涯スポーツ広場は1時間当たり500円となっているということで、この理由について、通告をしましたので答弁をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） お答えさせていただきます。

生涯スポーツ広場につきましては、生涯スポーツ広場条例の規定により、広場の使用について無料となっております。また、夜間照明を使用する場合は、現在、30分当たり200円の使用料となっております。

今回、社会体育施設の夜間照明使用料を1時間単位での使用料金設定とするため、あわせ

て1時間単位での使用料設定とさせていただくものですが、社会体育施設と同様の1時間2,000円の使用料となりますと、現状から1,600円もの増額となり、利用者が主に地元のグラウンドゴルフ愛好者の皆様であること、また生涯スポーツ広場条例の設置目的でもあります健康の保持増進を図る意味合いにおきましても、利用実態に合わせ、主に高齢者の健康の保持増進を図ることも重要と考え、今後、施設の維持管理費の増も見込まれる中、受益者、利用者負担の観点から、電気使用料の一部として、利用者に大きな負担とならないよう夜間照明使用料を1時間当たり500円と設定させていただいたものであります。

社会体育施設の管理運営につきましては、今後も社会教育施設運営委員会など関係する皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） こここのグラウンドは特に照明が少ないと、面積が狭いとか、そういうことがあるんでしょうか。もしそうだったら仕方がないと思うんですけれども、仕方がないというか当然だと思うんですけれども、もし広場がほかの夜間照明があるところと同じようなグラウンドであれば、やはり私は、今、課長が言われた答弁の趣旨こそすごく大事で、利用の促進を図って健康保持に活用できるということ、あるいは利用者の負担をなるべく少なく抑えたいというそういう考えというのはすごく大事で、これからまたその観点で委員会で協議をしていただきたいなど、利用料については協議をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 生涯スポーツ広場につきましては、ナイターの基数については4基ほどとなっております。ほかの社会体育施設の例えば社会体育グラウンド等と比べると少ない基数となっておりますが、施設自体、自由に入ることができるような状態の施設でございます。

不特定多数の皆さんができる公益性の高い施設であるという観点からも、昼間無料ということになっておりまして、電気料金等の値上げ等々がある中、大きな負担増とならないような設定とさせていただいたものでございますが、議員おっしゃるように、今後の利活用につきまして、関係する委員会等の中で協議していただいて御意見いただきながら、高齢者等を中心に利活用を進めていって健康の維持増進に向けて進めていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

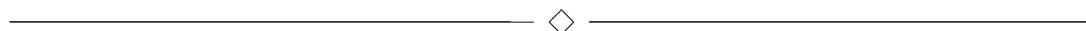
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第10号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第12号 町道路線の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第12号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第13号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これも通告をしてありますので、それに従って質疑をさせていただきます。

1点目は、第2条に規定した別表には、静岡市と当町が相互に連携し、協力して取り組むとした自治体としてのありとあらゆる事業、課題というように思えるんですけども、それが網羅されているように思います。大きな静岡市と弱小自治体である当町が対等かつ負担増にならない連携を担保する保障がどのように確認してあるのか伺います。

2点目です。連携市町がそれぞれ静岡市と別々に協定を組む理由とメリットは何か伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、お答えをいたします。

まず、連携協約の第3条におきましては、別表に掲げられています取り組み内容の事務に要する費用の分担につきましては、静岡市と川根本町が協議して別に定めることと規定し、第4条におきましては、連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度、協議を行うものと規定をしております。また、第5条におきまして、協約の規定を変更し、また廃止をしようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならないと地方自治法上も規定をされております。また、連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることとされております。

2つ目の御質問ですけれども、まず、連携協約は新たな広域連携制度で、連携中枢都市であります静岡市と連携する市町が静岡市と1対1で連携協約を結ぶことで、静岡市と連携市町それぞれの地域の実情に応じて内容を協議し、政策合意を行い、政策を実行する義務を負うこととなります。自治体ごとに異なる事業で柔軟に連携することが可能となります。連携協約を活用し、圏域で政策を継続的かつ安定的に推進できるようになることがメリットと考えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目のところでメリットについて、各市町が静岡市と1対1で連携協約を結ぶということで、各市町の実情に合わせてというか応じて柔軟に連携を進めることができるというふうな説明、答弁だったと思うんですけれども、連携市町は、それぞれが静岡市と1対1の協約を締結するということになつても、静岡市が策定する連携中枢都市圏ビジョン懇談会という静岡市の構想というんですか、懇談会の構成メンバーには連携市町の首長さんたちも誰も入れないということで、静岡市が選んだ有識者や金融機関、地域活動関係者などで連携ビジョンを策定することになるというふうな説明も受けたわけですけれども、これでは静岡市の権限が大きくて、当町のように小さな自治体は静岡市の方針、計画に従わざるを得ないという、差別的な役割分担を負わされるのではないかというふうな危惧があるというのも、そういうことを唱えている大学の教授もあるということを知りました。

そういう差別的な役割分担にならないのか、また連携都市圏ビジョン懇談会に入れないとということで不利益をこうむるようなことはないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 懇談会におきましては、川根本町の商工会の事務局長のほうも入っております。それは静岡市と連携する市町それぞれの事務局において調整をいたしまして、静岡市のみの意向に沿った委員構成にはなっていないというふうにお考えいただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたけれども、いざ自治体間で紛争が生じた場合には、自治紛争処理委員という第三者が間に入ることになって、そこで調整を図るということとなっておりますので、それは自治法上もそれぞれの市町がそういう対策がとられるという条件のもとでの協定を結んでおりますので、そこが継続的かつ安定的に事業が推進できるという制度になっているというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 課長の説明によると、本当に私も最初にこの計画を見たときに、これだけの事業と一緒にやって国の交付税がつくよということで、市町には1,600万でしたっけ、交付されるというお金があるということなどいいではないかと思ったんですけれども、なかなかこの連携をやることによって、いずれ静岡市が大きな範囲を網羅していく、今、市町村合併がもう進まない状況になっていて、国は、市町村合併を進められない状況で道州制の声も出ているんですけども、そういうところにつなげようという目的も持っているということなどもいろいろな文献を、一部ですけれども、かじって心配になったわけです。

例えば、一定の圏域の人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することというふうに連携中枢都市の目的が書かれています、人口減少、少子高齢化社会の取り組みということですけれども、こういうのはどの市町も同じ目的であるがゆえに、事業をすること自体が、それぞれの市町が事業に取り組むこと自体が取り合いになるような事態も生じかねないのではないかと思うんですけども、そうなったときに、当町のような小規模自治体が不利になるのではないかという心配があるわけです。何かそういうことについて、小規模自治体を守るという何か取り決めがあるのかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今回のこの協約は連携中枢都市である静岡市、そこがこの圏域をまずリーダーシップをとって引っ張っていくと、そういうふうに考えております。そこに静岡市と協約を結ぶ市町が協働して、それぞれこの圏域自体全体を盛り上げていこうという大きな目的がございます。確かに私たちの町は小さな町ですけれども、この協約を結ぶことによって圏域全体で盛り上げていく中に加わるということが大きな目的と効果を生むものということで、5市2町の首長会議、そこで討議を重ね、今回、それぞれの市町で協約を結ぶというところまでたどり着いたことでございます。

ですので、議員がおっしゃるような不安な点というものは、そこは、もし町に不安な点等、また変更等がありました、議会に諮るという法律上のその制度もありますので、そこでもしそういう事態が生じた場合には、そのままのみにするようなことはあり得ない制度となっていますことをまず御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

一見、とても力強く町にとって大きな助けになる、あるいは活力をもたらす取り組みになるというふうに思うわけですけれども、そういう期待はもちろん持っています。でも、当町と静岡市は財政規模で40倍余の差があります。人口規模では100倍余の差があります。この連携中枢都市圏構想というのは、市町村合併が思うように進まなかつたことで、国は、自治体のスリム化、効率化が図られないとする観点から、総務省が第2の市町村合併に代わるものとして進められているというのも伝わってきてています。

圏域における行政及び民間機能のコンパクト化、ネットワーク化というのが目的であって、圏域の将来像として、連携中枢都市が策定したビジョンに周辺の市町を組み込んで、連携中枢都市圏の展開に圏域にある自治体もこれを自分の市町の政策として共有していくということを町が狙っているわけで、ステルス合併あるいは隠れた合併とも言われるんですけども、という批判も起きています。

国は、その目的を人口減少、少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を進めて維持するための拠点を形成することを目的だとしておりますけれども、連携中枢都市圏は、当初から国は連携中枢都市圏における自治体間の連携は差別的役割分担であることが前提だとしており、小さな当町がやらなければならないきめ細かな住民サービスとか豊かな自然、先人により培われた産業や伝統芸能、芸術の継承、伝承、そして人材育成などの喫緊の課題への取り組みが一方では何でも民営化、学校統廃合、中高一貫校化、住民負担増、福祉切り捨てなどを行っている静岡市で、大型公共事業を繰り返している、そういう静岡市と連携することで、当町のよさや大事な宝が押し潰されるのではないかという心配がやはり答弁を聞いていても抑えることができません。

効率化、スリム化などを目的にした第2の市町村合併とも言われる連携中枢都市圏構想は賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備える静岡市ですが、圏域の中心都市が近隣の市町村と連携をし、行政のコンパクト化、ネットワーク化により、人口減少とか少子高齢化社会において一定の圏域の人口を確保し、活力ある社会経済を維持するため

に拠点を形成することが目的となっております。

この目的を達成するために、今回の議案として地方自治法第252条の第2、3項の規定に基づいて、川根本町が中核市である静岡市と連携中枢都市圏を形成するために、連携協約を締結するため必要なものとして議会に提案されたものであります。

先ほど、反対者の中で静岡市の言いなりとかという言葉が出ていましたが、私たちの川根本町は独立した地方行政機関であります。地方自治体において、静岡県と国とか市町において差はないというふうに私は感じます。ですので、このような広域の連携ができたということと、より一層事務の効率化というものが図られるのではないかというふうに思います。

その一例を挙げれば、静岡市を中心とした消防の広域化ができましたが、やはり1年間を振り返って、首長の中でも、やはり迅速かつ効率的な支援をしていただいているという評価がされております。この圏域構想についても、そのような評価が得られるものというふうに考え、私はこの協約の締結については賛成とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第14号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第14号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを採決します。

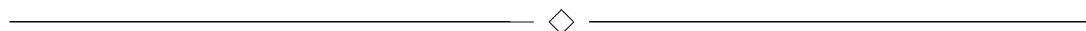
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第15号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第15号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従って質疑をさせていただきます。

駿遠学園管理組合が行っていたグループホーム共同生活援助事業について、実施法人をN P O法人フリースペースうえるびーに変更することに伴う規約の変更とのことですが、藤枝市が施設を整備したのでそちらに利用者が移り、現在の利用者が4人だけになってしまったため経営が大変だという説明がありました。

でも、まだ4人利用者がいらっしゃって、なぜ事務に関する分担金についての規定を削除するのか、また、現在の利用状況や運営、利用者負担はどのようになるのか、見通しなどについて説明をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今回の規約変更につきましては、実施法人が駿遠学園管理組合からN P O法人のフリースペースうえるびーに変更されるため、駿遠学園の規約からグループホーム共同生活援助事業の規定並びに分担金の規定を削除するものです。

なお、現在、施設には4人の方が御利用をされておりますが、その4人の内訳としましては、島田市御出身の方がお二人、それから川根本町御出身の方がお二人いらっしゃいます。ですが、引き続き御利用は可能となっておりますし、御負担につきましても、あくまでもこ

これは障害の給付のサービスでございますので、実施法人が代わったからといって単価に変更もすることはございませんので、負担金等は変わることはございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、駿遠学園管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時25分に再開したいと思いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

————— ◇ —————

◎日程第14 議案第16号 平成28年度川根本町一般会計補正予算 (第5号)

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告を多岐にわたりさせていただきました。自分でも間違わなければいいなと思いながら、

通告に従って質疑をさせていただきます。

最初に1点目ですけれども、21ページの2-2-1企画総務費で8節報償費のところですけれども、総合計画策定時の報償費141万円を100万円の減額になっています。策定委員会の開催が12回から7回になったためとの説明がありましたけれども、減額し過ぎではないかということで伺います。

2点目です。同節の消費生活相談員報償費28万8,000円を全部減額するということで、理由が人材が得られなかったとの説明でしたが、今後、どうする考え方をお聞きします。

3点目です。同目の企画総務費ですけれども、13節の委託料でトビラフォン導入委託料199万7,000円を60万円減額するという説明で、思うように進まなくて20台になったという説明がありましたが、当初は何台分を予定して計上したのでしょうか、お聞きします。

4点目です。22ページの2-2-3まちづくり事業費の8節報償費で千年の学校運営委員の報償費16万3,000円が皆減、そして千年の学校講師謝礼も25万円を10万円減額、それから普通旅費や光熱水費の減額のところにも千年の学校関係のものがあるという説明だったんですけども、取り組みが縮小しているという状況、その理由、原因は何なのか、また、現在の状況と今後の見通しはどうになっているのか伺います。

5点目です。同目の19節いやしの里づくり事業交付金で、予算が400万円のところを200万円の減額が出されています。今年度の実施はなかったということで、それでも2件の問い合わせがあったという説明がありましたけれども、これが実施に至らなかったという理由は何なのか、今後の対応をどのように考えているか伺います。

6点目です。縁むすび事業費補助金で80万円を50万円減額するということで、これも説明では実施が1件のみだったためとのことですが、何回分の予算で、1回はどういうことをやったのか、開催できなかつた理由は何なのかお聞きいたします。

それから、7点目です。23ページの2-2-7路線バス対策費のところで、料金収入の入りの部分ですけれども、48万7,000円減額になっています。高齢化が進んで、利便性を考えて巡回バスやデマンドタクシーなど足の確保に当町は非常に大きな力を入れているわけですから、利用が進まない理由と今後の対策をどのように考えておられるのか伺います。

次に、8点目です。25ページの3-1-1社会福祉総務費で19節年金生活者等支援臨時福祉給付金4,698万円を543万円の減額の計上がされています。給付人数など減額の根拠の説明をお願いいたします。また、12月議会で2,700万円補正計上して全額29年度へ繰越明許とした臨時給付金経済対策分と対象者が違うのかどうか伺います。

それから、9点目です。25ページの3-1-2の心身障害者福祉費で約1,700万円の事業費減額に対し、事業費が減額をしているわけですけれども、それに対して国県負担金や補助金で2,354万円余を減額しているということで、事業費より大きい国県の減額の理由は何なのか伺います。

10点目です。28ページの3-2-2児童福祉施設費で聖母保育園の補助金が148万3,000円

減額、扶助費でも給付費が988万8,000円の減額ということで、合わせると1,137万1,000円が聖母保育園に行くお金が減額になるわけですけれども、減額をする算定の根拠の説明を求めます。園児数が何人から何人になったのかなどということですけれども、よろしくお願ひします。

11点目です。同じ目の扶助費ですけれども、ここではさゆり幼稚園の施設型給付費も1,276万5,000円を272万円減額になっています。非常に大きな減額だと思うんですけれども、今年度より施設型給付を選択されたことで今までより運営の安定を期待されていたと思うんですけれども、その運営状況、安定が図られたのか伺います。

12点目です、31ページ、4－2－1の塵芥処理費のところです。13節委託料の一般廃棄物処理委託料で636万2,000円の減額について、予算に対するごみ処理量の実績量と推移を求めます。

13点目です。41ページの10－1－3の教育諸費、21節の奨学金貸付金120万円の予算を48万円減額するということですけれども、理由は人数の減とのことです、予算時と現在の新規、継続の人数をお聞きします。そして、この制度は当町の本当に独自のせっかくの支援策だと思います。利用者が例年少ないわけですけれども、借りられる額も1万円だったのを2万円に上げて充実をしようとしていますけれども、町の魅力として余り発信されていないという状況はもったいないと思います。利用をふやす取り組みについてどのようにお考えか、改善策など考えておられるか伺います。

14点目です。43ページの10－2－2の小学校教育振興費、20節の扶助費で要・準要保護児童就学援助費93万2,000円の予算を50万円の減額ということで、その内訳の説明を求めます。予算時と現在の新規利用者、継続者数などです。

最後に、45ページの12－1－2、長期債償還金利子6,265万8,000円の予算のところを1,362万4,000円減額するということが出ています。29年度当初予算説明資料の36ページなんですけれども、起債残高の推移が載っています、横版ですけれども、12年度の利子償還額は5,833万円となっており、補正後の額が4,903万4,000円という額と1,000万円近く差があるわけですけれども、少ない理由について説明を求める

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、それぞれの款項目に従いましてお答えをいたします。

まず、第1点の企画総務費の報償費ですけれども、当初予算上は全ての委員に報酬を出すということで予算を計上いたしましたが、町内の団体、川根高校とか商工会、観光協会、その他の委員様が職務の一環として参加をしていただくということで、報酬の支払いが不要となりました。そのことと開催が減ったということで、今回の減額となったものであります。

また、消費生活相談員でございますけれども、今後は募集は引き続き行なっていきます。次年度におきまして、相談員が得られたときに補正対応して確保をしていきたいというふうに

考えております。

その次のトビラフォンでございますけれども、まず、予算上は一月20台、そして9カ月分、延べ180台の設置を見込んでの予算計上をしたものです。それが最終的には減額として80台分を減額したという形となりました。

まちづくり事業費ですけれども、千年の学校等の見通し等の御質問でございますけれども、これまで事業を実施していく中で、人づくり、魅力づくり、活力づくりを循環させていくことを目指してきましたが、まず人づくりである人材育成事業から地域の魅力づくりを行うために、まちづくり活動へつなげていく流れをうまく構築できず、今年度もそのような状況となりました。来年度は事業の理念と仕組みを参加する皆様に理解をしていただくことが最も重要であり、そのことに参加者と十分協議をして集中をして取り組んでいきたいと考えております。

次に、いやしの里でございますけれども、いやしの里づくり事業を活用して事業を行いたいという地区が2地区ございました。内容につきまして町のほうで関係課と協議をいたしました結果、町が実施する事業として移行したほうがいいのではないかということとなりまして、本年度の実施に至らなかったということでございます。今後もこの事業につきましては、継続的に地域に向けて情報発信を続けていきたいと考えております。

縁むすび事業でございますけれども、まず、予算上は2つの団体分を計上いたしました。限度額が40万円ということで計上しましたので、2団体でございます。実績としましては、商工会の青年部が28年10月1日、2日に実施しました婚活事業、それが1件の開催となっております。

それと、最後になりますけれども、路線バスの関係でございます。実績としましては、今年度の路線バス及びデマンドタクシーの利用者の数は見込みで2万2,400人で、前年度に比べますと3,000人増加となります。利用者が増加をしていますけれども、運賃収入が増加していないということとなっております。

その理由につきまして、路線バスにつきましては、高校生の利用は増えております。ただ、通常運賃200円を支払う利用者、その方の減少が出ているのではないかと推測をしております。デマンドタクシーにつきましては、利用者数が各年度で増減がありまして分析できないところがございますけれども、利用者数全体の約8割を占める75歳以上の高齢者の利用者が今後減少になるのではないかというふうに考えております。

今後の利用促進対策につきましては、平成29年度に町営バスの路線の再編の検討を計画しております、その中でより利用しやすい運行方法などを検討し、決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、すみません、福祉課のほうは8番から11番までをお

答えをします。

まず最初に、8番です。3-1-1の社会福祉総務費の年金生活者等支援臨時給付金の減額の説明と、それから、12月議会でお願いをしました2,700万円の補正と、全額29年度に繰越明許をした臨時福祉給付金経済対策分との対象者の違いということでございますが、まず減額の理由ですけれども、高齢者給付金、これは1人頭3万円ですが、の対象者が当初の見込み1,450人中、申請をされた方が1,344人ということで318万円の減額になりました。それと、障害遺族年金受給者給付金対象者が116名見込んでおりましたが、実際には41名ということで225万円の減額となりました。合わせて543万円の減額となります。

また、繰越明許をお願いいたしました臨時給付金の経済対策分との対象者の違いはございませんので、御承知おきください。

次に、9番を申し上げます。3-1-2心身障害者福祉費で1,700万円の事業費の減額に対して、国とか県の負担金、補助金が2,354万円の減額の理由ということですが、当町の減額補正について、国県が多いということにつきましては、地域生活支援事業という、これは給付とは別に国とか県の補助金の事業がございますが、そちらの負担割合が国とか県のほうが満額をいただけなかつたということがまず1つございます。

それと、あわせて給付費につきましても、施設の利用、今後、まだ残っておりますので、急なことで障害を持つ方が施設に入所をする場合も想定をされますので、その分のお一人分を残し減額をしたために、負担金、補助金の減額が多くなったものでございます。

3つ目でございます。10番です。3-2-2の児童福祉施設費で聖母保育園のほうの補助なんですけれども、148万3,000円の減額ということで、扶助費でも988万8,000円、合わせると1,137万1,000円の減額ということですが、まず給付費の988万8,000円の減額ですけれども、当初予算では途中入所を考慮し、年516名、月にしますと43人の12カ月で積算をいたしました。ところが実際には、見込みですけれども、年431名、月にして35.9人となる予定になつております。よって、その差、85人分につきまして減額をさせていただくものです。

また、補助金につきましても、施設給付費の15%とさせていただいているため、988万8,000円の15%である148万3,000円を減額するものです。

引き続き11番です。同扶助費でさゆり幼稚園のほうの施設給付費も1,276万5,000円で、272万円の減額ということで、施設型給付費を選択したことでの経営の安定が図られたのかという御質問でございますが、まず減額の理由ですけれども、給付費の減額が当初、さゆり幼稚園につきましても、年144名を見込みました。月にしますと12名で積算をいたしました。12名の12カ月で積算をいたしました。実際には年127名、月にして10.5人の12カ月となる予定ですので、その分の差額について減額をするものでございます。

なお、さゆり幼稚園が施設型給付を選択することで経営の安定が図られたか否かにつきましては、申し訳ありません、現在、把握をしてございません。いずれにしましても、今年初めて施設型給付費にしましたので、1年を経過した時点で判断をさせていただくことになる

うかと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、島本宗幸君。

○生活健康課長（島本宗幸君） それでは、12点目、4款2項1目塵芥処理費、13節委託料の減額について御説明をいたします。

この委託料につきましては、平成20年4月に締結した川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託に関する規約に基づいて島田市へ委託料を支出しているもので、今回の減額補正は、平成27年度の田代環境プラザ運営費決算の規約に基づき、基本割10%、ごみ量割90%を乗じて算出された運営費生産金額が当初予算に比較して636万2,000円減額となったことでございます。この減額となった理由としましては、田代環境プラザ溶解炉のコークス、灯油等の燃料費が原油安を背景とした低価格で調達できたためでございます。

ごみ処理量の実績推移でございますけれども、今回の補正の基礎となる平成25年10月から平成26年9月までのごみ処理量は、田代環境プラザ全体で3万1,543.38t、そのうち川根本町分が1,520.4t、ごみ量割に占める割合は川根本町分が4.82%となっております。

なお、この数字は前年より処理量でございますけれども、田代環境プラザ全体で279.09t減少、川根本町も37.5t減少をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 続きまして、10款1項3目の奨学金の貸付金の48万円の減額でありますけれども、当初、新規貸付者3名と現在貸付者2名分として、月2万円掛ける12カ月掛ける5名で120万円を計上してありました。今年度の新規貸付の方は高校生1名ということで、実質は既存の方と新規の方を合わせて3名ということになって2名分が不用となつたために、月2万円掛ける12カ月掛ける2名で48万円を減額補正させていただくものであります。

なお、周知でありますけれども、もちろん今後も引き続いて周知に努めますけれども、これについては、実は卒業生全員にもう周知をしておりますので、知らないということはないと思います。もちろん申し込みがあったものについては、規定に基づいた審査を実施しまして、奨学金の貸し付けを実施していきたいと思っております。

以上です。

続きまして、10款2項2目の小学校教育振興費の20節要・準要保護児童就学援助費の50万円の減額でありますけれども、まず、こちらのほうは中学校も関連してきますので、中学校もあわせて説明させていただきます。

平成28年度、小学校と中学校で認定されました準要保護児童生徒数は、小学校で2世帯2名、中学校で6世帯7名、全7世帯9名となっております。このうち新規の者は、中学生1名であります。残りは継続ということになります。

この就学援助費につきましては、学年によって、この小学校の50万の減額ですけれども、学年によって支給される金額が異なるものですから、一律の支給額というわけにはなりませんけれども、今後の支給見込みの計算によって50万円の減額をさせていただいたものです。ただし、この減額後の残金は、余裕を見まして約30万円ほど残ることになります。また、当初予算において、新規、継続を含めて小学校費で10人分で93万2,000円、中学校費で8人分106万8,000円を見込んでおります。

この制度につきましては、一般質問等でも申し上げさせていただいておりますけれども、学校あるいは民生児童委員の方々と見守りを中心に、真に支援が必要な方々に対する声かけとか相談に応じております。今後もホームページを含めまして、こうした情報発信、関係の方々との連携を深めて制度の周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 鈴木議員の御質問、最後になろうかと思いますけれども、長期償還金利子に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

今回の利子減額補正につきましては、平成28年度当初予算計上時におきまして、平成26年度以前の借り入れに伴う定期償還利子分と平成27年度に借り入れを行った新規利子分の計上をさせていただいております。新規利子分につきましては、借り入れ先によりまして利息が異なります。利子が異なりますけれども、財政融資資金につきましては1.0%、民間金融機関資金につきましては1.5%で試算をしたところ、実際には0.1%から0.4%の利子で借り入れができる実績により減額をさせていただいたものでございます。

なお、平成29年度の予算計上につきましては、定期償還利子分と28年度に新たに借り入れを行った新規利子分を計上し、新規利子分を0.5%から1.0%で試算をいたしました。したがいまして、29年度予算につきましては、28年度予算よりは減額をしております。

なお、御指摘をいただきました29年度当初予算資料の36ページ、グラフの下段の金額でございますけれども、28年度利子額について、今回の補正予算を反映せず策定してしまったため、議員御指摘のとおり補正予算額の金額と差異がございます。誠に申し訳ございません。実際の利子額につきましては、決算時に改めてまた御報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 御答弁ありがとうございました。

二、三点再質問をさせていただきます。

まず、3問目のトビラフォンのことなんですけれども、80台を減額した、1カ月20台の9カ月ということで、ちょっとメモができなかつたので、もう一度ゆっくり説明をお願いいたします。

それから、次に5点目ですけれども、29年度の予算はどういうふうになっているか教えて

ください。減額をしているということですけれども、継続するということで、ちょっと確認することができなかつたので教えてください。いやしの里づくりの件です。

それから、次は聖母保育園の10点目の質問です。補助金運営費が減額をしているということで、運営費は人数によって計算をされるわけですけれども、補助金は町で運営費の15%という補助を支給しているということで、以前は最初は10%だったのを園児がどんどん減ったことで20%に上げて、今度また最近園児がふえているということで15%に抑えたものだと思うんですけども、そういう町が運営のできるように、聖母保育園の運営を守るために補助を出しているということはとても評価できることだと思いますけれども、その次の11点目の質問ですけれども、さゆり幼稚園の件については、施設給付型を選択してまだ1年経過をしていないので運営状況は安定したかどうかよくわからないということなんですねけれども、人数を聞くと園児数が平均で10.5人という状況になっているということは、さゆりさんにとって決して楽な運営ではないと思うんです。人数に対して運営費が支給されるとすると。

やはり聖母保育園に支給しているような補助制度を今後大変な状況であれば、様子を見てということですけれども、ぜひ創設をしていただきたいな、教育委員会のほうで300万という補助はあるんですけども、聖母保育園と同等の保育の部分についての補助を新たにつくっていただければ、この町あるいは川根地域でたった一つしかない、1カ所しかない幼稚園を残していくということが、先生方に大きな負担でなくなっていく、子供が少ないことがまず第一問題なんですねけれども、そういう状況の中で運営の支援を町はさゆりさんに継続をしていただきたいということで考えていただきたいと思うんですけども、そのことについて御答弁をお願いいたします。

それから、13点目の質問で教育諸費ですけれども、奨学金のことで借りる人が少ないとということで、周知は本当に高校卒業生全員にやっていて知らない人はおられないというふうな課長の答弁があったわけですけれども、やはり5年間で返済を、大学卒業後5年間で返済ですか。高校生が借りた場合はどうなるんでしょうか。高校卒業後5年間なのか。

そういうことで、やはり借りた年月、3年、4年に対して5年間の返済というのは非常に、もし大学生なんかになればほかの奨学金も借りるでしょうから、また就職しても給料もそんなに最初は多くないということで、なかなか返済が大変なわけです。もっと返済期間を延ばしていくということも利用を進める要因になるんではないかと思うのですけれども、その点について以前も求めたことはありますので、御答弁をお願いいたします。

それから、その次の要・準要保護の減額についてですけれども、30万円ほどまだ残して減額をすることですけれども、こういう予算を使って新年度の支給は7月ぐらいから多分対象者に支給されるということで、入学用品の準備品なども含まれているわけですけれども、間に合わないわけです、支給されるのが遅いから。それで、全国の自治体では、多くはないんですけども、ここを見直して前倒しで早く、行政の要するに対策として、前倒して入学に間に合うように支給しようという自治体があちこち出てきています。

そういう点でも、当町も少ない人数の対象者ですし、ぜひ子供たちが格差がないと言うとまた怒られるかもしれませんけれども、安心して学校に行けるように、こういうせっかくの支援制度が生きるように前倒しで入学準備ができるような方法を考えていたけないかなと思います。

以上、再質問です。よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、トビラフォンについての御説明をいたします。

予算は、一月20台を限度として9カ月、延べ180台の設置を見込んでの予算化ということです。最終的に、今回80台分の減額を行いましたということです。

それと、いやしの里づくりですけれども、次年度予算は400万円の予算を計上しております。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、御質問のさゆり幼稚園のことについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、1年通してみないと正直何とも言えない部分はあるかと思います。ただ、私どもとしましても、町内にある貴重な幼稚園であるという認識は当然持っておりますし、そこが経営的に立ち行かないというのは町内のお子さんにとっても不利益になると思いますので、その状況を見させていただいて、かつその状況に応じては関係機関と協議をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 再質問でありました、先ほど議員、高校卒業と言いましたけれども、中学生です。中学校の卒業生に対して周知をしております。

高校卒業後5年間というお話がありましたけれども、条例の中では返済期限というのが第11条にありますと、こちらについては、返還期限は最終学校を卒業後5年を超えることができないというまず条文があります。つまり、高校を卒業しても現実的には大学に行ったりする子がいらっしゃいます。その子については、その次の12条で返還猶予というのがあります。疾病、その他、特別な事由のために奨学金の返還が困難な者には、願い出によって相当の期間、その返還を猶予することができるという条文があります。

これによって、例えば大学へ行った場合あるいは専門学校へ行った場合は、その間は猶予できるということで実際に猶予させていただいていることがあります。それから、また専門学校とか大学を卒業した、またさらに上の学校を目指すとかということで学校に入った場合には、当然その理由になり得ると思いますので、そうした場合には猶予させていただくということになりますので、とにかくそういう願い出によってその期間、猶予をできるということで御理解をいただきたいと思います。

それから、就学援助費ですけれども、御指摘というか御提案がありました年3回支給を前

倒しできないかということありますけれども、これにつきましては、担当を含め少し教育委員会等でもお話をさせていただいて、検討してみたいと思いますので。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点だけ確認をさせてください。

最初のほうのトビラフォンの数なんですけれども、180台を予算計上したということで、今回80台を減額するということになると100台設置したということになると思うんですけれども、それ20台しか何か設置できなかつたという説明が全協であったと思うんですけれども、その関係はどうなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 延べということです。20台を何月継続していくかという、そういうことですので、よろしいですか。

（「延べですね」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） 延べの台数ということでお答えをさせていただきました。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第17号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君）　日程第15、議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君）　起立全員です。

したがって、議案第17号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16　議案第18号　平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君）　日程第16、議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第19号 平成28年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますので、1点お聞きいたします。

3ページの歳入のほうですけれども、1款1項5目のその他の診療報酬収入というところで、当初予算600万円の現年度分のところですけれども、286万6,000円減額をするという議案が出ています。それで、次の項にも1款2項でその他の診療報酬収入というのがありますて、ここは何かインフルエンザや高齢者の肺炎球菌予防接種の分だよという説明だったような気がするんですけども、同じその他の診療報酬収入という名前と中身の違い、そして何の分の減額になっているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、平成28年度いやしの里診療所事業特別会計の補正予算の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、歳入、1款1項5目その他の診療報酬収入の内訳でございますけれども、これは定期予防接種に係る負担金、公費負担金になりますので、その受け入れとしての項目でございます。

続きまして、1款2項の諸検査収入でございますけれども、こちらの収入については、定期以外の任意の予防接種、主なものがインフルエンザの予防接種でございますけれども、それを受け入れてございます。その違いが項目間で分けてございます。

1款1項5目286万6,000円の減額理由でございますけれども、今も申し上げましたけれども、この5目その他の診療報酬収入の主なものは、町で行う4種混合であったり、小児肺炎

球菌であったり、水痘であったり、ヒブ、麻疹、風疹、日本脳炎とか定期の高齢者肺炎球菌などの定期予防接種の公費負担分を予算計上してございました。

計上時には、月50万円の予算計上、12カ月分で600万円を計上してございましたけれども、少子化等の影響によりまして、子供の定期予防接種者が減少して、実績ベースでございますけれども、月約26万1,000円、年間で313万4,000円を見込ませていただきまして、その差額286万6,000円を今回減額計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をとり、議会運営委員会及び全員協議会を行います。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前1時14分

再開 午後 1時11分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第27号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（太田侑孝君） 追加日程第1、議案第27号、川根本町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第27号、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表につきまして、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

1ページをごらんください。

第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、地方公共団体情報システム機構負担金は、国の補助金の年度内支払いがなく平成29年度に繰り越すことになったことから、当町も同様に繰り越しをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

以上で提案理由の説明を終わります。



◎散　　会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月23日午前9時、本会議を開会し、一般質問、議案第1号、第11号並びに第20号から第26号の委員長報告、質疑、討論、採決及び議案第27号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労でした。

散会 午後 1時13分

平成29年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年3月23日（木）午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 11 号 第2次川根本町総合計画基本計画の策定について

日程第 4 議案第 20 号 平成29年度川根本町一般会計予算

日程第 5 議案第 21 号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第 22 号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 7 議案第 23 号 平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算

日程第 8 議案第 24 号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 25 号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算

日程第 10 議案第 26 号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

日程第 11 議案第 27 号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

日程第 12 発議第 2 号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書について

日程第 13 発議第 3 号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について

日程第 14 議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	菌田 靖邦 君	2番	坂本 政司 君
3番	野口 直次 君	4番	根岸 英一 君
5番	芹澤 廣行 君	6番	山本 信之 君
7番	中田 隆幸 君	8番	小畠 侃一郎 君
9番	森 照信 君	10番	鈴木 多津枝 君
11番	中澤 莊也 君	12番	太田 侑孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 敏夫 君	副町長	森 紀代志 君
教育長	大橋 慶士 君	総務課長	野崎 郁徳 君
企画課長	山本 銀男 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務課長	伊藤 千佳子 君	福祉課長	海老名 重徳 君
生活健康課長	鳥本 宗幸 君	産業課長	後藤 泰久 君
建設課長	大村 浩美 君	総合支所長兼商工観光課長	安竹 賢治 君
教育総務課長	前田 修児 君	生涯学習課長	藪下 和英 君
会計管理者	中野 裕文 君	代表監査委員	柳原 義六 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村 敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承願います。

◇

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月15日の本会議散会後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程、発議案件等について御協議いただきました。また全協終了後、議会広報委員会を開催し、委員の皆さんには、議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体監査の結果について報告がありました。
内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 次に、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成29年第1回の川根本町議会の定例会ということで、全員の皆さんに御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

まず、3月10日以降の行政報告をさせていただきます。

3月10日ですが、自衛隊に川根高校から一人入隊ということで、激励をさせていただきます。

した。役場内で行いました。

3月10日ですが、先ほど議長からも話がございました議会の全員協議会ということです。

この夜には、いやしの里診療所の運営委員会が開催をしております。

それから、DMOの責任者が決定したということで挨拶に来ております。

3月11日ですが、川根本町の茶業者大会が開催をされました。

3月12日日曜日ですが、お茶の里ファミリーマラソン、これも前回よりも増えたというようなことで、大変大勢の皆さんに参加をいただきましてマラソンを開催しております。

3月13日ですが、広域消防の運営協議会が静岡市で開催をされております。これに参加をいたしております。

3月14日です。廃棄物の減量推進委員会が開催をされております。

3月15日は3月議会の2日目ということでございます。

3月16日は藤枝のMYFCの代表の方が表敬訪問に、例年でございますけれども、お見えになりました。

3月16日ですが、東海総合通信局の局長がお見えになりました。これからもいろいろお世話になるということで、こちらからもお願いをしております。

3月16日、この日には区長会がございまして出席をしております。

3月17日、中央小学校の卒業式。議会の皆さんにも御出席をいただきまして対応をしております。

3月17日ですが、林業対策協議会が開催しております。

3月18日、これも議会の皆さんにも出席いただきました。井川線の復旧の式典がございまして、知事もお見えになって、開催されたというのが3月18日でございます。

3月22日に伝統文化伝承館のコンペを開催しております。

3月22日ですが、県の農業会議の常設議会がございまして出席をしております。

それから、3月23日、本日でございます。3月議会の最終日ということです。

それで、もう一つ余分なことを申し上げさせていただきますけれども、実は、きょうのこの行政側の景色は最後の景色ということで、5人の方が退職をされます。

そんなような中で、これまで40年前後、本川根並びに中川根のために一生懸命御尽力をいただいた皆さんに、心より敬意と感謝を申し上げたいし、また、この私が就任してから合併して後の川根本町ですが、3年半、大変厳しい環境ではございましたけれども、この皆さんのリーダーシップがあって、このような形で推移をしているということで、私は議会の皆さんともども感謝と敬意を表したいなというふうに思っております。

これからも、まだまだ安泰というわけにはいきませんけれども、この皆さんのがそれぞれの後継者に向かって今まで以上の御指導をいただければ、もっともっとこの町がよくなるというふうに確信を持っております。どうか議会の皆さんも、これからも今までどおりの温かい御支援を、この場で大変恐縮ですが、お願いを申し上げまして、行政報告に代えさせていた

だきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、鈴木多津枝君、中澤莊也君、菌田靖邦君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） おはようございます。3番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにこの場に立たせていただくのは、町民や地域の皆様の支えがあってこそ、いつも感謝しております。

29年度の当初予算は65億4,000万、積極的型とはいえ、めり張りのある予算と私なりには考えております。安心して元気に暮らせるまちづくりの中の重点には、子育て、学校、社会教育等に新規事業が目立ちます。観光客誘致対策も一定の評価ができると思っております。予算関係、大枠4点の質問をいたします。

平成29年度当初予算、第2次総合計画基本計画を含め、今後の行政の考え方を伺う。

第1点、当町において、近年、観光客の増加傾向をどのように捉えるか。

①夢の吊橋の入り込み数は昨年約8万9,000人、今年は既に約11万9,000人の大幅な伸び、若者が多いと思われるが、1回限りのつり橋訪問に終わらせないため町内（寸又峡）に少しでも滞在客をとめる経済効果を含め、現在行っていること、これから行おうとすることをお伺いいたします。

②町内各キャンプ場も年々増加傾向が見受けられるが、全体的にキャンプ場を拠点にして町内各所の観光施設に出向いている中、またリピーター等が多い中、今まで調査したことがあるかお伺いいたします。

③商工観光課を含め各団体の現場の努力、工夫なのか、トーマスの時期に千頭駅ホームから音戯の郷への入館者が昨年より約40%増加しており、前年よりも少ない予算で大きな効果が出たと思います。今後の観光事業を進めていくに当たり、隠されたヒントがあるようと思え、職員にも何かしら観光に自信を持っていただいたんではないかと思っております。その点をお伺いいたします。

第2点、町内放課後児童クラブ、子育て支援等の環境の向上への取り組みについて。

①本川根児童クラブ新築に当たり、今後、中川根地区3校一緒のクラブについても同様な考え方で進めていくのか、学校の空き教室の利用では問題があるのでしょうか。

②現在、子育て支援施設元藤川の保育園の利用状況、新設する南部施設の地元、地域の利用を含めどのような運営を考えておられるか、それぞれ二つのまたつながりを含め検討しているのかお伺いいたします。

第3点、ICT教育推進事業について。

①ICT利活用の中で、今年度学校教育にICT授業をメインに取り入れた理由をお聞きます。

②全国的にも、県内小・中学校を先駆けて中山間地モデル的存在で進めている中で、ICT支援員を独自に置くのか、今後は教員で進めるのかをお聞きいたします。

③当町は、特色ある学校教育ビジョンを推進する中で、ICT教育授業は教師一人一人さらなる負担が増えるのではないか、短期間での現場対応は十分なのかお伺いいたします。

④よりよいICT事業になるため、昨年同様29年度も町内一、二校でもモデル的に実施、継続は考えなかったのかお伺いいたします。

第4点、今までの1、3点とも絡みますが、今年度の新規事業を含め日ごろの行政への理解をしていただくために、町民に伝え、説明する方法についてお伺いいたします。

①新聞、マスコミの影響もあると思いますが、情報が先行し濃い事業内容より金額が一人歩きしてしまい、町民の受け取り方が余りよくないパターンになることも危惧されます。どのようなお考えを持っておられるか質問いたします。

②第2次総合基本計画を町から町民にお知らせする方法を新しく考え、周知徹底することにより身近な29年予算も含め、住民の理解度を高めるために何かその点をお伺いいたします。

大枠4点の質問を私の質問とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、3番、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

先ほど、行政報告でも申し上げましたけれども、退職される方がこの中に5人いるということだものですから、なるべくその皆さんにも答弁する機会を持っていただくように配慮もしたいと思いますので、その点はお許しいただければありがたい。精いっぱい私の責任の中ではお答えはさせていただきますけれども、そのような配慮も議員の皆様にもお願いしたいなというふうに思っております。

最近の観光客増加傾向をどのように捉えているかとの御質問でございます。

前年同時期の施設入り込み状況を見ますと、音戯の郷137.5%、不動の滝キャンプ場137.2%をはじめとして、久野脇キャンプ場、三ツ星キャンプ場とともに前年を上回りました。

寸又峡プロムナードコースゲート入り口で133.3%、トーマス乗車105.2%で、あわせて普通電車も117.7%と増加しております。

今年度の特徴的なところでは、トーマスは全国からの誘客を確実に増加させていること。9月は長雨と前年のシルバーウィークが好調であっただけに数字が大きく落ち込みましたが、年間で見ますと増加傾向となっております。

若者が少人数で景色を見に来訪しておりますが、日帰りが圧倒的に多いという認識を持っているところであります。

その要因を考えますと、第一は大井川鐵道が順調に営業軌道に乗りつつあるということを考えます。2年前に新オーナーと新会社のもとでの運営となり、政府系の支援機構の指定を受け再生を図っているところでございますが、トーマス人気は依然好調でありテレビ番組にも頻繁に取り上げられ、大井川鐵道の名を全国にとどろかせております。町にとって大井川鐵道が元気であることは、かけがえのない財産であると考えているところであります。

過日、お客様が「沿線の風景もすばらしいけれども、何よりもうれしかったのは、この沿線で地域の方々が手を振ってお迎えしてくれること、手を振ってまた来てねと笑顔で見送ってくれることです」と申しておりました。今後の大井川鐵道の営業に一層の期待をいたすところですが、関係者以外の方々のもてなしが地域の観光を支えているかもしれません。

2点目といたしましては、観光関係者の努力もあり、資源の売り方といいますか、SNS効果によりパワースポットの一つとして知名度がアップしていること、人気のある渓谷の風景も本町の貴重な財産の一つであるということでございます。

しかしながら、オフ対策、安全対策、つり橋の渡河能力など、シーズンの大量の観光客の対応策など課題も生じているものと承知をしているところであります。

また、さきの3月18日には「南アルプスあぶとライン」の全線復旧記念イベントも行われました。貴重な資源の情報発信を強化してまいりたいと考えており、本町の観光を点ではなく面として捉え、観光で稼げる基盤を強固なものにしたいと考えております。これは、せっかく来ていただいているお客様を1ヵ所だけの目的地にとどめず、あぶとラインに乗っていただいたり、沿線のスポットに立ち寄っていただくような資源の磨きが必要と考えております。これにより、寸又峡方面に来た方もキャンプに来た方も同じで点から面への広がりを持たせていきたいと考えているところであります。

しかしながら、今まで何回も申し上げておりますが、各事業所、観光事業関係者が英知を絞り、いかようにして稼ぐかということを常に考えていかない限り、真の観光地にはなり得ないということも関係者とともに認識をしていかなければならないというふうに考えております。

二つ目の町内の児童クラブ、子育て支援等の子育て環境向上への取り組みについての御質問がございました。

まず、放課後児童クラブは、平成21年度から本川根児童クラブ、中川根児童クラブの2カ

所で開設をしております。

本川根児童クラブの建設の後、中川根児童クラブについても同様に進むのかとの質問でございますけれども、中川根児童クラブにつきましても、当然、クラブ利用希望や余裕教室の状況を勘案し、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

次に、児童クラブの利用児童と学校間の移動の問題であります。

現在、中央小学校までのお迎えのみ、委託先であるNPO法人かわね来風（らいふ）が実施をしておりますが、帰りに関しては、時間の制約、待機場所の確保やその間の安全確保等の課題もありますので、現状では困難というふうに考えております。

現在の子育て支援施設の利用状況と改修する旧地名保育園とのつながりについてでございますが、改修後は同じ子育て支援施設としてスタートするため、イベント等の合同開催や職員の交流を進め、両施設のつながり、地域の皆様の交流を進め運営に格差が生じないよう努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、ICT教育の推進に関する御質問にお答えをさせていただきます。

なお、野口議員の質問と内容が同じような、この後、菌田議員の質問も答弁をさせていただくことになっております。実は、重複するかもしれないなというふうに危惧しておりますけれども、菌田議員の際には割愛をさせていただくことがあるかもしれませんので、よろしくお願いをさせていただきたいというふうに思います。

町内の小・中学校へのICT教育の導入につきましては、平成27年度から町内の先生方とともに熊本県や宮崎県といった県外の先進地を視察させていただき、研修を重ねてまいってきたところであります。

このICT教育の推進につきましては、昨年12月ベネッセコーポレーション、京セラコミュニケーションシステム、東海ブロードバンドサービス、川根本町の4者間で締結をされました「IT人材の育成」に関する包括連携協定に伴い、川根本町のこれからの中のICT教育への提案をいただいたものでありますが、これまでの全国の実績をもとにモデル的に一部の学校から始めるのではなく、全町一斉に取り組むことの必要性についても御提案をいただいたところであります。

また、平成28年3月の「ICT利活用推進委員会報告書」の中の「将来の町の姿」や「利活用に向けた提案」にもありますが、学力の向上に向けた小・中学校のICT教育の推進につきましては、議員の皆様も御承知のとおり、導入に対するICT利活用推進委員会からの強い御提案があり、あわせて今回の4者協定の御提案もいただいたことから、来年度の小・中学校全校同時での導入を計画させていただいたものであります。

平成29年度からの事業の実施内容につきましては、先日の予算特別委員会や新聞報道等でも御承知のことと思います。

概略を申し上げますと、機器につきましては全ての小・中学校の児童・生徒と教職員一人一人にタブレット端末を配布いたしますが、全体では約370台になるものと考えております。

加えて、各教室に1台ずつのテレビ型モニターの配置、さらに各学校2台ずつのタッチパネル式電子黒板を導入する計画であります。この中で、タブレット端末につきましては一人一人に貸与するということになりますが、近年のICT機器の進歩は目覚ましく、3年程度での更新も視野に入れているということでございます。

また、教員にこれらの機器を最大限有効利用していただきため、国語、算数、理科、社会といった各教科のドリル学習的な既成の学習ソフトを導入するとともに、この学習ソフト以外は川根本町独自の学習プラットホームを構築し、教員のアイデアによってカスタマイズできる川根本町ならではのオリジナル教材の開発を実施し、県内におけるICT教育のモデルになることを目指してまいりたいというふうに考えております。

さらに、将来的には子供たちが家庭でこの学習プラットホームにアクセスし、タブレットを利用した家庭学習ができる環境整備についても検討していきたいというふうに考えております。

こうした事業展開を進める上で、教員の負担増や現場の混乱はないのかという御質問がございました。前に述べましたとおり、2年ほど前から町内の校長はもとより、多くの教職員の方々との視察研修や実際のICT教材を使ったデモを通じて研さんを重ねてまいりましたので、むしろ現場の先生方が望んでいるというのが現況でございます。

また、これらの機器や教材を使い、子供たちへの効果的な授業を進めていく上でICTをしっかりと理解し、使いこなすことのできる能力である教員のICTリテラシーの向上のための支援員の配置は欠かせないというふうにも考えております。計画では、支援員を1名から2名程度お願いし、町内の各学校の先生方への研修や指導を実施していきたいと考えておりますので、議員の心配されている教員ということではなく、外部の専門的な知識を持っている方を予定しているということで御理解をいただきたいというふうに思います。この支援員には、機器の操作、教員との連携した教材の開発、活用方法等のサポートのほかに町のICT人材の育成という視点からも助言及び指導をお願いしたいというふうに考えております。

この支援員は、この人材育成において、子供たちがこれからの中でのネット社会の中で必要なICTの知識を学ぶことで、町にとって将来雇用を生み出すような人材が育ってくれることを期待するものであります。

また、情報化は光が当たる部分だけではなく、ライン、メール等での誹謗中傷によるトラブルや有害情報の影響、また子供たちがネット犯罪に巻き込まれたり、逆に犯罪者になったりするという形の部分もありますので、情報社会におけるルールを身につけるためのモラル教育も進めていきたいというふうに考えております。

町では、これらをもとに平成29年度の予算を計上させていただき、来年度に入りましてから事業を推進していくという予定であります。

最後の御質問であります、各事業を町民に伝える手法に関して御質問がございました。

議員の質問にありますように、ともすればこの事業にこれだけの費用がかかるといった内

容のみが一人歩きして、事業の趣旨や目的、また内容や手法といった、本来、周知、理解が図られるべきことが薄れてしまっているという御指摘につきましては、当該事業の重要性や、これにより何がどのように改善され、どのように生活等の向上に寄与していくのかといった道筋を明確にわかりやすく提示することに努めていきたいというふうに考えております。

もう一つの、町民の皆様の行政理解向上のために新たな周知方法を検討したらどうかという質問がございました。これまでも、広報紙や議員の皆さんも御存じのとおり、その年度における主要事業を記載した「川根本町ことしの仕事」を発行し、全世帯に配布をしているほか、毎年4月に開催している第1回の区長連絡会において全ての課より事業等の説明を実施しているところであります。さらに、それぞれの課においても、関係する様々な団体、組織等の会議等において当該年度の制度、事業等を説明させていただいているほか、個別事業ごとのチラシや通知を利用した周知にも努めているところであります。

また、情報基盤整備により各戸に配置した告知端末機「かわねフォン」という新たな告知・広報媒体を活用した広報にも取り組んでいるところであります。

議員より御質問がありました、今年度策定予定の第2次川根本町総合計画におきましても、町外へのプロモーションや町内の情報、意識共有を図るため、概要版を作成し全戸配布を予定しているところであります。

しかし、文字情報が多くなりがちで内容がうまく伝わらないといったケースも想定されますので、発信した情報が確実に伝わるよう、まずは「見てもらえる」「関心を持ってもらえる」というようにデザインや構成等も工夫していくことに努めるとともに、わかりやすさにも配慮したいと考えておるところであります。

また、個々の施策ごとの対応にはなかろうかと思いますが、必要な情報が必要な人に着実にわかりやすく伝わるよう、様々な広報媒体の利活用によるわかりやすい情報発信や交流会等を通じた双方の情報共有にも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 再質問させていただきます。

答弁ありがとうございます。

それこそ、最初に言っておきますが、また後、菌田議員がＩＣＴの結構専門でございますので、私は教育のお話を聞いていただいたんですが、まだまだ私自身勉強不足なところがありますので、質問がいつものようにちぐはぐな点があることは御了承願いたいと思います。

質問させていただきます。

今年度11月に行ったマウンテンマラソンは、民間の力でなし遂げ、あの忙しい紅葉イベントの多い最中によく頑張ったと思っております。今後、大会が続行されれば今以上に行政、町民の力が各所に必要になっていくと思われます。行政も関心を持って必要となれば支援も考えていただきたいと思います。その点もどのように思っておるか質問いたします。

- 議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。
- 商工観光課長（安竹賢治君） マウンテンマラソンということで商工観光課のほうで答弁させていただきますが、マウンテンマラソンに来た方々が交流人口の大きな要素ということであれば商工観光のほうでの還元をしているというところでの答弁とさせていただきますけれども、マウンテンマラソンにつきましては、11月19日に開催されたわけですけれども、シーズン的には本当にピークというところで実施されておりました。ということでいろんな課題もあったわけですけれども、このマウンテンマラソンにつきましては実行委員会のほうで町の支援を受けずに行いたいという強い意志がありましたので、町としましてはPRのパンフレットをお配りすることで支援をさせていただきしたり、物資の貸与等の支援をさせていただきました。

静岡新聞にも載っておりましたけれども、行政のほうで支援をする、補助金を出したりして実施する催しが多い中にあって、今回のマウンテンマラソンは自分たちの力でやったというところでの大きな評価を得ているというふうに記事が載っていましたけれども、まさしくそのように思いまして、来年以降続けていくようありましたら、自分たちの力でやっていただければと思っておりますけれども、もし町としてこういったことで支援をお願いしたいという要望があれば支援をしていく、どういう形でしていくかわかりませんけれども、そのような気持ちは持っております。

以上です。

- 議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。
- 3番（野口直次君） 今、商工観光課長が答弁をいただきましたが、商工観光課に限らず一つの川根本町の民間の力というんですか、の中の一つの、900人ほどの方が参加していただいた中で、この事業が経済的効果というのが余り少ないにしても、継続することによって川根本町、あるいはこここの地域資源の掘り起こしにもなると思いますので、今後も町全体で支援というか見守っていただきたいことをお願いしますし、また、そのためにはどこがある程度、何かこういう民間から要請があった場合は今のところどこの課が窓口に、全く新しい事業とかそういうのはなるんでしょうか、その点、窓口を教えてください。

- 議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） 本年度の実績から報告いたしますと、企画で持っております地域づくり活動事業費補助金、そちらの申請がございました。限度額が20万円で10分の8の補助率ということで本年度実施をいたしました。そういう補助金の申請、受け付け等は企画のほうで対応を継続してやっていくこととなります。来年度におきましても、現時点では要項等の改正を予定しておりませんので、限度額20万円という予定であります。

- 議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。
- 3番（野口直次君） 続きまして、大井川流域の観光で、先ほど町長もおっしゃったんですが大鐵が大変力をつけてきて、力というかある程度、思ったより頑張っていただいているも

のですから大変観光の中の光が見えてきているということは私も同様に同感しておりますが、島田市、大鐵を含めて大きい中で大井川流域の観光と川根本町のつながりの中で、特に私は川根温泉ホテル、川根温泉との連携を密にして奥大井も川根本町も少しでも誘客を増やしていくということで、努力をということで、前にも一般質問でもさせていただいたときには、温泉にチラシ等置いてPRしていくことのお話を聞いたんですが、その後、具体的に川根温泉ホテルとかと連携は、それ以上のことを行っておられるかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 川根温泉ホテルの支配人と時之栖の指定管理者という共通点もございますので、年に1回社長も見えまして、町長と観光課といろんな意見交換をさせていただいているのが現状でございます。その中で、もりのくにと川根温泉との連携、あるいは沿線での活動等の意見交換をさせていただいております。パンフレット等につきましては観光協会のほうで小まめに温泉のほうへ行って、に限らずあちこちパンフレットを置いていただくと、そのようなことをやっております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） その関連にもなるんですが、それこそ今多彩な地域資源を生かすということで、体験、滞在型のニーズに合わせて客層も変化する中で日々観光の施策というか、観光事業に対しては職員も努力をしている中で、川根本町まるごと湯遊得事業もそうですが、三、四年できれば同じ事業を継続して地元に根づくようサポートしていただければと思うんですが、私の考えに対して何かこれから事業に反映を考えているかお答えできればお願いたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまの湯遊得事業というオフ対策の割引事業という話がありましたけれども、今年度3,000泊の予算をとったところ、3月19日に終わりましたけれども、ちょっと数が少なかったということを今聞いております。つきましては、来年はその反省を踏まえて、何が悪かったのか、どうすればもう少しそれにお客さんが飛びついてくれるのか、総括的な反省を踏まえて来年度少しやり方を変えた中でやっていきたいというふうに思っております。

それ以外につきましては、29年度に一体何を考えているかというところでございますけれども、まず北部のほうから考えますと、寸又は夢の吊橋周辺一つに収集しているという現状を踏まえまして、遊歩道の修景伐採につきまして協議会を立ち上げまして、静岡森林管理署をオブザーバーにしまして、中部電力、川根本町、寸又の組合、あるいはツアーのエコティ、ああいったところを参画させていただいて検討会を設けたいというふうに思っています。

次に、井川線につきましては、あぶとラインの協議会ができておりますので、町としましては150万ぐらい負担を出して、もう少し資源の発掘、あるいは情報発信を強力に推進したいというのがあぶとラインの関係でございます。

また、南部につきましては、沿線におきまして地域連携型のモデルツアーということで地域に入っていけるような仕組みを今考えております。

またSLフェスタ、あるいはトーマスといったものを島田市と大鐵と川根本町と連携して継続していくということで、点から面というところを具体的にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も議員にさせていただいて3年半になるんですが、全く観光のことは今でもわかりませんけれども、何となく、町長もおっしゃっているように、点から面に対して少しずつ観光のパターンができつつあるということは大変うれしく思っております。なぜ今この継続というお話ししたかといいますと、大変、副町長のお話にもあったんですが、千頭駅から先ほど言った音戯の郷に、何かホームからルートを変えただけでお客が増えたということが、今の課長も言ったように、ちょっとのヒントというのが大きなあれを生み出すこともあると思いまして続けていただきたいと思います。

その関連でもう一点だけお聞きしたいと思います。

私は、いつもお願いばかりしていて、寸又峡で自分が何ができるかなと思ってメモをいろいろ考えたらさっぱりいいアイデアが出てこなかったんですが、その中で、大変失礼かもしれないが少し夢物語の中でこういうことを提案いたしますので、聞いていただきたいと思います。

全国つり橋サミットなんかも将来考えていただきたい。パワースポットにポストを設置して10年後の私ということで投函用の絵はがきの補助、川根本町限定で町内で使えるお土産補助金、スイーツの補助券、お風呂の露天風呂の補助、決めつけのつもりで言ったんですが、女房に言ったら笑われたんですが、若者を寸又峡の入り口の駐車場にとめて、健脚でございますので温泉街を歩いてもらって、活性化の手伝いになっていただいたらペアの粗品を提供というふうにいろいろ考えている中に、どうもそういう若い者は、若者の中に地元も入りますが、グループで考えていると一番いいようにも思ったものですから、さらには行政もアイデアを含めて、とにかく小さなことから思ったより少しでも滞在の時間を、寸又峡に限らず接岨、井川も含めていくように募集でもしたらいいんじゃないかと思いますが、そうしたら小学校程度のいつもお話で悪いんですが、その辺は何かアイデアを取り入れていただく方法、考えているなら教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。

つり橋サミットというお話ありましたけれども、前からつり橋サミットをやると全国的にもメッセージを送れますねというお話もいただいておりますので、これについては検討させ

ていただきたいと思います。それ以外の寸又峡での仕掛けにつきましては、組合の皆さんももう少し自分たちのことだと思って考えていただければならないというふうに思っていますので、野口議員の提案があったことをお伝えして、町で支援できることは支援していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 続けて質問させていただきます。

2点目の質問で、放課後児童クラブのことをお聞きいたしましたら、いろいろな意味で答弁名の中で大変私が再質問させていただくこともお話ししていただいた中で、運営業者がいろいろな要望があれば相談にのっていただくということで、とにかく今、平常のときはいいんですが、夏休み、冬休みとかそういうときにはどうしても学校がお休みになりますので、山村開発センターとか生活改善センターを利用しているということで使い勝手の問題もあるとは思いますが、その辺、時間をかけてでも結構です、子供たちが少しばかり騒いでも遊び盛りの子供だもんですから、責任持って預かるほうでは余り飛び回ってもらって困る点等はあると思いますが、どうか今の答弁を続けていただきたい中に、そういう休み対策は何か考えておられるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 放課後児童クラブことでございますけれども、基本的に夏休みとか冬休みとともに放課後児童クラブは開催をしてございます。ただ、先ほど議員がおっしゃった山村開発とかそういったことは、学校が急にお休みになった場合とか、もしくは運動会の振り替え等で、今、学校施設をお借りしているものですから振り替えのお休みとかで、例えば中央小学校が使えないといった場合には代替えの手段として山村開発センター等で開催をさせていただいているということでございます。ですので、まだこれからどういう形がいいのかというのは、また今後、御父兄の皆さんの御意見等を伺いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 学校のＩＣＴ教育推進のほうを質問させていただきます。

まだ始まったばかりですが、地方の自治体にＩＣＴ支援員の配置とか国・県からの支援があるのか、あるいはこれからそういう方向に働きかけていくのか質問いたします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの野口議員の御質問は国からの支援があるかどうかということでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育総務課長（前田修児君） そういうことですか。今のところそういった補助的なことと

かは教育委員会のほうでは聞いておりません。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 次の質問ですが、4者会議も終わっていろんなことが決まって、とにかく29年度から一斉に学校でやるということは答弁でお聞きしたんですが、学校のＩＣＴの維持管理の業者はこれから決めるのか、もう既に決まっているのかお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 予算特別委員会のときにも申し上げましたけれども、業者はこれからです。これから、こちらのほうでいろんなプレゼンとかを聞きながら決めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

ランニングコストというか維持管理費も、当然、これからあれに出てくると思いますが、子供たちのためにということと将来技術者を育成するという中で、どうしても当座のお金はかかる中で、少しでもこういう新しいモデル的にやっていただくために、私の口ばっかり言うのはおかしいんですが、何かしら国とか、あるいは県等でこういう事業に対して少しでも物質面と精神というのもあれですが、支援ということは今後働きかけていくんでしょうか。お願いいいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の国の件ですけれども、国も恐らく1,600億円ぐらいの補助、補助金じゃなくて、これは普通交付税の中に含めた措置をしていると思います。

それで、先ほど野口議員からいろんな質問出ているんですけれども、実は、この質問をする前に議員の方にもきっちり調査をしていただきたいんですけども、実は、国は2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会ということで最終まとめを、平成28年7月28日付で出しております。この中に資料も含めて様々なこと、先ほど質問されたようなことが出ております。ぜひこういうものを見てきていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 質問の言葉が小さくなりますが、申し訳ないと思います。

確かに勉強不足はいつも思っているんですが、その中で引き出しの中の隅っこにあったものですから、文科省も教育の質の向上を目指すために情報教育を、先生がおっしゃっていたくように、やっていくということが書いてありました。

その中で、一番のメリットの中に、三つばかりメリットがあったんですが、教員の事務の負担の軽減と子供と向き合う時間を確保したいということが、文科省のホームページの中にはありました。それが今のまだ全体の勉強ではないと思うんですが、私が確かにこの質問をするときから下ごしらえをしている中で、大変、逆に私自身がＩＣＴ教育の勉強を少しですがさせていただいたということはうれしく思うし、私が、当然デメリットもあるじゃないかと

ということで、私は割合重箱の隅っこをつつく悪い癖があるものですから、やっている中で、大変面白い、新しい教育の中のＩＣＴというのはすごいということも書いてありました。

ですから、町もサポートして、また皆さん4者協定の専門の業者もいますので、いろいろ面でクリアしていく中で、質問にはなりませんけれども、いいものをこの町にして、さらに子供ばかりじゃなくて最後には高齢者も何かしら使えるようなものをつくっていただきたいと思いますので、これは質問ではございませんが、三つ目の最終的な、教育に対するＩＣＴの質問とさせていただきます。

あと、4点目の質問で、非常に情報、町がせっかくいろいろなことをやっている事業が町民に伝わらないんじゃないかなということを何回も言っている中で、私はある程度、26年には高度情報整備事業の前に各地に説明会、あるいは3役が就任挨拶を兼ねて地区説明会を行つて、工事完了後、現在に至っているわけですが、第2次基本計画も含めて、私としては地区に出向いて日ごろの行政、人づくり、まちづくりの概念からも説明の機会を持ってくださったほうがいいように思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のことでも大変重要なことだと思いますけれども、まずは区長さん並びに議会の皆さん、それぞれの団体の皆さんからも委員として入っていただいておりますし、その皆さんのが地域の情報等も吸収しながら発表していただく、それを具現化していくというような形にするのがスムーズじゃないかなというふうに思っております。格式ばったところよりはもっともっと自由な、いろんな発想が出てきたほうがいいのかなという感じがしております。しかしながら、今言われたとおり、そのようなことが必要あれば、当然やることはやぶさかではございません。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 総合計画の中で質問させていただきます。

今後、学校教育ビジョンの推進の理念の説明は私も理解しつつある中で、私は学校のあるべき姿を見据えたときに、せめて中学校だけでも一つにすべきではないかと考えております。そこには当然、保護者はもちろん、学校のある地区、町民との十分な話し合いが前提になるわけですが、中学校のあり方、青部トンネルの開通で生活の利便性も向上されていますので、一議員の立場と見ても統合を課題として取り上げ、検討は引き延ばすだけではなく、避けて通れないような必要と私は考えております。12月にもお聞きして、今の学校教育ビジョンを進めてですが、どうか再度この件も考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） そういう意見も将来的に出る可能性はあるなというふうには思っております。しかし、今早急にこういう方向で進むということの結論は出ておりません。これも、いろんな皆さんからの御意見をいただきながら、総合計画にも、多分の話で申し訳ないですが、反映していくのではないかと。しかしながら、小規模の今やっているＲＧ授業等が効

果を上げているという点も比較していく必要があると。私がここでその方向で考えているということは今申し上げられませんけれども、行く行くはそういう話も出てくる可能性はあるなということは意識をしております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

この総合基本計画にしてもそうですが、町長がこれから10年は短い10年であってほしいというお話をされました。私も全くそういう10年であれば本当にこの川根本町の未来というのは明るいと思いますので、これからも強いリーダーシップをとって多くの事業を進めていただく中で、これからいろいろな面で、強いリーダーという言葉は失礼に当たるかもしれないですが、やはりそういう覚悟を持っていろいろな事業をやっていただきたいと思います。

私は、いつもまとまらない話をしている中で、決して川根本町が後ろ向きじゃなくて前へ進んでいるということは、教育を含めて理解しておりますので、今後も残り少ない議員生活ではございますが、いろいろな意味で発言していきたいと思います。私たち、私もそうですが議員も勉強していくことを考えている中で風穴の開くような、当然、今、風穴開いています、今のような雰囲気を持ちながら今後も行政を進めていただければ、私は大変うれしく思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。回答は結構です。

○議長（太田侑孝君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時11分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 川根本町、日本共産党を代表して一般質問を行います。

三位一体改革やアベノミクス経済対策により、国から地方への税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交付税の削減が行われ、地方自治体の財政危機を一層深刻にしています。消費税の10%引き上げは、企業の設備投資や国民の消費が伸びないことで2年半延長となりましたが、景気回復ができていない何よりの証拠ではないでしょうか。

当町でも、3年前の消費税の8%への引き上げ以来、年金削減や各種負担金の引き上げ、生活の物価の値上がりなど、庶民の暮らしは深刻さを増しています。

茶業も農林業も、公共事業の大型化による町外業者発注などもあり、町内業者の受注も減

少しして継続が困難となり、耕作放棄地が増え続け、若者世代の流出、少子高齢化による消費減少など、暮らしが大変、町の将来が心配だと町民の話題に上らない日がないほど、喫緊の課題になっています。

そこで、今回通告しました3点について、ぜひ町民に明るい希望が持てる答弁がいただけますよう、前向きな御決意を期待いたしまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、若者が安心して定住・移住できるまちづくりについてです。

- (1) 子育て負担の軽減・サービスの拡充を。
- (2) 安価で住みやすい住宅の提供を。
- (3) 所得を増やし継続できる茶業振興をです。

(3) の茶業振興では、具体的に茶園に太陽光発電の推進を。有機栽培や全品出展者への支援拡充を。グループ生産、6次産業化、耕作放棄地の利活用の推進をの3点を通告しています。日本一のお茶のブランドを生かした若者の呼び込みをどのように考えておられるか、伺います。

2点目は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりをです。

- (1) 介護保険から町の総合事業に移行した要支援1・2の方のサービス状況について。
- (2) 外出支援の拡充を。
- (3) 見守り・生きがいの場づくりの支援をです。

高齢化率50%に近いこの町ですが、お達者度は県下で一番高く、高齢者の医療費は県内最低の高齢者が元気に頑張っている町です。いつまでも元気な高齢者でいていただくためにも出番を増やし、生きがいを持って安心して暮らしていただくために、町はどのような取り組みを進めるのか伺います。

3点目は、青部の元小学校（セミナーハウス）についてで、解体しないで上に上げて利活用の検討を図っていただきたいということです。

具体的に、（1）当町に存在するセミナーハウスよりも古い公共施設はあるかということ。
（2）解体費用と存続かさ上げ、また移設費用の見積もりなどをしておられるのかということ。
（3）存続させて利活用の可能性の検討をしておられるかということを通告しました。

また一つ、この町の貴重な財産を消してしまうのか、それとも存続させて南アルプスユネスコエコパークの貴重な資源の一つとしてアピールし、地域住民の誇りを守る取り組みを進めるのかについて伺います。

前向きな御答弁を期待しまして、通告に従い1回目の質問といたします。

○議長（太田侑孝君）　ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　それでは、鈴木議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。まず、子育て負担の軽減サービスの拡充に関する御質問でございます。

本件につきましては、以前より鈴木議員から様々な御意見、御質問をいただいているところであります。町の現況、考え方につきましてもお答えをさせていただいておりますけれども、現況を踏まえた担当課長よりお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

次に、安価で住みやすい住宅の提供についてであります。

川根本町の公営住宅は、町営住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅の3種類あります。8団地に116戸がございます。それぞれの目的を持った公営住宅の設置となっており、現在、入居者の募集をそれぞれ実施しているところであります。公営の住宅の提供につきましては、現在の施設の利用を進めていくことがまず優先していくものと考えております。

移住・定住施策としては、住宅取得等への補助制度を、平成28年度から拡充をし、空き家改修事業費補助金は空き家バンクに登録された物件を購入、賃貸した人に対する当該物件の改修費の補助額を、補助対象者に18歳未満の扶養親族を有する場合は限度額を50万円から100万円に増額の改正をさせていただきました。また定住促進住宅建設事業費補助金では、定住を目的とした住宅の新築、多世帯同居住宅への増築の対象者に中学生以下の子供がいる場合には、一人につき50万円を加算する制度改革を実施したところでもあり、今後の補助制度活用者の推移を見ていきたいというふうに考えております。

3番目の茶業振興に対する質問がありました。

茶園に太陽光発電の推進という提案をいただきました。農地の上に背の高い架台と太陽光パネルを設置して行う太陽光発電「ソーラーシェアリング」ですが、営農を続けながら売電収入を得るということにより農家経営の収益を上げる一つの方法で、町内でも数カ所で取り組んでいる農家の方がおられます。

ソーラーシェアリングの設置には、収穫量の条件や高額な費用も必要であるというふうに聞いております。また設置することで周辺の景観を損なわないのか、地区内の同意も必要ではないかと思います。このようなことから、町で推進するか否かはもう少し様子を見ていきたいというふうに考えております。

次に、茶品評会出品者への支援でございます。

金銭的支援として出品支援金を支出しているほか、人的支援として茶振協のメンバーである役場職員、農協職員を中心に、摘採、運搬、製造、調整作業を応援しているところであります。摘採が5月の連休になりますが、休日返上で支援をしているところであります。今後もこのような支援を続けていき、茶の生産日本一である「産地賞」を目指してこれからも取り組んでいきたいと考えております。

グループ生産等の提案もありました。常々申し上げているように、やる気のある農家に支援をしていくということに考えは変わっておりませんので、農家の方から提案があれば支援していきたいと考えております。

次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの質問です。

まず、介護保険から町の総合事業に移行した要支援1・2のサービス状況ですが、川根本

町におきましては、第6期川根本町介護保険事業計画で平成29年度までの介護予防・日常生活支援総合事業への移行を定め、平成28年4月1日に事業を開始いたしました。

平成29年1月末現在で、要支援1及び2の方は96名、要支援の方に加え基本チェックリストにより判断された事業対象者の方が71名おられます。これらの方につきましては、これまでと同様に訪問介護サービス、通所介護サービスに加え、訪問型及び通所型の短期集中による運動機能向上サービスや通所型のデイサービスなど、その方の状況にあったサービス提供をしているところであります。

次に、外出支援の拡充についてでございますが、現在、町内の外出や町外の病院などへの通院に利用をいただいております。

近年、一人暮らし高齢者や高齢者世帯も増え、通院等の移動手段の確保が難しい町民も増えておりまます。また同居家族があっても昼間は働いている方も多く、町外への通院手段の確保が課題となってきておりますので、対応を考えていく必要があると承知をしているところであります。

次に、見守り・生きがいの場づくりの支援についてですが、高齢化に伴い地域の見守り機能の低下が懸念される中、町におきましては、高齢者見守りネットワーク推進事業や徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業、緊急通報システムに見守り機能を重視したサービスを増やすなどにより見守りを強化しております。平成28年から生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の状況をきめ細かく把握することにより、今後のサービスの構築を提案する事業を開始し、住民主体で生活支援サービスを提供していこうという取り組みが進められております。

次に、青部の元小学校施設に関する質問もございました。

青部の元小学校施設は、昭和27年2月に青部小学校として建設され、同校が廃校後は和光大学セミナーハウス等の利用を経て現在に至っております。

議員御質問の当町公共施設において、同施設より古い施設はどれだけあるかという御質問がありました。現時点では同施設が町所有施設として最も古い施設となります。ちなみに、同時期の施設としては、現在寸又峡公民館として使用している元大間小学校校舎がございます。こちらは昭和28年3月でございます。

次に、解体費用とかさ上げ施設費用についての御質問でございましたが、後ほど担当課長よりお答えをさせていただきます。

3点目の、存続させて利活用の可能性の検討をとの御質問でありますが、予算特別委員会でも説明させていただいておりますが、新年度予算、企画費において青部駅周辺土地開発調査業務委託料500万円を計上させていただいております。新年度において周辺の開発構想を検討していく中で、同施設のあり方、利活用が可能かどうかも含め検討していくことになっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、すみません、鈴木議員の一つ目の御質問にお答えをいたします。

以前と変わらない答弁になってしまふかも知れません、お許しをいただきたいと思います。子育て負担の軽減についてでございますけれども、保育料の決定につきましては、毎年、町の保育所運営委員会で決定をしております。現在、当町の保育料額は国で定めた利用者負担額の約6割程度でございまして、適当なものと考えております。今後においても保育所運営委員会の御意見を伺った上で、保育料を決定していく所存でございます。

また、サービスの拡充についての御質問もございましたけれども、平成29年度機構改革により健康福祉課内に「こども支援室」を新設いたします。そちらを中心に、関係機関の皆様方の御意見を伺いながら旧地名保育園の改修や本川根児童クラブの建設、あわせてファミリーサポートセンターや休日・夜間も含めた一時預かり事業、その他の事業についても準備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、続きまして、教育総務課から子育て負担の軽減サービスについてお答えをさせていただきます。

現在、教育委員会におきましても、様々な子育て支援施策を展開しておりますことは既に御承知のことと思います。

まず、義務教育における小規模校のよさを生かした、川根本町ならではのRG授業の実施、児童・生徒が安心して通学し校外活動や部活動に活用できるスクールバスの運行、遠距離から通学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための遠距離通学費の助成のほか、経済的な理由で就学困難な家庭への支援としての就学援助費の支給、あるいは高校や大学に通うものに対する支援としての奨学金の貸与などを実施しております。

これらの制度につきましては、ほかの市町に比べても手厚い支援策となっているものもありまして、今後におきましても、さらに子育てがしやすい町を目指しまして、これまで以上に充実した内容となるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、青部の元小学校の解体費用、かさ上げ費用の関係で、私のほうからお答えをさせていただきます。

新年度予算におきまして、予算特別委員会でも御説明させていただきましたが、通常の解体、解体処分という形の解体ではなく、資材等の再生利用等に配慮した解体工事予算としまして1,230万4,000円を計上させていただいております。通常の解体工事と比較しまして、今申し上げましたとおり、資材等の再生利活用を考慮した解体といった形で考えておりますの

で、250万から370万円ほど、概算見積もりの話の中ではありますけれども、高い金額となっております。また現在施設に使用されている建築資材等が解体後建築資材として再生をできるかどうかといったものをより分けるといった解体になりますので、費用的には高くなるといった御説明も予算特別委員会でもさせていただいたとおりでもございます。

また、かさ上げ、移設費用の見積もりに関しましては、現在、土砂を入れて造成をしている中で、学校が今建っている高さのほうが低くなっていますので、解体をして移設をした場合、そのまま上げるわけにいきませんので、した場合の概算費用でありますけれども、現時点では屋根材、外壁等、再生利活用が困難な資材を必要最小限更新するといった形の見積もりであります。概算経費になりますけれども、総費用として1億6,300万円がしといった形の概算見積もりをいただいております。

この金額につきましては、解体再構築するといった形の金額であります。それに含まれていない中の整備であるとか、耐震強化費といったものはこの費用に含まれておりません。したがいまして、概算ではありますけれども、そのようなものを見込みますと、今言った金額の倍以上にはなろうかなといった感覚を持っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 御答弁ありがとうございました。

子育て負担の軽減、サービスの拡充についてですけれども、課長さんも言われましたけれども、同じような答弁になりますけれどもということですけれども、川根本町として新たな取り組みも今示されたわけですね、子育て支援センターを生かしていくということで。それは、もとには地名にあった保育園を建設して10年足らずでもう使わなくなって、そのまま放置したものをやっと再開というか違う形で、子育て支援センターとして再開するということがあつての取り組みということで、これはこれで担当課の担当の皆さんのがこれから本当に一生懸命な努力が期待されるものなんですけれども。

私が一番これまで繰り返し要望してきたことは、若い世帯の人たちの子育て経費の負担を軽減させてやれないかということなんです。当町の保育料は国の基準の6割程度に下げているので適切だというお答えがずっと繰り返されていますけれども、でも一人だけのお子様でもそのお宅の収入状況では大変かもしれませんけれども、でも2人、3人いらっしゃるお宅ではさらに大きな負担になっていて、国はそこを理解して全国の市町村に多子世帯への負担軽減策を提示しました。

しかし、そこには2人目は半額、3人目以降は無料だよ、そして対象の子供たちは学校に上がっても対象人数に入れるよということで、今までよりは改善されたわけですけれども、でも、そこには所得制限360万円以下の世帯だけという限度があります。そのせいでなかなかみんなが対象にならない、期待していたことも結局頭の上をかすめていってしまったという状況があります。

だから、私はそこに保育所運営委員会では1,000万ぐらい、その負担上限額を撤廃すると町の支出が増えるという説明がありましたけれども、本当にそうなのか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 御質問にお答えいたします。

保育所運営委員会のほうでもお話をさせていただきましたけれども、仮にその360万円の壁と言われるものを撤廃した場合に影響を受ける方が43名いらっしゃって、それで実際に減額をされる額が約850万でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、返せば43名の方がこの減額の規定を受けられるということなんですね。とても大きなサービスになるんではないかと思いますけれども、ぜひもう一度考えていただきたいと思いますけれども、町長にお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きょうはなるべく課長に答弁を、現況という話を冒頭でしたものですから半分ぐらいしか言えないかもしれませんけれども、今言われたこと、当然、これ子育ても行政も同じで、国・県・町、地域、家庭、それぞれの責任分担があるという中で、どうするかという話を今言われたと思うんですが、全てを町でという話ばかりでは行かないだろうという思いがあります。そのために、いろんな委員会を設置してあります。これは、委員の皆さんには地域に合った、それぞれの家庭の皆さんに合ったことの方針を決めていただくということをお願いしているということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そのことについても私は申し上げているんですけども、委員会というのは町長から諮問を受けてそれに対して答えを出していくということで、町長からこういうものについて軽減を広げたいよ、360万円の所得制限はうちの町の子育て支援の拡充ということで撤廃したいよという諮問があれば、私は今の委員の皆さん、本当に子育てが大変だということをわかってくださっている方、いっぱいいらっしゃいますので、いっぱいというか7人だけですけれども、委員そのものが。そういう中で過半数の皆さんが賛成って、反対にはならないんじゃないかなと思うんです。ぜひ町長がそういう英断をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） なるべく委員会の軽視にならないような形で対応していきたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長はあれもこれもというか、何でも町がやるのは無理だよというふうにいつも言われます。何でも町にやってもらいたいと言ったことは一度もありません。

お母さんたちは、本当に一生懸命子育てをしている。そして、川根本町は出生率も高いんですね、県の平均よりも国の平均よりも高くなっている。ということは、子供が生まれる人数は、毎年、最近ここ2年間、19人とか、昨年は17人とか減ってきてているんですけども、激減しているんですけども、それにもかかわらず出生率が1.57というぐらいの高さだと聞いていますけれども、まち・ひと・しごとに掲げている数字からなんですけれども、平成31年にはこれを1.69に上げるんだというふうに目標を立てています。出生率の計算そのものがそうやって見ると、本当に実際に何の役に立つかなどと、あらかたの目標にしかならないのではないかとは思うんですけども、私たちの町は出生数ではどれくらいを予測というか、目標に持っているんですか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の合計特殊出生率の出し方ですけれども、川根本町みたいに人口というか、子供を産むことのできる人たちが少ないところは、これはベイズ補正ということで他の近隣の市町の数値を利用して補正をした合計特殊出生率だと私は記憶をしております。ですから、ダイレクトに出した数字じゃないということだと思いますけれども、この辺は福祉課長のほうから補足していただければと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 教育長がまた専門分野だから口出しをしたのかわかりませんけれども、答えてくださいました。そして町が出した数字はそういうよその数字を当て込んだ数字じゃないかと言われましたけれども、本当にそうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、当て込んだと言いましたけれども、当て込んだんじゃなくて、非常に数値がばらつきが大きくなるんです、もともと母数が少ないので。ですから、例えば一人生まれたときは非常に大きな数字になるとかということになりますので、それを一つの補正をする手段としてベイズ補正ということで、これは近隣市町の数値を利用して出しているというのが実情だと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まち・ひと・しごとの冊子に書かれているんですけども、ベイズ補正しているかもしれません。でも実際には合計特殊出生率を、基準値である平成26年を1.57としたのは平成20年から24年の平均で出したというふうに書いてあります。その平均というか、20年から24年の、普通は5年おきに出生率を出していくということなんですけれども、その合計を割ったものを平均出生率としているようですけれども、そういう補正をしているということが、なぜ私はこだわるかというと、町が掲げた方針、目標に書かれているわけですよね。それで、そこを本当に真剣に目指さなきやいけない数字だと思うんですよ、これは。でも、確固たる数字だというふうにはお答えをいただけない。

何人目標に、毎年何人ぐらい生まれればこの町が再生産機能と言いますか、若者を、もち

ろん出生数だけでは保てないでしょうけれども、入ってきてくださる若い人たちも考えるでしょうけれども、その1.57を1.69に引き上げるんだとした目標の出生率に見合う出生数は何人ぐらいだよというお答えは、あって当然だと思うんです。そこが出されないというのは非常に残念で仕方がないと思います。

ぜひ、またそういうところを研究して真剣な取り組みになるように、もちろん真剣だよってまた町長が怒りそうですけれども、担当の方たちは本当に真剣にやってらっしゃると思うんです。でも私は、何回お願ひをしても、訴えても、子供たちを育てやすい、負担を軽減するということは本人の責任、ある意味では分かち合う責任だみたいなことを言われては、この町は一体何を、わかりやすい宣伝、PRをして若者を呼び込もうとしているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、数字のほうは申し訳ありませんでした。

ただ、以前、保育所運営委員会のほうでも申し上げましたけれども、もちろん子育てを応援することでは保育料の負担軽減というのは大きな割合を占めるのは事実かもしれません。ただ私どもが考えておりますのは、当然ながら子育て支援は保育料の軽減だけではございませんので、少なくとも今いろんなサービスが他市町に比べて不足をしているという状況と、それから施設等も老朽化しておりますので、そういったものを随時変えていきたい。子どもたちの安全とか安心を守っていきたいということで施設の改修等を進めてございます。

議員に言わせれば、両方一遍にやればいいじゃないかというお話になるんですが、これも前回お話をしたとおり、福祉課の中でも当然ながら高齢者福祉も進めなければいけないですし、障害者福祉も進めなければいけません。そういう中で、当然ながら優先順位を決めて順次進めてまいりたいというふうに考えております。決して、じゃ保育料について未来永劫手をつけないかということでは当然ございませんけれども、いずれにしても、今はそちらを中心進めてまいりたいというふうに福祉課としては考えてございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、SNSというものがとても若い人たちに盛んに使われています。もし私たちの町が本当にわかりやすい、保育料無料だよ、学校の給食費無料の町なんだよ。そして、子供医療費も高校卒業まで無料なんだって。そんなことがSNSで流されたら、本当に若い人们はきっと目につくと思うんですよ。一生懸命いろいろなところで、小規模校を大切にして町を寂れさせないように頑張っている、川高の存続も大きなお金をかけているけれども、やっぱり頑張っている。ICT教育を先進的にやるといつても、もうICT教育が先進的な教育には決してなっていません。新聞報道でもあちらでやったこちらでやったということが取り入れられています。ただ、川根本町はそれとは違う、新しい何かが生まれるんだろうなって私たちは期待しています、そのことに。

そういう大きなお金を使ってPRをしていく、そのことも大事でしょうけれども、わかりやすい、本当に一言でわかる子育て支援を手厚くしている町だよというPRをして若い人たちに発信していただく。そのことに町は期待を持たないのでしょうか。私はそれが不思議で不思議でしようがないんですけれども、今、何とか若い人を呼び込みたい、子供を一人でも多く増やしていきたい、そういう町で何をのんきにしているんだって言いたくて仕方がありません。この点について私の考えが間違っているとしたら指摘してください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 行政が何もしなくて、手をこまねいて環境づくりができるとは思っておりません。積極的に今対応している。この中で、方法論として、まずは環境整備が必要ではないか。非常にすばらしい環境のもとで生活ができないなら、ここに住む人はいないだろう。生活をしながら子育てもできるというのが基本でございます。その環境整備を今行政が大きなお金を使いながら対応をしている。これは最低の環境整備であるという思いからです。

それから、もう一つ大事なことは、先ほど出生率の話に出ましたけれども、私は適正人口、この出し方も非常に難しいというふうに思っております。といいますのは、今、鈴木議員がどのような形でおっしゃるかわかりませんけれども、私はこの適正人口というのはどうしてもこういう田舎は環境に左右される、当然ながら国の施策に左右される。この町もあるときは本川根だけでも1万人がいたという時期もあった。これは、農業はよく、林業もよく、また公共工事もあったという時期で適正人口というよりは多かったという経緯があります。

ですので、私どもの町は相当環境に左右される。その環境というのに左右されないまちづくりの最低限の整備は、行政のやる責任があるというふうに考えているところです。決して全てを否定して、子育て支援、多くの皆さんから、また町外の方からも高い評価を受けていることはございます。それを否定しないで、いいところは伸ばすということはありますけれども、全てが今現在一緒にできるという状況ではないということで、適宜、適切に対応をしているということで御理解いただきたいと思います。

その要望は、再三、冒頭でも申し上げたとおり、いつもお聞きしているものですから十分理解はしておりませんけれども、聞いているということだけは私の頭の中にはあります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 理解はしていない、聞いていて理解はしていない、私、日本語を話しているつもりです。そういうことで非常に残念だと言わざるを得ません。

時間がありませんので、わざわざ私の質問で傍聴に来てくださっている方もおられます。先に飛ばして、青部小学校の存続のことについて再質問をさせていただきます。

先ほども答弁がありましたけれども、29年度の予算に2款2項2目企画費に13節に500万円の青部駅周辺土地開発調査業務委託料が計上されているということで、決して旧青部小学校は解体をすると決まったのではなくて、これからどうやって活用をしていくかと考えて

いくんだということでよろしいんですね。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） そのとおりです。決してまだ決まっておりません。将来的に大変すばらしいいい場所になるだろうという想定のもとでは委員会をしっかりと立ち上げて、そこで検討していただくということになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） でも、残すためには行政の考え、私も通告にかさ上げをしてといふか、土台を埋め立てまで上げてというふうに通告しましたけれども、こういうのを考えていて、上げる必要ないじゃないのか、あのままの高さで暗渠か何か掘ってすぐ目の前に沢があるわけだから水抜けばたまつた水を抜くことはできるんじゃないか、そうすればそんなに大きなお金かけなくても今のままの景観、景観は違うかもしれません、周りに土砂が盛られているから、でもそこに植栽などをしていけばそのまままで使えるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） もともとあそこは水害の常襲地であったということで、学校の床下にも相当何回も入った。また茶園についてもそのような意向の中で地元の人からもかさ上げをしてほしいという要望もあったというふうに私自身も聞いておりますし、それぞれの皆さんも聞いているという状況です。

それから、地域の皆さんには説明会を開いてあります、町で。そこでいろんな地区の皆さんのお意向等も今はお聞きして進めているということです。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私があちこちから聞いたことと少し違うんですけども、例えば水害の常襲地であったというふうに言われますけれども、私が知っているのは台風、平成3年でしたっけ、長島ダムの仮締め切りが決壊して大水が出て大洪水になったときに、青部地区はとても大きな浸水をして2件、ほとんど中が空っぽになり、それでも小学校はそのまま、浸水はしたけれども元小学校は残りました。本川根中学校の体育館はもう建て替えをしなければならない状態になったということしか、私は記憶がありません。あそこが何回も、常襲地だというほど水に浸かっているというのは本当でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） あそこの大井川の水ばかりでなくて、内水の関係もあります、当然ながら。それで旧の本川根では田代と青部と桑野山と千頭駅、これが常襲地帯であるというふうに私どもは承知しております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう水害の常襲地でありながら、50年以上ほとんど形が変わらずに存続をしてきている建物だということもお認めになられますか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 認める、認めないじやなくて、現存しているから、それで残っているということ。しかしながら、そこへ何回水が入ったか確認はしてありませんけれども、入っているという状況です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何回、どういう状態になったか、建物をそのときに改修したのかどうか、そういうことについて、またこの場でなくて後でお答えいただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

そして、この建物ですけれども、文化庁の登録有形文化財ですかね、指定をされると改修費なども補助が出ると聞いているんですけども、御存じでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） お答えさせていただきます。

文化財につきましては、町につきましては町の指定ということで町と審議会、諮問、答申ということで指定しております。県は同じく県、国は国ということになりますが、国の指定の場合の補助制度等々については現在確認をしておりませんので、申し訳ありません、今現在お答えすることはできません。申し訳ありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初に町長も答えられましたけれども、当町に現存する建物で一番古くて、私たちも予算委員会の現地視察で見せてもらって、私は初めて中に入りました。そして、中のきれいなこと、きれいに管理されていることに私はむしろ感動を覚えました。廊下なんかずっと通っていて、長い廊下で、何か自分が子供のころに帰ったような懐かしい思いがして、それで存続できないものかと、そこから私は考え出しました。一生懸命知恵をひねっているいろんな人に聞いたんですけども、そういうすばらしい建物で大勢の人に愛されている建物を何とか残して利活用に使うことができないかということで、私は今回、もう解体が決まっていると思ったんです。だから、視察したときの雰囲気ではそういう感じだったので、もう解体が決まっていると思って危機感を感じてきたんですけども、どういう利活用を決めるかということはいつごろ決定を出すんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当然ながら来年度委員会を設立して、当然、地元の人にも入っていたくというような中で委員会をつくって対応を考えていくということになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 地元の人にはどういう形で人数とか、公募制なのか、町の指定なのか、あるいは役職の人を考えているのか。どういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 何人の構成でどういう人というのはまだ決まっておりません。今後検

討してなるべく早くないと対応ができなくなるという可能性もあるということだもんですから、早目に対応していきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほどの登録有形文化財の指定を受ける条件というのがありますて、答えていただけなかつたので調べたのを申し上げますと、50年が経過しているという条件のもとに、三つの条件のうちのどれか一つをクリアしていればいいよということなんですが、それは国土の歴史的景観に寄与しているということ、それから造形の規範となっているものであるということ、そして再現することが容易でないものというふうに、この三つが指定されています。もし青部元小学校、あのまま再利用するということができるとすれば、私はこういう時間の余裕があるのでぜひこういう登録申請をしていただければ、心配している皆さんも安心していただけるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど来申し上げているとおり、そのような方向で検討しながら委員会を立ち上げるということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目の高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてですけれども、その2点目に外出支援の拡充をということで、ただこれだけ通告をしたものですから外出支援タクシーの御答弁だったと思うんです。

私は、思っていたのは高齢者が安心して出かけたいときに出かけられる、行きたいところへ行ける、そういう足の確保をというつもりだったので、その点で今運行している、私もバス対策運行委員会の委員の一人になっているんですけども、バスの利用者、あるいはせっかくつくったデマンドタクシーの利用者、なかなか利用が広がっていないか。そして高齢者からはもっと乗りやすい、お金もそんなにかかるない方法ないかねというふうに言われます。買い物に行くのに200円、往復400円とか。75歳過ぎると100円になるわけですけれども、なかなか我慢して歩いて行っているうちはいいけれども、歩けなくなったら本当に心配だよというふうな声もお聞きします。

そういうことで、夫とも、傍聴に来ていますけれども、相談をしたんですけども、回数券みたいなもの、あるいは定期券みたいなものを考えたらどうかと。これも委員会で、町長はぜひ提案して話し合ってくれと言われるのかもしれませんけれども、そういう方法もあるんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 回数券、今バスのほうにつきましては、普通運賃の11枚つづり分を10枚分の金額で出している。そういうものがデマンドにも使えるというのは可能性としては十分検討するものだと考えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それを、もう一步進めて料金の負担を軽減して、何回乗っても1ヶ月、例えば1,000円でデマンドタクシーの定期券が買えるよとか、バスも定額で年間、例えば1,000円の定額料金、定期券を買えば好きなときにいつでも乗れるよとか。また外出支援などでも1回、それは結構高いわけですので1回お得になる回数券があるよとか、そういうふうなことも検討して、また委員会に出していただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今の御提案も含めて、いかに多くの人に使ってもらうかということは、公共交通としては重要な課題として捉えておりますので、その車の使い方、台数等も含めて何台あれば何人の方にサービスが提供できるかと、全てを含めた中で検討をしていくということで、次年度のバス対策等につきまして予算もとっていますので、その中の一つとしていきたいと考えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町によっては、地域の人たちの中から自分の車を使って運転していただく人を登録してもらって、研修もして、それで近所の人をその人に頼んで料金を決めて運んでもらうと。そういう本当に地域のつながりを利用したというか、きずなをかたくしていくような取り組みをしている自治体、例えば上勝町などはもう大分早くからやっているわけですけれども、そういうところもあるということも何回か私も申し上げていますので、ぜひいろんな、高齢者が本当に行きたいところに行けてうれしいというような町にしていただきたいと思います。

それで、最後の質問になるかもしれませんけれども、介護費用の負担の問題ですけれども、1年間に支払った医療と介護の自己負担額を合算して一定額を超えたなら払い戻しが受けられるという、高額介護合算療養費制度と高額医療合算介護サービス費制度というのがありますけれども、当町ではそういう申請をされている方がいらっしゃるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、今人数のほうは確認をさせていただきたいと思いますけれども、申請をされて利用されている方はいらっしゃいます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ほっとしました。これはなかなか複雑な書類を出さなきゃいけない計算方法だということで、申請が進んでいないということが静岡新聞に載っていたので、ぜひ聞いてみなくちゃと思ってお聞きしました。

それでは、もう一点ですけれども、要支援1・2を町の総合サービス事業とする移行が28年度から始まって、その移行後の利用者の負担額というのはどういうふうになっているでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 移行したのが、予防の訪問介護と予防の通所介護でございますが、基本的には負担増ということではございませんので、負担は軽くなっています。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） では、もう一つ、農業の点でお聞きをいたします。

耕作放棄地の活用について、ソーラーシェアリングの話も出ましたけれども、町長は余り進める気にはなっておられないということですけれども、茶業の収入が低迷する中では、こういうソーラーシェアリングを進めるのも茶業を継続する大きな力になるのではないかと思うんですけども、前にも一度聞いたと思うんですけれども、鉄柱を立てるときの土地転用というんですか、用地転用がなかなか進まないということに対して、後藤課長から何かこういう方法が、こういうことになってそんなに日にちはかからないよというふうな御答弁いただいたんですけども、もう一度そこを教えてください。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地にソーラーシェアリングを設置する場合は、支柱の部分の一時転用という申請をしていただければ、農業委員会の許可がいただければ可能です。3年間ということで更新という条件があります。そのほか条件といたしましては、平均的な単収の2割を下回らないような収穫がほしいということです。

ちなみに、現在町内で11ヵ所ソーラーシェアリングがあります。実際に土地所有者がソーラーシェアリングをやっているのは5人の方で、そのほかはその土地を、上空を貸してやったり、耕作も賃借でやってということで4法人5人の方が取り組んでおられまして11ヵ所ということでの現状であります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 2月27日の静岡新聞の茶況という欄に沼津の生産農家7人、若い人たちですけれども、グループで耕作放棄茶園82aを有機栽培のてん茶生産園として再生に取り組んでいるという記事が載っていました。遅場所なので荒茶の値段が下がって収入の安定につなげるのが狙いということで、これはソーラーシェアリングと全然関係ないんですけども、耕作放棄地の活用の例を2点紹介します。

農地利用最適化のモデル事例として、国・県・市とJAの補助金がいただけるというふうな記事になっていました。また3月7日付でも島田市の30代の若手の茶農家の5人が耕作放棄茶園で有機抹茶、こちらは抹茶ですけれども、栽培の生産会社でこれから株式会社に上げていきたいというふうな意欲が書かれていましたけれども、設立をして、既に5ヵ所の茶園を引き受け販売の見通しもよくて、今後も規模拡大に取り組んで雇用の創出や茶園保護、地域の活性化に寄与したいというふうな意気込みが書かれていました。

もともとお茶の収入が下がり続けている当町では、自力でやるのは、なかなかこういうことをやるのは無理なことかもしれません。それで、そういうグループがあらわれたらというか、ぜひ積極的に呼び込んで、町にはこういう支援があるよということで、ぜひその支援を

考えて若い人たちを呼び込み、あるいは就農青年の制度、そういうものを使って就農支援をしていく、あるいは住宅支援、それから、ほかにも収入が得られるような相談にのったり、また結婚につなげていってもらって一緒に生活ができるようにしていく。そういう連携した、若者をこの町に呼び込んで、町の産業を担っていただきながら町の人口を増やしていく、本当に一番大事なことだと思うんです。そういう意味では、私は耕作放棄地というのを宝だと思うんですね、うちの町の。ぜひその宝を前向きに活用するという計画を示していただきたいんですけども。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 茶業のみならず、林業につきましても、大変こちらのほうへ期待を持っている方も大勢おりますし、問い合わせもたくさんあります。その中で、放棄茶園等をセットにできれば、もっとより効果的な定住対策ができるんじゃないかなというふうな考えを持っております。いずれにしても、先ほど適正人口の話をしましたけれども、林業と茶業がある程度底上げできない限りは、この町はなかなか厳しいだろうというような感覚を持っております。その中で、この町に合ったそのような定住ができる農業というのも、林業というのも必要であるというふうに考えております。それがひょっとしたら隙間に観光の分野にも入っていけば、もっともっとすばらしい6次産業ができるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩としまして、11時25分に再開したいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、ウッドハウスおろくぼの管理運営体制の充実をということで4点、空き家対策計画の早期策定をということで3点、文化財、伝統文化の保存継承はということで3点の質問を行います。

最初に、ウッドハウスおろくぼの管理運営体制の充実をということで、4点の質問を行います。

指定管理者制度の導入の効果がほとんど見えてこないウッドハウスおろくぼの管理運営状

況、第三者評価委員会の意見・要望、町監査委員からの指摘事項の履行が遅々として進まない現在の運営状況は、早急に改善すべき必要があると考えています。

以上、ウッドハウスの現状をどのように捉え、指定管理者の変更等を含め指定管理者制度に対する町の考え方、ウッドハウスの機能の変更、体験施設等への移行等についての町当局の考えを伺います。

次に、空き家対策計画の早期策定はということで、質問を3点行います。

少子高齢化の流れの中で、年々増え続けている空き家に対する利活用や安全対策については、町の抱える喫緊の課題であり、早急に対策を講じていく必要があると感じています。このような状況の中、町は空き家対策特別措置法に準じて有識者で構成する協議会を立ち上げ、特定空き家等に認定する基準等を定めた対策計画を策定し、利活用を含めた空き家対策を講じようとしています。

そこで、町内における空き家等の実態。これは所有者の存在、相続の関係等も含めて実態を伺いたいと思います。それに、過去における賃貸借契約に至った事例。今年度策定を計画されている対策計画の概要等について伺います。

最後に、文化財、伝統文化の保存継承はということで、3点の質問を行います。

皆さんも御存じのとおり、本年1月、こだま石神社の祭典の際に奉納される数百年の伝統のある梅津神楽が後継者の不足等の理由により中止されました。また日本で一番美しい村連合への加盟が認められた大きな要素となった、国指定無形民俗文化財の「徳山の盆踊」も伝承者の高齢化、後継者不足に悩んでいる状況にあります。当時の人々の暮らしや考え方を今に伝える伝統文化の保存継承は、今に生きる私たちに課された大きな責務だと考えています。

また、安全性や保存に係る経費の面で解体せざるを得ない、明治、大正、昭和の伝統的建造物があちらこちらで姿を消していく傾向にあります。自然と同じように一度壊してしまったものはもとには戻りません。今こそ自然と共生し、伝統文化を守り続けるべく、保存継承活動に町全体で取り組む体制づくりが必要と考えます。

また、町内には文化財的価値を持った多くの建造物、仏像、樹木等が存在していると思います。このような建造物等の存在価値を調査し、町文化財等への指定、管理体制の整備、保存活用等の施策を早急に検討していくための取り組みが必要と考えます。

また、当時の人々の物の見方や考え方を今に伝える民話や伝説、経験知の保存活用についても積極的に取り組むべきものと考え、町指定等に値するような建造物等の調査、活用や古典芸能保存会等への取り組み、町の支援等について、民話伝承等の保存活用の状況について伺います。

質問の詳細については、一般質問通告書に記載した質問の要旨のとおりであります。

行政側から明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、

鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

ウッドハウスおろくぼ支配人1人体制の解消と従業員の確保はということでございますが、3月12日から下泉在住の女性をパート採用との報告を受けております。勤務時間等は午後3時から午後8時まで、最低でも週2日間以上は勤務をし、宿泊者がいる場合対応すると聞いております。

次に、指定管理期間の見直し基準とはという御質問でございますけれども、今回の指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間としております。協定期間開始から3年間の運営状況を検証し、当初の計画との間に過大な差異がある場合は、協議の上、協定期間の見直しをするとの条項を付記しております。また地方自治法第244条の2第10項及び11項により、指定期間中において指定の取り消し、又は期間を定めての業務の停止を命じることができるとされており、その基準をどうするのかが御質問の趣旨だと思います。

それに関しては、数字などの指標を基準として持っているものではなく、春休みからアカヤシオの咲く時期に多くの方々が訪れる春先、3月中旬から4月、5月は一般的に入り込み客を期待できるはずですから、結果として、その状況を見れば経営努力をしているのか、いないのか評価することができると考えておりますので、年間努力をすることは当たり前のことではありますが、まずは新緑の時期の集客とサービスの充実に期待をしたいと考えているところであります。

次に、おろくぼ指定管理に係る事業計画の進捗状況はという御質問でございます。

ホームページのリニューアル、ジュニア対象の自然体験プログラムの実施、柚子ジャムづくりの地場柚子使用、あるいは2月16日の第3回第三者委員会においては、各種メニューを試食し、川根らしさのメニュー開発をしており、委員の意見を反映していただけるものと考えております。本年のアカヤシオ、シロヤシオの時期にはランチをセットとしたプログラムを予定しているとのことであります。

宿泊料金等の変更は、第三者委員会の意見を踏まえ要検討事項となっております。宿泊料金を上げる以前に実施すべきことを行ってからという意見があったということでございます。

次に、ウッドハウスおろくぼの体験施設等への移行と、指定管理者の変更はという御質問がございました。

現在、指定管理者の運営を、第三者委員会を含めたチェック体制で進めているため、具体的な施設及び指定管理者の変更は今後の運営状況を検証してからの課題と考えておりますので、この時点で変更しますということではありません。木をふんだんに使用した大変すばらしい施設ですので今後も利活用すべき施設であり、しばらくは現状の宿泊機能を維持すべきと考えます。

現状以外の新たな活用方法の議論が出てまいれば、商工観光委員会での御意見もいただきながら検討することは可能だと考えておりますが、この春先から、またお客様が町内に多数

お越しの際は、お越しいただく時期でございますので、「だめだ、だめだ」ではお客様も来ていただけませんので、「ぜひともお越しください」「お泊りください」の精神で見ていただければ幸いと考えております。

次に、空き家対策関係の御質問がございました。

まず、町内における空き家の実態についてであります。

町では、町内における空き家の実態を把握するため、平成26年度に町内全域を対象に外見目視による空き家実態調査を実施しております。その結果、空き家の可能性が顕著であると判断された件数は240件となっております。その後の人口減少を勘案すると、あくまで推測ですが、空き家は増加していることが予想されます。

次に、空き家バンク登録件数と売買、賃貸契約に至った事例についてであります。当町におきましては、平成24年度から空き家所有者と移住・定住希望者とのマッチングを支援する川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」を運営し、これまで延べ18件の申請を受けております。申請の内訳といたしましては、売却希望物件が14件、賃貸希望物件が2件、売却、賃貸いずれも対応可能な物件が2件となっております。

御質問にありました成約件数ですが、これまでの延べ成約件数は売却物件が5件、賃貸物件が2件の7件となっております。購入、賃貸者契約者の内訳につきましては町外者が3件、町内者が4件となっております。また現在、空き家バンクに公開されている物件数につきましては、契約成立した物件や所有権移転等による登録取り消し申請等がありましたので、現段階では5件の公開となっております。

続きまして、空き家等対策協議会とそこで策定される対策計画とはという御質問がございました。

ここで空き家等の対策が必要となりました背景について御説明申し上げます。

全国的には、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の方の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の方の生命・身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされております。

ここでいいます空き家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常であるもの及びその敷地と定義をされております。

法第7条第1項に、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができると規定があり、この規定に基づき協議会を設置しようとするものであります。

空き家等対策計画につきましては、法第6条第1項に、市町村は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策についての計画を

定めることができるとの規定があり、この規定に基づき計画を策定しようとするものであります。

本町におきましても、空き家等対策の策定及び変更、計画の実施等を行ってまいるために、川根本町空き家等対策協議会を設置していく考えであります。協議会の委員は、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、空き家等対策にかかわる県職員、地域住民の代表者等で組織することを予定しております。

3番目の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

本町には、先人たちから受け継がれたすぐれた有形・無形の文化財が数多く存在しております。

重要無形民俗文化財の「徳山の盆踊」や県指定文化財の「徳山神楽」「梅津神楽」「田代神楽」などの伝統芸能が古くから伝承されているほか、他の貴重な文化財についても、町で独自に指定し保護に努めているなど、魅力ある伝統文化を情報発信しているところであります。

さらに、地域の歴史を語る貴重な建造物や生活用品、民話、昔話など、多くの地域文化の保存や発掘、伝承が行われております。

また、町では、文化財保護法、静岡県文化財保護条例及び川根本町文化財保護条例の規定により、町の区域に存在する文化財の保存と活用を図るため、当該指定文化財の保存整備等の事業を行う所有者等に対し、文化財保存整備等事業費補助金を交付させていただいているところであります。今後も、私たちの先祖が日々の営みの中で創造し伝承してきた貴重な文化財等の保護と活用に努め、後世に残していきたいと思っております。

町指定の伝統的建造物の存在に関する質問ですが、現在、町内には智満寺の山門、水川阿弥陀堂、東方薬師堂、愛宕地蔵堂、秋葉常夜燈籠、秋葉常夜灯の6カ所が伝統的建造物として指定されております。

また、町指定にはなっておりませんが、伝統的建造物の存在につきましては、旧町発行の資料や川根本町文化財保護審議会等で挙げられている伝統的建造物を把握しているところであります。なお、文化財として町の指定を受けるには、所有者の要望を受けた川根本町文化財保護審議会が調査審議し、教育委員会に建議することになります。

次に、無形民俗文化財の保存活用、継承への取り組みに関する御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、町では指定文化財の保存整備や継承等を目的に川根本町文化財保存整備等事業費補助金を交付しております。また重要無形民俗文化財「徳山の盆踊」につきましては、調査報告書を作成するとともに、過去の収録ビデオの内容をDVDに編集し報告書添付資料とするなど、保存と活用に努めているところであります。

今後におきましても、文化財の保存及び活用に関しましては、川根本町文化財保護条例等の規定に基づき、町内に存在する町にとって重要なものにつきましてはその保存及び活用のために必要な措置を講じながら、町民の皆様の文化的向上に資することを目的とし伝統や歴

史に培われた文化財の保存と活用を図り、未来へ継承したいと考えます。

また、伝統文化の保存継承に不可欠な人材の育成につきましては、本町だけでなく全国的な問題でもありますので、これに対する取り組みを今後模索していく必要があると考えております。

次に、民話、伝説、昔話、経験知の保存活用に関する質問ですが、現在、川根本町文化協会に所属している、民話、伝説等を語り継ぐことなどを目的としたグループが2団体あり、定例で語りを行っているほか、各学校に出向き、児童・生徒へ語りや読み聞かせといった活動を行っております。また昔話の保存活用につきましては、旧町の昔話を統合してデジタルブック化し、町のホームページ上で閲覧できるよう本年度事業で整備をしているところであります。これによりまして、多くの方に閲覧していただくこととともにデータ化することにより保存と活用を図っていかねばと考えております。

また、経験知の保存活用につきましては、文章や数値として表現し伝達できない知識がありますので、そのような経験をしたことで得られた知識をどのような方法で保存活用していくかは、今後も検討が必要かと思います。

今後も、必要に応じて関係機関の御意見をいただきながら、文化財、伝統文化の保存と活用を図り、未来へ継承をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） では、午前中に引き続きまして質問を続けさせていただきます。

最初に、ウッドハウスの関係のことで、まず1点目ですが、支配人の体制ということで、従業員の確保も含めてですが、3月12日に募集したところ女性パートの方が1名あったということで、勤務時間については3時から8時まで、週2日をめどに雇用するというお話をございますが、やはり問題になるのは現在の支配人の1人体制ということであると思います。

この方が勤務をされない午前中について、1人で対応するというのは浴室の掃除とか部屋のベッドメイキング、そういうことなんです。1人の支配人だけでやれるとは思いませんので、その辺の体制の強化というのは重要な課題であると思いますが、その辺について伺いた

いと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいま御指摘いただきました2人体制の話でございますけれども、求人の経過をちょっと御説明させていただきます。

指定管理者が指定されましたのは平成28年の2月でございますけれども、その後、ハローワークにより募集しましたけれども、2組の応募があったということですが、いろんな施設の大きさとか雇用の面で採用に至らなかつたということでございます。しかしながら、引き続き募集をしてまいりました。その中で、町内のチラシ募集をいたしましたのが12月末でございました。

今後、今、御指摘のようなことも考えられますので、会社のほうとしましては、営業所からの応援やシルバー人材センター等で対応してまいりましたけれども、今後もハローワーク及び社内公募で夫婦の2人体制の勤務を募集をしていきたいというふうに考えているということでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それは、早急に改善せねばならない事項であるというふうに考えますし、町長の答弁の中で、3月の末からアカヤシオの時期の5月ぐらいまでをめどにその運営状況を見るということですが、そこまでに支配人とか体制が整わないと同じような状況になるおそれがあるんですが、その辺についてもう少し具体的に、どういうふうな形で募集をかけていくのか。その指定管理を受けられている大新東さんに置いては、どのような考え方をされているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 大新東におきましても、今回の地元の方、女性1人で十分だとは思っていないということありますので、引き続き年間で雇用できる方を募集するという考え方を持っております。

また、参考でございますけれども、女性の方が勤務された後でございますけれども、実際に泊まった方からの評判は大変よかったですという意見を聞いております。例えばどういうことかと申しますと、夜フロアでミーティング等をやったときに、ストーブも遅くまでたいていだいて大変暖かかったとか、あるいは食事のときにお皿を温めていただいて、温かな食事をできましたということで、前とは大違ひだということでお褒めの言葉もいただいたおりますので、やはりその方の募集が功を奏しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の点、少し確認をさせてください。

このパートで雇う女性の方の対応がよかったですという宿泊客の感想であったのか、支配人の

方の考え方方が変わって、こういうおもてなしの気持ちを持って対応していったのか、その辺、もう一度確認をさせてください。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） やはり、前々から大変厳しいお言葉をおろくばにいただいておりますので、その辺の考え方の変化があったとか、あるいは女性の方がやはりいるものですから、その辺の細かい配慮ができたというふうに考えております。もちろん支配人の方もそういったことを気づいていると思いますけれども、一番大きな原因は女性の方の細かい配慮があったというふうに認識しております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 再度、客室の清掃とか送迎等について確認をさせてもらいたいと思うんですが、この体制で可能なのか、その客室の清掃等については、先ほど少し出ましたけれどもシルバーに頼むとかということで、今後もそういう形で体制が整うまでは対応する予定なのですか、その辺を確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 町は指定管理をしていただいている側であります、指定管理者はあくまでも大新東さんなものですから、シルバーを頼むだとか細かい部分については私たちが、町がこれをやりますというちょっとお答えはできませんので、それは指定管理者にお任せする範疇だと思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） わかりました。指定管理者の責任でやっていただけるような形で、行政も指導をしていっていただきたいというふうに思います。

2番目の質問でございますが、指定管理者が出された計画書がございます。この中で、やはり料金の見直し等を含めていろいろな事業を仕掛けていくことによって、ウッドハウスを地域に根差したそういう施設にしていきたいという計画もございますが、その進捗状況について具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 進捗状況でございますけれども、利用者アンケートにつきましては今、実施をしておりますので、また結果が出たら町のほうへ報告いただけるというふうに思っております。

また、催事についてのイベントの実施ということで、1月1日から6日間に正月イベントをやりますよということで、正月御膳、あるいは七草がゆの販売をやることでしたが、これは実際にやりましたけれども、余り急なチラシでしたので人数は少なかったというふうに聞いております。

あるいは、実施済みは、ホームページのリニューアル、これは終わっております。第三者委員会の設置、これも3回ほど実施しております。あとはホームページの充実化ということ

で、動画、SNSを駆使したリニューアル、これは先程とダブりますけれども実施しております。あとは、ハイキングコースを利活用したクリーンアップウォーキング教室等ということで、これは一部実施いたしまして、ジュニア、熱海の子供と川根本町の子供の合同のプログラム、自然教室を一部実施をしております。あと、川根フル御膳、川根式フルコースの構築ということで、第三者委員会の皆さんに試食会を実施して、料理のほうの充実を図っていくというふうに今、実施をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 指定管理者のほうから出された計画書の中に、以前もお聞きしたと思うんですが、まずファーストミッションの即実行という4つの項目がありますが、この辺について町のほうはどのように評価していらっしゃって、指定管理者に対してどのような指導をされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ファーストミッションの実施という中での項目ですけれども、日常定期清掃の強化とかその部分でよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この中では、掲げられている無理、無駄のない労務管理、そういうものも含まれると思うんですが、資質向上を取り入れた設備の管理とかいろいろ細かいことが書いてありますが、その辺についてです。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 計画書にございましたファーストミッション4の細分化というところの、日常定期清掃の強化の中と飲食メニューの充実及び提供効率化、そして催事の実施、サービスシステムの見直しという大きな項目の中に、それぞれ定期巡回チェックリストの作成とか全館を通してのマルチタスク化とかそういったところの項目だと思いますけれども、よろしいですか。

まず、日常定期清掃の強化ということでございますけれども、もちろん定期巡回はやっておりますけれども、年度当初、周りの草が大分高くなつたので地域の方からお叱りの連絡をいただいて、本当にやっているのかというお声がありましたので、それについては支配人のほうに大至急やるようにということでお願いして、きれいになつていると思います。

また、飲食メニューにつきましては、先ほど言いました料理の今、改善をしていただいております。また、地域の食材を生かしたメニューということで、柚子とかお茶とかを使用したものについて今、検討をしているということあります。今後は、委員会のアンケートも出ておりますので、それを参考にしてやっていくということであります。

ミッション3ですけれども、催事、地域密着型のイベント、これは先ほど言いましたおり、地域の方に来ていただくようにお正月とかチラシをまいたわけですけれども、やってい

るにはやっているんですけども、まだちょっと効果が出ていないということあります。

高齢者の無料イベント、これも御指摘をいただいておりますが、まだ実施をしていない状況です。児童については、先ほど言った熱海との共同のイベントを開催しています。

エコティさんとの連携というところでは、まだ宿泊提供施設として実施していることがありまして、1つの泊りの中での内容とさせていただいております。

サービスシステムの見直しですけれども、安全管理研修、接客研修については、これは会社のほうでやっていただいております。館内のリニューアル、これにつきましては要望があった時点で町のほうへ、ハードについてはすぐやって対応できるようにということで町との連携をとっております。

ちなみに、テニスコートがめぐれ上がっていきましたので、早急に修繕をさせていただいて、3月の連休に間に合うようにというふうに対応しております。

身体障害者への提示方法の再検討でございますが、これについてはまだ手がけておりません。概略、そのような状況です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、取り組み状況について御説明をいただきました。私が心配しているのは、指定管理の計画が年々出ていて、予算の中で、指定管理料は1年目は700万、次のは650万、実績を見て減額等があるわけですが、これについては料金を見直す、料金の改定をしてより使いやすいとかそういう施設にしていくということが条件になっていますので、そこがクリアできないと、指定管理料がこのままでは、なかなか収入の増が見込めなければまた増額していくようなことにもなりかねませんので、その辺を心配しているわけです。

ですので、今、どのような形で料金の見直しをされているのか、今後どういうふうにして料金を見直していくのか、再度伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） この提案書の中にも、新料金の改定をしたいという計画書が出ておりますけれども、もちろん今、御指摘のとおり、指定管理者が経営を安定していくためには料金が一番基本になると思っていますので、提案している料金について検討していくわけですけれども、それについても、やはり一番最初の基本のおもてなしの部分がしっかりしていないと、料金のほうもなかなか移れないだろうというのが今の第三者委員会の考え方ですので、まずその辺のサービス、もてなしのほうをじっくり見てからの検討材料だと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） サービス、おもてなしの部分を中心に考えていくということでございますが、料金の改定がない場合、今後、指定管理料は多分このままではやっていけないと

いうふうに思うんですが、それについては指定管理者が責任を持ってやることになるかと思うんですが、その辺を確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 予算委員会でも御指摘いただきましたけれども、28年度の宿泊客の数を見ますと、本当にこれでやっていけるのかという議員さんの御質問もあったと承知しております。

そういう中で、町長が冒頭、説明した中に、4月、5月の経営努力を見たいというのは、要するに本当にやる気があれば、4月、5月にはぐっと伸びるだろうという、そういうふうに見込んでいるわけです。

一番心配しているのは、今どのぐらいのお客さんが予約が入っているかということをちょっと調べましたけれども、3月はきょう現在71名宿泊があるということ、それで末までには予約数を含めて91名ぐらいに達するというふうに聞いております。このぐらいの人数、満杯にならなくても半分ぐらいずつ春休み以降とていいけば、ある程度の数字は上がるんだろうなというふうに思っていますので、その辺の4月、5月の宿泊の入り込みが経営努力の評価をするところだなというふうに今、考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 指定管理の早期見直しということで以前も質問をさせていただいたんですが、その評価の基準となるのはやはり言った今の予約の人数、3月かなり、91名になるということですが、昨年の状況を資料としていただいてございますが、5月に極端に、104名から35名という人数。27年が104名だったんですが、35名という人数に下がっていますが、これは支配人がそこに、ウッドハウスのほうに支配人として赴任しなかった、そういうことが原因であるのでしょうか。その辺を確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 28年度の5月の宿泊者数が前年に比べて3分の1という数字が出ております。これは今、御指摘のあったとおり、支配人がまだついていない状況で、会社のほうで対応できなかつたというのが原因でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ウッドハウスのことで、体験施設等への移行ということで御質問をさせていただきましたが、それに対して町長の答弁は現状の形、宿泊、観光施設として維持管理していくということで、委員会等の意見も踏まえて今後、その移行等については検討していくというお話をございましたが、それと指定管理者の問題があるかと思うんですが、大新東さんが今、受けていらっしゃって、経営努力をされて今後、非常に宿泊客の増が見込まれるということになれば大新東さんにお願いしていくことになるかと思うんですが、私が聞くところによると、地元のNPO法人の方にも、ぜひこのウッドハウスの運営をしてみたいという方があつて、夫婦の泊まり込みでもそういう管理をやらせていただければという

声がありますので、やはり地元中心に私は考えていいんではないかというふうに思います。その辺について御意見を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 指定管理者制度で募集するときに公募した中で、大新東さんが手を上げてくれたということで、1社しかなかったという中で、計画提案書を見て委員会で決定した経緯がございますけれども、地元の方でやりたいということがあるということですが、今すぐ交代して地元の人というわけにもいきませんので、考え方としては、地元の方が指定管理者制度で手を上げてくれれば、もちろん計画とかやり方を見ていくのは問題ないかというふうに思っていますが、その規模とか内容、面接等も当然やらなきやならないというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の件で、先ほど言われた3月、4月、5月の様子を見て、もしそれが町の考えているような状況ではなかった場合、努力をしていただけるというふうに思いますが、もしだめだった場合、その指定管理のまさに3年間ではなく見直しを図る必要というのが私はあると思うんですが、その辺にもし町のほうの期待値に届かなかった場合、新しく指定管理者を選定する考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 指定の検討委員会の委員長をやっています私ですけれども、その中で、やはり指定管理については町の行政がやれない部分をプロの人たちにその仕事を委ねる、そして管理、そして地元への貢献等をいろいろな形でそれが有効に使われるということを目的にしているわけですけれども、そのための公募をして、それに応えていただいて、それができると、この金額ができるという契約の中でやっているわけです。それができないとなれば、それは履行できないということだったら、それはもうかえていくしかないと、そんなふうに思います。これは、やるという行政と指定管理者との約束が果たせたかどうかということに尽きると思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、森副町長のほうから答弁をいただきました。やはり行政は、民間のノウハウを活用する、指定管理にする意義というものをやはり考えていただいて、効率と財政的経費の原理ですか、そういう軽減に努めていく必要があるというふうに思いますので、やはり今後の様子を見ながら厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思います。

ウッドハウスのことについては以上であります。

次に、空き家対策の関係でございますが、先ほど説明していただいて、空き家の可能性があるのが240件あって、増加傾向にあるというお話をございました。空き家バンクで18あって、売買契約が成立したのが14件、賃貸が2ということで、売買、賃貸の両方が2というお

話がございましたが、この空き家と可能性がある建物について調査を、目視でとか外観を確認されたということですが、所有者の有無とかそういうものについての確認というのは行われているのでしょうか、伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 建物等の所有者、また相続等、そちらはまだしてございません。

それと、先ほど議員がおっしゃった中で、ちょっと件数の表現ですけれども、成立ではなくて売却希望物件が14件、賃貸の希望物件が2件ということでございますので、成約ではございませんので、そこは間違いないように。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 勘違いで申し訳ございません。そこについて、契約が成立をしたという物件を私は質問でお聞きしたかったんですが、その辺、答えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 成約件数につきましては、売却物件が5件、賃貸物件が2件、計7件でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 所有者の確認ということ、登記の部分を含めて、土地もそうなんですかけれども、そういうことでお聞きしましたけれども、その辺についてお答えを願います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 空き家物件に登録された物件につきましては、借りる方、買う方の利益の保護のために登記簿等、そういう提出を求めてございます。それ以外の空き家につきましては、空き家バンクに登録されていないものにつきましては、調査は進んでおりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 空き家バンクの関係で、今5件の登録があるということでよろしいですね。それで、その5件として、空き家物件がいろんな需要があるかと思うんです。私が知っている方で、空き家になってしまった物件があって、そこを借りたい人がいるけれども、賃貸の契約をしたらどうかというお話をさせてもらったことがあったんですが、やはり中に仏壇とかそういうものがあって、なかなか親戚の方もいらっしゃったり兄弟の方もいらっしゃるということでなかなかうまくいかないようなんですが、登録が進まない理由というのはどのような形で町のほうは考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） あくまでも所有者からの申し出によって町のほうで受けておりますので、一概的にちょっとお答えするお答えは持っておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） なかなか難しい問題があるかと思うんですが、やはり非常に空き家

の利活用、今後、対策計画もつくられるということですので、一步踏み込んで取り組んでいただければというふうに考えます。

空き家について最後の質問になりますが、対策計画の中には、やはり特定空き家という環境的にも安全の面でも危ないということで町が判断をした場合、特定空き家に指定するということができるようになっていますが、そういう特定空き家の基準を定めるのが主になるのか、そのほかの空き家でも、240あるという空き家なんかについても利活用を含めて計画をつくっていくのか、そこの辺についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 空き家対策計画につきましては、法第5条に基づく国土交通大臣が定めました空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針があります。その中で、空き家等対策計画に関する定める事項が9項目定められております。

空き家計画は、特定空き家を特定するばかりではなくて、空き家等に関する基本的な方針であったり計画期間、空き家の調査に関する事項、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項などを計画の中に盛り込んでいく計画であります。ですので、当然その中には特定空き家の対策もありますけれども、そればかりではなくて所有者、空き家の状況を調べて、まずは所有者に対して空き家のしっかりとした管理を行っていただくというようなことが重要になってくるかと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、特定空き家の指定だけではなくて、基本方針ということで今、課長から説明がございましたが、基本方針については、やはり空き家の所有者に対して管理をしっかりとしていただくという、そういう方針であるということで今、説明されたと思うんですが、利活用という面ではいかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 当然、利活用というよりも全体的な空き家も含めた関係になるかと思います。空き家だけの利活用ということではなくて、先ほどこの背景、町長のほうから答弁させていただいたように、基本的な方針にありますように、危険建物、防災上の問題であるとか、あとは環境の保全、そういったものもありますので、当然そういう中で空き家の利活用も促進するということを当然計画の中には入れていくような形になると考えています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この協議会の内容について、わかる範囲で結構ですので、何回ぐらいいやってどういうような形で計画を策定していくのか、年間の計画等、わかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 具体的には、協議会につきましては、まず協議会を設けまして、それとあわせて計画のほうをつくりていきながら、その計画について審査していただくよう

になりますが、回数については当初、来年度は今のところ2回程度を計画しております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 町長の答弁の中で、有識者とか不動産関係の方とか県の方とかを入れて、地域の代表も含めてということで協議会を立ち上げるということですが、その辺の構想というのは今できているんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 具体的な委員ということでよろしいですか。具体的には、法律の関係ですと弁護士の方であるとか、不動産の関係ですと司法書士の方、あと建築の関係では建築士会、当然本町では建築の専門の者がおりませんので、県の住まいづくり課等の職員も加わっていただいて委員会のほうを組織していく予定であります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 空き家対策を含めて定住ということは、この我が町、川根本町にとって大きな課題であるし、これから早急に改善していかなければならない問題であると思いますので、早急な計画の策定を望みます。

最後になりますが、文化財の関係で何点かお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、町指定にふさわしい伝統的建造物で町の指定をされたものもあるということで、東方薬師堂とか千葉山智満寺の山門というようなことがございましたが、私がちょっと聞きたかったのは、例えば以前もちょっとお話をさせてもらったことがあると思いますが、地名の発電所があって、大井川の水路から導水管というか隧道で水を引いてきていたわけですが、その隧道が今はそのままの放置された状況になっていますが、そういうものも私は近現代的な建造物ではないかというふうに思っているんですが、そういうものの調査というものを今後やって、まず文化財保護審議委員会でやっていただきたいというのがあるわけですが、以前調査したことがあるのか。小山の発電所の跡、ああいうものも形としては余りないんですが、復活して残すような、そういう考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中で申し上げましたとおり、町内には6カ所、伝統建造物として指定されたものがございます。そのほかの建造物につきましては、旧町発行のところの資料等々に掲載しているものが5カ所ほどございます。その他の建造物につきましては、特に現在、把握をしていないというのが現状でございますが、町指定にふさわしい伝統建造物の指定等々につきましては情報をいただきたいということと同時に、所有者等々があることでもございますので、町としましても今後も調査研究をし、審議会等に諮問していくこととなります。

現状、町等で調査研究をしてきたというものは今ございませんが、今後、そのようなものがございましたら、町としましても調査研究して審議会等に諮っていくなど、指定ということになりましたらまた保存と活用を図っていくということに向けて進めていければと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 旧町の町の文化財という冊子がございまして、その中で今、藪下課長のほうから御説明があったように、いろいろな建造物だけではなくて文化財としてこれは町の指定にふさわしいというか町にとって大切な財産だと考えられるものが何点か入っています、この中で候補として挙がっていた地名の発電所については、皆さんも御存じのとおりもう解体して崩れたれんがしかないという状況にあります。

いろいろな神社仏閣があるわけです。各地区に阿弥陀堂とか地蔵堂とかがあって、そこの中で本尊として祭られる阿弥陀如来とか地蔵菩薩なんかあるわけですが、そういうものの調査というのは今後、行う計画があるのか。1つずつやっぱり調査する中で、これは町にとって大切なものだというのは町の指定になるかと思いますので、検討をしていっていただきたいと思いますが、その辺についての考え方を伺わせてください。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 町指定にふさわしい伝統建造物等の指定等々に係る調査研究につきましては、町としましても伝統建造物、保存と活用をしていきたいということも、そういうような方向性がございますので、当然のことながら調査研究をしていく必要があると感じております。

また、それをもとに審議会等の中で話をさせていただくというようなことも可能でございますので、そのような方向で進めていけたらと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 町内には非常に重要だと思われるような物件が幾つもございますので、その辺について文化財審議委員会を中心に進めていっていただけたらと思います。

教育委員会の文化財の関係の中で、伝統的文化、芸能ということで、これは特に神楽とか徳山の盆踊りの保存活用のことですが、やはり後継者不足というか担い手の高齢化ということで、なかなか伝承していくのが難しい環境になってきているということです。ですので、その辺、先ほど町長のほうから人材の育成が必要だよということでしたが、もう一度その保存継承に対する今後の町の支援、古典芸能保存会のあり方というのをどういうふうに考えているか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） まず、文化財の保存整備等々に關しましての助成制度につきましてですが、文化財保存整備等事業費補助金の中に、交付の対象としまして文化財の保存に係るパンフレットの作成ですとか、指定有形文化財や民族の文化財の管理に要する経費と

か、研修費とか講習会等々に係る経費も当然のことながら助成の対象となっております。それにつきまして引き続き交付の対象となっておりますので、その辺を利用していただけたらありがたいと思います。

また、保存活用、伝承への取り組みとしまして人材育成というところが重要になってくるかと思います。先ほど町長の答弁の中で申し上げましたとおり、伝統文化の保存継承には不可欠な人材の育成ということですけれども、本町だけの問題ではございませんで、全国的な問題でもありますので、それらの取り組みに対する調査研究等、必要になってくるかと思います。その辺につきましては今後、模索していく、検討していくことが必要と考えております。

いずれにしましても、人材育成と同時に伝統文化の保存継承につきましては、伝統文化を守り育てていくんだという意識の向上や気運の醸成を含めまして、伝承していくことの重要性を再認識していただくということが重要だと思いますので、そこに向けての取り組みを進めていけたらと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長の答弁がございましたように、まさに人材育成というか意識の高揚というか、これは川根本町の大切な宝である。人材もそうなんですが、こういう伝統文化というのも大切だからという意識の高揚というのは非常に大切なものだと思いますので、新しい情報機関もできておりますので、様々なツールを使って町民に啓発をしていっていただければと考えます。

文化財の関係で最後になりますが、今年、予算の中で、これは仮称ですが民族伝承館の建設が計画されております。私たち議員も場所を見させていただいて、広大な山林を取得され、そこに新しくつくられるということで、特に赤石太鼓の方たちの練習場ということをお聞きしておりますが、あそこの中をやはり神楽殿、北広島町を視察させていただいたとき、神楽というのは各地区で行われていたわけです。やはり伝統文化を継承するに当たって、そういう場を設けていただきたい、検討している場を神楽でも使えるような場所にしていただきたいという要望が、思いがありますので、その辺について考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の最後の質問の前まで、それぞれ担当課長が説明したとおりです。今現在、大変文化の伝承等がなかなか失われているという中で、これには当然ながら継いでくれる若い人がいないということが一つの問題だというふうに思っております。

今から10日ぐらい前に、NHKのテレビを見ておりました。それは、鶴瓶の家族に乾杯を見ていたときに、震災で獅子舞が流されまして、それが割れて出てきたという中で、そのままちはいろんな皆さんが文化の伝承をやっていたけれども、心が1つにならなくてばらばらであったと。しかし、その災害で1つの気持ちになったということで、その後、新しい文化の伝承館ができる、そこでみんな集まって文化の伝承をこれからも続けていくというようなこ

とを放映されました。偶然見ていました、この町には震災もなくて災害もなくて、よくそういうものを発案したなということを私自身が人に言いました。

その中で、何が大切かといいますと、今、それぞれの分野で後継者がなくなっている。大変国の指定、県の指定というものまでも後継者がいなくてやめざるを得ないという中で、幸い私の町には赤石太鼓というのが大変もう40年ぐらいやっておりまして、それぞれ縦の線も横の線も結びついているすばらしい組織だというふうに思っております。保育園の子供から、それから大人、お年寄りまでが一緒にできるということ、それからいろんなイベントのときに出演していただいて盛り上げていただいているということがございます。

そのような中で、私がその皆さんとお話ししたときに、その皆さんには、それぞれが神楽とか笛とか舞をやりたいという思いがあるようです。それは、そういう音感が発達した皆さんは当然ながら何でもできるというふうに思っておりますし、当然、赤石太鼓の中にも笛も太鼓もございますし、舞もあるという中では、その皆さんのがそれぞれリーダーになっていただいて、対応してもらったらどうだろうということを感じたわけです。その皆さんなら、自分自身の太鼓も練習、それからそれぞれの地区の神楽の伝承等についてもまとまって対応できるんじゃないかなという思いから、文化の伝承館をつくっていきたいなという思いがあったわけです。

これにつきましても大変難しい問題もあるかもしれません。しかしながら、やめるのは簡単でございます。あしたやめようと言えばすぐにやめられます。しかし、それを続けることのほうが大切でございますし、大変これだけのいろんな資料もある中で、今なら間に合うというのは、例えば梅地です。それから例えば田代です。

実は、やる人、やった人がいるんです。しかしながら、それをまとめるリーダーがないという中で、私は赤石太鼓保存会の皆さんに先頭になってその辺のほうもやっていただくということをお願いをしていきたい。それが地区によっては排他的なところがあるものですから、なかなかうまくいかない面もあるかもしれませんけれども、リーダーシップを發揮していただいて対応してもらうということが文化と伝統を守るために一つの方策ではないかという思いです。これには、当然ながら町ぐるみで応援しなければ存続は無理だろうということも当然あります。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 非常に町長の思いというんですか、文化伝承館にかける思いというのが初めてわかりました。本当にありがたいことだと思います。

私も、非常に民俗芸能というのに対しては、やはり当時の焼き畑文化が色濃く残っている、特に田代神楽なんかもそうなんですけれども、駒の舞なんか珍しい踊りなんです。ああいうものが一度失われてしまうと、もう二度と戻らない。町長が今ならできるということをおっしゃっていましたので、赤石太鼓の方々を本当にリーダーとして、この文化、伝統芸能を守っていっていただける、そういうような体制をつくって、私たちも1人の町民として応援し

ていく、そういうような体制がとれれば非常に川根本町にとってもいいことではないかとうふうに考えを持ちました。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

暫時休憩としまして、2時より再開いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 2時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、菌田靖邦君、発言を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 3月定例会最後の質問者となります。通告に従い質問をいたします。

平成25年10月、町長就任時の事業構想、特に医療、福祉、教育、防災、産業振興の5分野に大きな課題が発生しており、その課題、問題解決するための手段の一つとしてICTを利活用するという強い決意、また情報基盤整備を整えなければ前へ進めないの意地もあったと思います。ここまで行政と議会が一体となって事業を進めてきました。基本構想に着手した平成21年度からここまで、8年にわたる町民を巻き込んだ議論が着実に動き始めました。しかし、現状に満足することなく、町が注目されている今、確実に事業を進め、整えていかなくてはならないと思います。

本年度も、私が所属する第1常任委員会では、ICTを利活用したまちづくりを主要テーマに先進地域視察を実施し、数回にわたり意見交換もしました。また、私も当時ICT利活用委員会の委員として、委員の皆さんとこれからよりよい利活用を現実のものとするための方策も話し合いました。利活用に向けた提案で、将来の町の実現の中に、学校事業のIT化、ITキャンプ、基礎学習の開催など、提案したものが現実になり得るものも今回、当時の整理整頓も含め、ICTでまちづくりを進めることができ大きな財産と位置づけ、この財産を有効に活用しなければなりません。

この後、平成29年度予算審査の採決もありますが、特に学校教育、企業誘致、医療、福祉の各分野におけるICT利活用について質問をさせていただきます。

それでは、1つ目は小学校ICT教育推進事業について伺いますが、午前中、町長が優しく丁寧に割愛するところもあると言われましたので、私もそれは腹の中に入れて、ただ、私も質問を考えましたので、進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

1点目は、予算特別委員会で説明していただきましたが、小・中学校ICT教育推進業務について、事業概要の説明に加え、他の自治体で行われているICT教育と比較して特徴的な点があれば説明願います。

2点目は、この小・中学校ＩＣＴ教育推進業務を成功させるためには、ＩＣＴ教育の専門家のアドバイス、またはサポートが必要です。12月1日に締結されたＩＴ人材の育成を目的とした4者協定の締結業者が提案されている内容は反映されているのか伺います。

3点目は、まず長年川根高校に御尽力されていますＯＢの皆さん、関係者の皆さんに敬意を表します。これからさらに県教育委員会主導のもと進められていくことと思います。

その川根高校では、県の9月補正予算においてタブレットやテレビ会議システムの導入経費が計上され、既に授業で活用されていると聞いています。来年度から進められる当町の小・中学校ＩＣＴ教育推進事業と共通する部分があるのか伺います。また、テレビ会議システムの採用を検討されているのか、併せてお聞きします。

続けて、2つ目の質問です。企業誘致、サテライトオフィスの誘致について伺います。

1点目は、来年度以降考えられている次なる企業の誘致を進めるための新しい取り組みについて伺います。

2点目は、4月1日に機構改革が実施され、先日には人事異動もあり、新年度においても企画課が主導し、観光商工課が具体的な支援策を講じると考えてよろしいか伺います。

3点目は、1つの提案ですが、全国的には試験的に一定期間テレワークを体験できる施設を整備している自治体があります。当町における可能性についてお問い合わせします。

4点目は、今年1月から実証実験が始められたゾーホージャパンさん、社員募集も行われていたようですが、想定していたよりも応募者は少なかったように聞いています。今後、新たな企業が来られた場合にも人材の確保は重要です。何かお考えがあるのか伺います。

3つの質問です。医療、福祉分野におけるＩＣＴ利活用について伺います。

1点目は、ＩＣＴ利活用委員会から提案されている町民健康データの活用についての検討状況について伺います。特に、医療サービスの提供に利活用することは、町民にとってはメリットの大きいところだと思います。

2点目は、検討委員会でも議論されました。十分なセキュリティ対策を施した上で、いずれは介護施設などとも情報共有し薬などのデータも含めていけば、医療、福祉にとどまらず、健康増進や災害時対応などの防災にも有効、行政施策運営にもつながるものかと考えますが、伺います。

演壇からは以上です。

○議長（太田侑孝君）　ただいまの菌田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　菌田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

1つ、2つ、3つと分けて説明をさせていただきます。まず、学校教育、小・中学校ＩＣＴ教育推進事業について。2番目に企業誘致、サテライトオフィスの誘致について、3番目に医療、福祉2分野におけるＩＣＴ利活用の検討状況についてでございます。

それぞれ詳細につきましては、後ほど教育総務課並びに企画、情報政策課のほうから説明

をさせていただきます。

菌田議員の小・中学校ＩＣＴ教育推進事業に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、事業の概要と４者協定についての御質問につきまして、先ほどの野口議員の答弁と重複いたしますので、割愛させていただきますことを御承知おきいただきたいと思います。

それでは、川根高校が進めるＩＣＴ教育の関連はという質問でございます。教育委員会といたしましては、現在、川根高校と具体的なＩＣＴ教育関連の協議は行っておりません。

川根高校では昨年、県の、先ほどもお話がありました9月補正予算でＩＣＴ関連の機器等を整備されましたが、その内容は、各学年の普通教室への投影プロジェクター9台、ｉPad 40台、テレビ会議を行うことのできる遠隔通信装置を配備したほか、必要なソフトを導入されたとお聞きをしております。これらの機器の導入に伴い、現在、アクティブラーニングを積極的に進めておられ、授業でもインターネットを利用した調べ学習、プロジェクターとiPadを使ったプレゼン事業などを実施していると聞いております。

また、静岡大学との連携により、遠隔通信装置を活用し、静岡大学の教授による川根高校の生徒への講義を実施しておりますので、今後こうした遠隔通信装置等の活用につきましては、町内の小・中学校との交流などに広がっていく可能性は多いにあるものと考えております。

さらに、中高一貫教育におけるＩＣＴ関連の利活用につきましても、今後、川根高校とも協議を行い、実施に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、サテライトオフィスの誘致に関する御質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度から、世界的ＩＴ企業であるゾーホージャパン株式会社が当町にサテライトオフィスを設置することになりました。コールセンター業務を行うサテライトオフィスでは、町民から1名の雇用者が創出されました、現在2人目の雇用者採用に向けた検討が具体的に進められております。

さらに、関係企業の誘致もあわせて行うことで、新産業の集積を図るために協議を進めているところでもあります。

次なる企業の誘致を進めるためには、まず働き手を確保することが最大の課題となりますので、住居、生活、教育など総合的な環境整備と情報発信を進めると同時に、転居に対し他市町にはない魅力ある支援策を講じることで川根モデルと呼べるような新しい取り組みを創出し、移住を検討する人々への具体的な施策を検討していくかなければならないというふうに判断をしております。

取り組みを進め、サテライトオフィスを検討する企業が働く場を提供し、働き手の確保に町が注力することで、条件が合う就労居住環境、教育環境等を求める移住者等を積極的に獲得することが可能となり、企業、移住者、町それぞれメリットのある施策の展開を図っていきたいと考えております。

今回、1名の雇用者を募集するに当たり、応募が少なく極めて困難な状況であった課題を

踏まえ、町内だけではなく町外からも就労者を獲得することが喫緊の課題であると判断をしております。また地元採用の推進について、対象として考えられるのは、特に子育て世代の女性であると推測をしているところであります。

今回の地元募集に困難をきわめたのは、やはりコールセンター業務がどのような内容であるかが不明確であったことが要因ではないかと感じておりますが、今回採用された就労者がその業務内容を人づてに発信することで広く周知され、次の就業者獲得につながっていけばと期待をしておるところであります。

来年度の推進体制について、企画課においてサテライトオフィス誘致及びテレワーク推進関係の旅費、あるいは企業誘致推進ツアーコミッション料など、来年度予算計上をお願いをしているところであります。

これは、首都圏に出向き、新たな進出企業の掘り起こしやサテライトオフィスを検討する企業を誘致するために当町を視察してもらう費用として計上しておりますが、情報政策課や観光商工課、あるいは静岡県の各部局との連携を密にし、組織を超えた取り組みとして推進をしていきたいというふうに考えております。

最後に、テレワークを体験できる施設の検討についてですが、これは、現在検討が進められております焼津市・川根本町魅力創出連携協議会で推進するオープンカフェの中で運用することも検討をされております。

医療、福祉2分野におけるＩＣＴ利活用の検討状況に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、個別の分野にお答えする前に、平成28年3月に提出されました報告書の検討状況をお伝えをさせていただきます。

この報告書では、1つ、学力の向上に向けて、2つ、町の活性化に向けて、3つ、医療・福祉・介護サービスの向上に向けて、4つ、高齢者の生活の向上に向けての4区分、合計20の提案がなされています。

このうち、各担当課で検討され、平成28年度に実施あるいは実施計画が策定され、来年度予算に計上されているものを含めますと、半数の10の提案に着手をしている状況であります。

議員の御質問の医療、福祉分野に関する取り組み状況といたしましては、医療分野において、本年度お認めいただいた予算により健康管理システムを導入致しました。このシステムは、町民の健康診断データや予防接種履歴などを管理し、健康づくり施策に反映させるため導入したものです。現在、町で入手できるデータの入力を進めており、データを蓄積することにより、今後どのようなデータ活用ができるのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、福祉分野の利活用につきましては、現在、各種介護予防教室の案内や介護予防運動の動画配信などを行っております。検診データ等、医療情報の福祉分野への利用につきましては、個人情報保護の観点から難しい問題もあるとは存じますが、医療、介護の連携が叫ば

れる中、今後、どのような活用ができるか引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。

1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 私、再質問の前にちょっとお話ししたいことがあるんですけれども、今回、通告の要旨と再質問の論点に御配慮いただいた箇所があります。感謝申し上げます。

さらに、ＩＣＴ利活用には横文字が多く、この後、委員会付託案件、第2次川根本町総合計画基本計画の採決もありますが、もう少しの世代間的なページの用語解説をとも思うんですが、用語解説も添付してくれた企画課まちづくり室の職員の優しさに感謝して、再質問を始めます。

まず、1点目ですが、午前中の野口議員の教育ＩＣＴのところで、かなりの私の求める回答が出たわけですが、いずれにしろ学習プラットホームとか学習ソフト、オリジナル教材といった言葉が回答としてありました。私もまたここ、次年度にとって大切な分野ですので再度、重なる質問もあるかと思いますが、お答えをよろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の学校教育についてですが、重要なことは支援員だと思います。計画通り2名の配置をしていただきたい。

ＩＣＴ教育はまだ始まったばかりですが、学習には当然、子供さんの意欲というものがあります。今後のことを考えて、気になることが家庭学習のことです。国の教育方針で、学校と家庭双方でＩＣＴ教育を進めようとしています。家庭学習できる環境も町独自の統一化された自宅学習支援も必要なではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） まず、ＩＣＴ教育機器等の導入後の有効な利活用につきましては、議員御指摘のとおり、この事業を成功させるためには専門的な知識と経験を持った支援員をしっかりと配置をして、町内の小・中学校の先生方への助言とか指導をお願いすることが不可欠であると考えております。

子供たちの学習意欲という点につきましては、最近アクティブラーニングという言葉がよく使われておりますけれども、これは教師からの一方的な講義などの中で知識を覚えるということではなくて、子供たちが主体的に参加して学び、仲間たちとともに考えながら課題を解決していく力を養うというものです。

本町でもこのＩＣＴ教育を推進する中で、町の特色である小規模校のよさや複式学級に適した形でＩＣＴ教育の活用のメリットを最大限に生かした授業を展開して、学校でも、あるいは家庭においてもより子供たちが主体的に学ぶ意欲や姿勢を身につけていくことを学校とともに目指していきたいと、そんなふうに教育委員会では考えております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 大事なことは、やはり学校と家庭、そのつながりをどうプラットホーム化して授業ができるか、そんなことを私はぼんやりずっと考えていて、この2学期からということですが、随時しっかりと先生方と支援員、よく話し合いをしながら進めていただきたい、こんなことを思います。

次に、まずそうしたことの中においては、やはり町が考える自宅学習支援におけるイメージ、流れ、さらにはプランニングの案からプランニング等いろいろ考えておられると思いますが、その取り組みについてちょっとお話しできればと思います。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、まず先ほど野口議員のときにもお答えをさせていただきましたけれども、まず4者協定があります。その中では、専門的な知識、それから全国での実績と経験のある3者の方々でございますので、必要に応じてその方々と協議を行って、町内の児童・生徒の学力向上のためにその方たちにお力をかけていただけるものと考えておるところであります。

まず、家庭学習につきましては、教育委員会が今、考えているイメージとしては、導入後5年間という委託期間がありますけれども、その5年の間にＩＣＴモラル教育等にしっかりと取り組んで、学校と家庭が連携をして子供を育てる学習環境をしっかりと整えていきたいと考えているところであります。

また、各家庭での例えばＬＡＮ環境、そうしたことも非常に課題となってくると思いますので、そこら辺もあわせて検討していかなければならないというふうに考えておるところであります。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いずれにしてもこれから社会というのは、あと私の孫が今2歳ですけれども、あと20年ぐらいしたらもう職業というのは多分半分くらいになる、そこまで予想されているんですけども、結果、先ほど教育総務課長が言ってくれたモラル教育、ここがやはりこれから子供たちにとって大事なことで、一つ間違うと大変、犯罪にもなるということ、その辺も考えてまたよく支援員と、支援員が大事じゃないかなという私の予想なんですけれども、その辺をまた考えていろいろ取り組んでいただきたい、そんなふうに思います。

教育の最後のところなんですが、今年の予算には載っていないんですけども、公設民営塾の今後の展開についてちょっとお話しできればと思います。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 公設民営塾につきましては、平成29年度、新年度になりましたら、専門的な知識と経験をお持ちになっているコンサルティング業者を選定をさせていただきまして、まず公設民営塾の開設のための調査研究等を開始する予定であります。

この計画では、調査を夏ごろまでに何とか終了しまして、秋にはこの若者交流センター奥

流を活用した試験的な公設民営塾の開設を目指しております。さらに、平成30年度においてはこの公設民営塾の本格実施を目指していきたいと、そんなふうに今、考えているところであります。

また、この公設民営塾につきましては、今年度、奥流を活用した奥流学習塾というのを実施をしてまいりましたけれども、これらの実績を踏まえまして現在、県の教育委員会、川根高校、そして町の教育委員会で実施をしております川根高校の魅力化推進連絡会において協議をいたしておりますけれども、先ほど町長の答弁にもありました町と川根高校とのＩＣＴ教育にも、そうした連携にも合わせまして、川根高校のさらなる魅力化の一環としてこの公設民営塾を実現をしてまいりたいと、そんなふうに考えているところであります。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） ありがとうございます。

国の教育方針、川根高校の県の対応、教育分野のスピードが加速してきましたが、この町の子供たちが未来に遅れないための教育システムをお願いしまして、2つ目の企業誘致の質問に移ります。

1つ目です。県内の自治体、特に中山間地域と比べますと公道のバランスも力強く、通信環境が整い、ＩＴ関連事業の会社からのサテライトオフィスの候補地として選ばれる状況があります。エコパーク、静岡県に2町だけの美しい村の特典が当町にはあります。成功事例を見れば有利性はあり、地域貢献と企業のバランス、企業ブランドさえ整えばまた戦える企業は来ると思います。もう少し誘致事業のレベルを上げる施策を考えてみてもいいのではないか。誘致事業の推進組織を強化するチームを立ち上げるなどといったことは考えられないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 自然環境的には大変恵まれているという中で、もっともっと人材を育成しろというお話だと思います。確かにそのとおりで、私どもも今ないものを新しく対応するということだものですから、なかなか試行錯誤の面もありますけれども、頑張ってレベルに合うような形で育成をしていきたいと、また協力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いずれにしても始めたことですので、レベルアップ、これはやはり大事なことで、いろんな角度から考えていただきたいなと思っております。

2つ目です。企画課、推進体制からの再質問ですが、情報基盤整備事業のボリュームの多さから、通信関係部門の機構改革、情報政策課の設置と機構改革が進み、4月1日から新たな機構改革、その中で企画機能の強化を図りたいということもテーマにあったと思います。

計画を策定する部門、計画を推進する部門、企画課の仕事の重さ、長い間どういうわけか目の当たりにしてきましたので、それぞれの分担方法が身動きできない状況打開となるのか。

専門官の配置を除くと、課長以下4名の体制は変わっていませんが、企画課の仕事は短期決戦、長期決戦の仕事が多いと思います。私だけなのかわからないんですが、議員の方も何人かはそう思っている方がおられるのではないかと思います。心配することはないのか伺います。当然頑張るということだとは思うんですが、どうでしょう。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、質問がありましたとおり、大変きょうの会議の前に冒頭でも申し上げましたけれども、この中で5人の課長が、現役の方がやめられるというようなことの中では、大変大きな力が抜けたという感じが実はいたしております。

しかしながら、企画というのはどのように大切かということは、私どもも十分承知しております。これまで、ともすると企画立案だけでなく、やはり現場にもかかわり合いが非常に多かったということで、なかなか動きが鈍かったという面が私ども反省としてはあります。それをそれぞれの企画の課が、各担当の部署へ作業をしていただくような手配をするというような形にしていきたいということで、今回は専門官というのを設けまして、大変大きな事業も山積しているという中では、そのような分担をする必要があるという思いからこのような形に進めさせていただきました。

これには、当然ながら役場の職員だけで全てができるというふうには思っておりません。それぞれ多くの皆さん之力をおかりしながら対応していくことが、この町の将来につながるという思いでございます。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 人材確保というのは、やはり企画では、企画課というのはもうずっと正直、役場のやっぱり花形なところもあろうかと。先ほど言ったんですけれども、仕事のボリュームの多さ、短期決戦、長期決戦、かなり私議員になってから、その前から女房が企画にいたものですから余計そこを考えるところもあったりして、どうしてもやっぱり企画課になると熱くなってしまうくせがありますので、どうかまた人員整備のほうも強く望みたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。

また、その次に、先ほどの人材確保の再質問なんですが、町長、以前お話をされていた小笠原村の話題、光ケーブルを引いて劇的に変わったこと、村外から新たに来られた方々を大事にされ、仕事を与え、そして子供も増えたこと。サテライトオフィスも視野に入れて進めていくならば、早目の対応も考えなければと思いますが、伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまでも何回も引き合いに出しております。といいますのは、森下村長さんが劇的に変わったというお話をされたものですから、その劇的という言葉が印象に残っております、あちこちでこのような話を出しております。

そのようなことで、きょう実は、知らなかつたじゃおかしいんですが、知らなかつたんですが、きょうこれをやっています、「自宅で働く」という選択肢。そうしたら、お聞きした

らきょう10人限定ですが、10人ぐらい応募があったということだものですから、今、隣で対応しているということです。このように、1つ展開が変わると大きな変化が起こるということが劇的に変わったという話だと思います。

東京の場合は、小笠原まで1,000km、それを海底にケーブルを埋設したということで劇的に変わったという話を聞いたということです。私どもも劇的に変わらなきやいけないんですが、急激な変化は求めない人もいるものですからなかなか大変な面もありますけれども、それぞれの皆さんと協調しながら対応すれば、必ずや道は開けるという思いで対応しているということで御理解いただきたいし、皆さんの御協力は重ねてお願ひしなきやいけないというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） とにかく地道にやっていかなければならぬ、そんなことを強く私は、せっかく始めたことですので、やはり地道にこだわって進めていただければなと思っております。

いずれにしても、受け入れられる条件、働く場の確保、住宅の確保、教育の充実、医療関係、町がかかわり対応しなくてはならないことばかりと思いますので、状況次第では早めの対応をお願いいたします。

続いて、3つ目の医療、福祉ですが、ここが御配慮いただいた点なんですが、まず当時の利活用委員会の引き出しから持ってきたところもあるんですが、連携した地域包括ケア体制が利活用に生かされなければならないと思います。

町のサーバーには町民の健康データが一元管理されている。全国的には医療情報を医療、介護、健康の関係機関が共有する取り組みが進められています。その取り組みを当町で検討する考えがないか伺います。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、菌田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、町長の本日議会の冒頭の行政報告でもございましたけれども、5人の課長が退職ということで、私もその1人でありまして、38年間の公務員生活の思いを込めてお答えをさせていただきたいと思います。答弁の機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、お答えをさせていただきます。町長の答弁にもありましたとおり、生活健康課では本年度、健康管理システム、健康カルテを導入をさせていただきました。本年度は定期予防接種の履歴、それから一部のがん検診の受診歴、これらを入力中でございます。新年度、29年度からは国保加入者の特定健診、それから後期高齢者医療加入者の健康診断データの入力に取り組む予定となってございます。まずは、町長の答弁にもございましたとおり、このデータをもとに健康づくり施策に反映することを目指しております。

なお、データベースの共有化という御質問でございますが、現在、県内でも様々な医療、

福祉連携のためのシステムが現在運用されております。主なものとしましては、静岡県立総合病院を中心としたふじのくにねっと、それから静岡県医師会を中心とした静岡県版在宅医療連携ネットワークシステムなどがある、もう既に医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、それから介護保険施設などがその情報の共有化を行っています。

しかしながら、この情報を共有できるのは、そのシステムに加入している機関のみであること、それから、ここからが問題でございますけれども、その情報を共有するにはまずご本人の承諾を得た上でのみ共有が可能となることなど、ここで個人情報の壁が大きく立ちはだかっていることも事実でございます。

町では、先ほど述べたように健康カルテを導入しましたので、まずはデータの蓄積を進めていきまして、今後どのような活用や共有ができるかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いずれにしろ、個人情報、これがやっぱり一番のネックになるところだものですから、次の質問になかなか行けないんですが、要するにそういったものをクリアできたとするならば、次に見えるのは今度は健康情報の見える化だと思うんです。

そんな中で、時系列にデータをあらわすことがそこでできてくるんですが、履歴を追跡すること、また医療、福祉の分野にも活用の幅が広がる期待もできると思います。

今後の展開なんですが、その個人健康管理の見える化を進めていただきたい。セキュリティというのは日進月歩進んでいるものですから、それも頭に入れながら健康管理、町民の健康管理データを見る化するような方向でいずれ考えていただきたい、そんなことを思います。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） データの見える化という御質問でございますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、生活健康課で取り組んでいる健康カルテにつきましては、まず町民の予防接種履歴や母子保健の情報、国保加入者の特定健診データ、後期高齢者医療加入者の健康診断データを蓄積して、健康相談や保健指導に活用していく所存であります。

現在は、この健康カルテは庁舎内の単独のシステムでありますので、外への持ち出しというのは現在できないんですけれども、これから課題としまして、これをモバイルで現場を持っていって健康相談であったり健康指導の場面で使うであったり、それから現在は、答弁でも申し上げましたけれども国保加入者のみでございますので、国の段階で現在、社保加入者の健診データ等を市町村へ流すというような議論もされているようでございます。そういう社保加入者のデータ等も町で入手可能なような状況になってきましたら、その大きなビッグデータというんですか、それをどのように見える化していくかというのがこれからの検討

課題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 検討課題として、また活用も引き継ぎ等していただきながら進めているいただきたい、そんなことを思います。

私、ここで端末機のことをちょっと質問させていただくんすけれども、端末機で生活健康課さん、いろんなことをやっているんですけども、またさらにアプリケーションというんですか、何か健康に関してその端末機からいろいろお伝えできるような、そんな方法をちょっと考えておられるのかちょっとわからないんですけども、そんな考えがあつたらお願ひしたいんですけども。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） すみません、明確なお答えにならないんですけども、検討課題ということではございますけれども、やはり健康診断のデータというのはその人の個人の情報でございまして、その蓄積した長いスパンのデータというのを見れるような形にするというのがＩＣＴ利活用の中でも課題だと思っております。

その健康診断データを例えればかわねフォンの中に流すとか、そういう構想もないことではございませんけれども、これから検討課題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） いやしの里の先生とお話ししたときに、その利活用委員会のときだったんですけども、その先生も端末機がただ双方向じゃないものですから、一方向なものですから、そこに何か菌田君、うまく乗せられるものがあればいいなとか、そんな先生、お話をしていたものですから、検討としてまたさらに課題として、今回課題のことばかりなんですけれども、やっぱり個人情報とか何かあることだものですから、その辺もまた御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

時間もまだあるんですけども、最後にいやしの里特会のときに、セキュリティーシステムのことできちんと、今回、後で採決するんですけども、そこにも回答書の中に書いてあるんですが、ちょっと私なりにほんやりとわかつただけだったものですから、そのセキュリティー遠隔診療、セキュリティーシステムのことです。

専用のADSL回線を使っているので総合病院の光回線ができないということなのか、どちらにしてもフレッツ光回線のセキュリティー、当然東海ブロードバンドのセキュリティーも整っているはずですので、その説明を最後にちょっとお願いをしたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、菌田議員のふじのくにねっとに関するセキュリティー関係の御質問にお答えします。

現在、いやしの里診療所では、県立総合病院を中心としたふじのくにバーチャルメガホスピタル協議会が運用するふじのくにねっとに加入しております。これは、拠点病院を含む各医療機関とネットワークにより接続をしているものです。御質問については、このネットワークに関するものとしてお答えいたします。

遠隔診療を行うに当たりまして、富士通株式会社が運用しますFENICSビジネスIPネットワークサービスに加入しております、これは電子カルテシステムとビデオ会議システムそれぞれ1回線、合わせて2回線契約している状況です。

ネットワークの種類といましましては、VPNと呼ばれますバーチャルプライベートネットワークということで専用回線に当たるわけですが、これはセキュリティー対策が講じられているものであります。

ただ、この回線が、先ほど菌田議員言われました種別がADSL回線でありますことから、回線の1契約のみでは大容量のデータを通信した場合にはそれぞれ、電子カルテシステムとビデオ会議システム双方にデータが流れた場合には、システムの停止が起こってしまうと、こうした理由から2回線契約が必要と聞いております。

町が整備しました光回線を利用したVPNであれば、同様にセキュリティー上の問題もなく、さらに現在より大容量のデータの送受信が可能であるため、1契約、1回線の契約で済ませることはできます。この契約につきまして、ふじのくにねっとを管理運営しております富士通株式会社と協議しまして、セキュリティー的にも問題はないと確認されておるネットワークですが、最初に言いましたふじのくにバーチャルメガホスピタル協議会、この協議会が定めておりますセキュリティーポリシー、セキュリティー上の取り決め、その問題からいまだ契約に至っていないという状況です。今後も継続してお願いしていくものです。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） なるほど、そういうことだということがわかりました。

ちょっとまだ今回、時間があり余っているわけですが、終わりにしますけれども、この後、委員長報告が幾つもありますので終わらせていただきますが、小さな町だからできる行政サービス、ICT利活用を有効に使って進めていただきたいと強く思います。

また、先ほど冒頭、町長が言ったんですけれども、私も私情を挟んではならないと思うんですが、私たちのICT利活用の質問を使って、私の卒業した学校の先輩課長に答えていたいたところもありました。退職される先輩方に、長い間ご苦労さまでした。あとはフォローをお願いしまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、菌田靖邦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は3時からといたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第1号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、菌田靖邦君。

○第1常任委員長（菌田靖邦君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、平成29年3月13日月曜日、午後2時から3時まで、議案第11号とあわせて審査を実施いたしました。

審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第1常任委員会委員6名全員、オブザーバーとして太田議長に御出席いただきました。また、傍聴者は第2常任委員会2名でした。また、説明者として、副町長を初め山本企画課長、北村まちづくり室長、高村係長の御出席をいただきました。

議案第1号は、川根本町内において企業が地方拠点の強化、拡充を行う事業者に対して、町の固定資産税の不均一課税ができる制度を設けることで、企業進出のための支援するための規定を設けたものです。

審査は、担当から条文の詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

まず、1点目ですが、質問、固定資産税の不均一課税を行った場合、その減収分は地方交付税で補填されるという説明であったが、全額補填されるのか。

回答、企業の地方拠点強化にかかる地方税の減収補填制度では、減収分の全額が基準財政収入額から控除される特例措置を講じられている、減税による基準財政収入額の減少分が

地方交付税額に満額対象されることになる。

一番最後の質問、1つ飛びまして、最後を言います。

特定業務機能の範囲について伺う。ゾーホージャパン株式会社の場合、コールセンター業務は本社機能の範囲に該当するのかという質問。

回答、コールセンター業務は、本社機能の範囲に該当しないと判断される。企画部門、商品開発部門、研究部門等が本社機能の範囲と言われている。常時雇用する従業員も、大企業の場合は10人以上、中小企業にあっては5人以上という要件もあるということです。

以上です。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第1号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

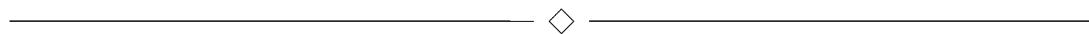
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第11号 第2次川根本町総合計画基本計画の策定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、菌田靖邦君。

○第1常任委員長（菌田靖邦君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

審査は、議案第1号と同日に同じ場所、出席者で審査を実施しました。

議案第11号は、平成18年度に策定された第1次総合計画が平成28年度で計画満了となることから、第2次総合計画を策定するものであります。

計画期間は、平成29年度から38年度までの10年間となります。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

まず1点目、計画策定時のタウンミーティングの主な構成員は。またパブリックコメントの実施期間と提出された意見により修正した点は何か。

回答、各区長、役員が主な構成員です。また、パブリックコメントは本年2月6日から2月24日までの期間実施しましたが、提出された意見はなかったため、修正はしていません。

1つ飛んでいただき、アンケート回答者が1,000人中443人は少ないのではないか、無作為抽出の内容は。

回答率40から50%は、比較的高いと感じている。抽出対象は当町の人口構成が反映されるように年代別の抽出を調整したが、アンケート対象者については性別も含め完全に無作為により抽出しています。

以上です。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決しました。

以上で、議案第11号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この報告書に、質問、100ページの林業の中で、高性能林業機械を導入し除間伐とあるが、利用間伐ではないのかという質問に対して、回答が産業課に確認しますとだけになってしまいます。このままの報告でいいとは思いませんけれども、この場所ででも回答いただいて、きちんとしたものにして採決をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 第1常任委員長、菌田靖邦君。

○第1常任委員長（菌田靖邦君） そういうことですので、確かに私もここを読まなかつたんですけれども、企画課のほうで、すみません、お願いします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 利用間伐ということで修正をしまして、完成とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 第1常任委員長、菌田靖邦君。

○第1常任委員長（菌田靖邦君） 鈴木さん、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

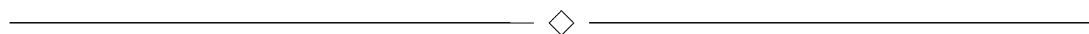
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。



- ◎日程第 4 議案第20号 平成29年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第 5 議案第21号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第 6 議案第22号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第 7 議案第23号 平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第 8 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第 9 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第10 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算から日程第10、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、菌田靖邦君。

○予算特別委員長（菌田靖邦君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した3月定例会において、一般会計及び6つの特別会計予算について、議長を除く11名の議員からなる予算特別委員会に付託されました。

3月2日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から平成29年度一般会計及び特別会計予算の総括説明を受けました。

各課、室、局ごとの詳しい審査は、3月3日から9日までの5日間、役場本庁3階の大会議室で行いました。

委員からは様々な質疑、要望、意見等が出され、町長はじめ担当課からはそれに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた詳細な資料や担当課長や職員の目的を得た説明、また委員の皆さまの御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にもかかわらず委員会に御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しましても、真摯な御答弁をいただきました。大変内容の充実した委員会となったことに対し、改めてお礼申し上げます。

3月10日は現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。

採決の結果を報告いたします。

議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第23号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見、要望等について、幾つかを抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しました予算審査報告書をごらんください。

予算審査の日をおって順に抜粋して報告をいたします。

お目通しください。まず3ページをめくっていただきまして、まず生涯学習課から10款4項1目社会教育総務費、6つ目になるんですが、（仮称）伝統文化伝承館建設候補地に元青部小学校を活用する考えは。

現地を確認し、雰囲気はすばらしいが、建物は使える状態ではないと判断した。

次、3目の資料館運営費、3つ目、茶茗館のモニターテレビを利用した資料館等の宣伝告知放送ができるのか。

担当課、関係機関との調整が必要だが、可能であれば対応したい。

次、4ページに行っていただきまして、4目文化会館運営費、13節委託料、自主事業パートナー委託料が56万円増額となったが、29年度以降もシーアイセンターとの契約になるのか。

応募があった5社、東京2社、県内3社でプロポーザルを行った結果、シーアイセンターに再び決定。756万の3年間である。

次、5項1目保健体育総務費、2つ目の質問です。生涯を通じてスポーツに親しむこと、健康の管理という観点で、教育委員会でも事業を考えるべきでは。

回答、体育協会はそのような機能を有している。スポーツ推進員の協力による軽スポーツの普及、他団体との連携による生涯スポーツの推進を図っていきたい。

2目飛んでいただきまして、3目海洋センター運営費、1番下の8節報償費、カヌー普及協議会委員会報奨金、昨年よりも予算が減額されているが、現在までの経緯を教えてもらいたい。

回答、平成29年度は2回開催予定で予算計上した。前年度より1回分減とした。内容は、

カヌー関係者及び体育関係者、産業関係者からカヌー普及のための意見をいただくものである。

生涯学習は以上です。

次、議会事務局。6ページを開いてください。

1款1項1目備品についての内容ですが、3階大会議室のマイクシステム及び音声認識システム用のパソコン機器を更新する。多用途に使用できるよう、ワイヤレス方式の機器を選定したということです。

次、7ページ、出納室。

問題なく、基金管理をかたくやってください。

次、8ページ、教育総務課に行きます。

10款1項2目事務局費、人件費の減額は、職員配置による減額ということか。

主幹や係長の配置であり、現在は係長2名のため、その関係もある。

3目、4つ目に行ってください。13節町立小・中学校ICT教育推進業務委託料、4者協定を結んでいる中からプロポーザルで決定するのか。

4者協定の内容は、町がICT教育を進めていくための様々な助言をするという意味合いである。その中の企画案に基づいてプロポーザルを行い、業者を選定する。

次、9ページに行ってください。

10款1項5目若者交流センター運営費、生徒に対するカウンセリング等の予算について。

生徒に対するカウンセリングは、川根高校の指導担当教員と連携をとりながら対応しているが、平成29年度ではそのための費用としての予算は計上していない。

2項2目教育振興費、2つ目の19節負担金補助及び交付金、全国へき地連盟学校負担金について。

当町は、大井川鐵道の減便を受けるなどの影響で、昨年度に僻地の等級が上がってしまった。連盟加入校数は、全国で小学校1,931校、中学校997校。県内では小学校35校、中学校14校である。

3項2目は飛んでいただき、5項4目学校給食施設費、3番目の7節賃金、調理業務臨時職員賃金の増加要因として、労働日数のほかに人員の増ということもあるのか。

賃金自体は123万円の増額。日数及び賃金単価の増加に加えて、新たに調理師免許を取得した者が1名おり、その賃金単価の増が増加の要因である。

10ページ、建設課へ行きます。

まず、4款1項8目飲料水供給施設費の3番目、19節飲料水供給施設支援事業費補助金、どこの施設に対する補助金なのか。

各地区で管理している施設の維持管理に要する費用の補助金。補助率の拡充を行う予定。

次、6款1項6目農業農村整備事業費、19節多面的機能支払交付金、事業の内容について。

耕作放棄地を出さない取り組みを地域全体で行うもので、農道や農業用水の施設の修繕に

も活用することができるものである。

1つ飛びまして10目地籍調査事業費、地籍調査業務の作業進捗状況についての質問。

これまでの法務局への送り込みは、面積6.8km²、調査面積は9.31km²、実施面積で換算面積の行程都度に作業率を乗じたものが8.63km²となっている。

次、11ページに行ってください。

8款1項1目土木総務費、1節報償費、空き家等対策協議会の内容と企画課との連携について。

対策協議会では、空き家対策計画の策定及び倒壊等の危険がある特定空き家の認定を行う。移住・定住のための空き家有効活用等は、企画課で対応することとなる。

2項1目、2目は飛んでいただき、3項2目河川維持費、13節委託料、排水機場保守点検業務委託料、ポンプのメーカー点検は毎年行うのか。

電気設備は10年、機械設備は5年に1度実施していきたい。点検の計画を作成して対応する。

12ページ。

8款4項1目町営住宅等管理費、若者定住促進住宅の外壁が、カビなどにより外観がよくないことについて。

住宅の長寿命化のための修繕計画を作成している。計画に沿った修繕は行っているが、現状を確認して、必要な予算は対応していく。

次に、建設課、簡易水道特会のほうに移ります。

13ページ、1款1項1目13節委託料、公営企業会計システム保守点検料について。

公営企業会計に必要なシステムで、平成20年に構築したもの。資産管理のためシステムの保守は継続していく必要がある。

2款1項1目水道維持管理費、柳三地区の消火栓が5分程度で使用できなくなってしまうが、どう対応するか。

水道タンクは、飲料水を供給するために必要な容量ということでつくっているが、初期消火の関係でどのような方法がいいか総務課と相談して対応する。

また、ここでは消費税に関してはあと質疑がありましたが、十分論議していただいたものですから、省きます。

次に、14ページ、企画課に移ります。

2款2項1目企画総務費、8節報償費、ふるさと納税寄附者贈答品の増額理由について。

現在、返礼品は町の特産品を組み合わせて贈答品としている。クレジット決済なども導入し、町の紹介を進めているが、新たなメニューに、町の取り組みとしてS L動態保存を支援する町を加え、寄附金を沿線景観の改善とS L動態保存の支援金としていきたい。

予算の増額理由は、本年度ふるさと納税額が実績900万ほどとなっていることから、29年度の寄附金額を1,000万と見込み、その4割の400万を予算化した。

下から3段目です。青部駅周辺土地開発調査業務委託料の内容について。

具体的な青写真はできていない。青部地区の埋め立て地を有効活用するために、企業誘致の可能性や周辺景観の調査などを行っていきたい。

次、2款2項2目、15ページです。まちづくり事業費、緑のふるさと協力隊の募集について。

継続して話をしているが、協力隊員として応募する者も減ってきていると聞いており、来年度も無理ではないかと判断している。

次に、5項2目、1目とんでいただき2目路線バス対策費、13節委託料、デマンドタクシ一運行管理業務委託料、青部バイパスの開通を機に運行範囲の拡大を検討しているか。

回答、30年度以降の対応については、委員会の中で運行事業者からの提案等を求めながら検討していくということです。

次、16ページ、情報政策課。

2款3項1目情報政策費の3段目、19節負担金補助及び交付金、端末機利用料負担金を前年度と同額を予算計上しているが、設置世帯は増えているのではないかという質問。

回答は、新規転入世帯には随時設置をしているが、逆に転出や世帯がなくなるケースもあり、増減に大きな動きはない。

1つ下へ行きまして、教育分野でのICT利活用について予算化されたが、福祉医療分野での活用をどのように考えているか。

福祉課では買い物支援や介護のデータ共有など、医療面ではサテライト診療所など検討されているが、予算計上には至っていない。情報政策課では通信運搬費の対応となり、事業の必要経費は各課担当の対応となる。

17ページ、産業課に行きます。

6款1項1目は飛びまして、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、環境保全型農業について。

回答、有機農法のことで、堆肥など指定された有機肥料を経営している方。2団体、1個人、1法人が取り組んでいる。

次、4目地域農政総合推進事業費、2番目の19節負担金補助及び交付金、青年就農給付金の状況について。

平成29年度の2名の予定。300万円の所得を上げるという就農計画を立てなければならぬため、条件が厳しい。平成28年度には新規作物でなかったために交付金の対象外となつたが、1名就農した実績はある。

5目茶業推進対策費の2番目、町産業振興関係団体活動費補助金の内訳は。
茶振協1,168万、茶業組合214万6,000、手もみ保存会川根支部20万、減額の理由は茶振協の調査委託費の減によるものである。

次、18ページに行ってください。

6款1項8目茶茗館運営費の2番目、茶茗館で新しいイベントや施設内に入ってお茶を飲んでもらうための工夫をプロジェクトチームとの協力で検討をお願いしたい。

プロジェクトチームへのイベント委託内容をお茶に関連したものへと要請し、見直しを行っていく。

次、11目飛んでいただきまして、2項2目林業振興費、2番目の19節負担金補助及び交付金、産業振興関係団体活動費補助金について。

内訳は、森林組合おおいがわ559万、町林業研究会14万、大井川地区林業研究会7万、獵友会10万、木の駅かわね60万ということです。

次に、税務課へ移ります。19ページ。

まず、入りの部分、歳入の部分の質問がありました。

1款1項2目町民税（法人）、法人税割の税率が下がったが、その影響をどう見ているか。
法人税割は平成26年に9.7%となっている。今年度6%に下がるのは、消費税率10%引き上げのときになるため、平成29年度の変更はない。

次、歳出に関しては、2款6項1目税務総務費、13節委託料、農地と山林の不動産鑑定はどの地区で何を所行うのか。

農地は37地点のうち8地点、山林は29地点中の5地点を考えている。場所は、鑑定士と相談して、地域に隔たりが出ないように選定したいと考えている。

次、20ページ、商工観光課に行きます。

2款2項3目ダム水源地域振興費、3番目13節委託料、接岨峡温泉会館指定管理料について。

回答、提案を受け指定管理をお願いしたが、初期投資の面での負担増や通行止め等の影響による入館者の減による赤字など厳しい状況であったため、2年目も予算計上した。

5款1項1目は飛ばします。

7款1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、起業及び事業継続チャレンジ補助金の2件分は確定のものか。

回答、想定ということで2件分を計上した。相談は受けているが、確実に決まったものはない。

次、7款1項4目観光費、3番目19節負担金補助及び交付金、流域観光事業対策実行委員会補助金は、トーマス運行に係る補助金ということだが、島田市との差額500万円の根拠について。

回答、トーマス運行に係る費用は、主に千頭駅周辺の会場警備にかかる費用となるため、川根本町の負担割合が多くなっている。

5目ウッドハウスおろくぼ運営費、利用者が非常に少ないが、利用率を上げる働きかけを要望する。

第三者委員会で、指定管理者に対して覚悟を持って取り組むように厳しく伝えた。特に4

月、5月の連休中の利用率向上に期待したい。

8目音戯の郷運営費、12節役務費、その他使用料で著作権使用料の説明があったが、トマスイベントに関係するものか。

回答、音戯の郷で使用する「音」に対する著作権料で、トマス関係はイベントの中で入っている業者があるため、その中で支払っている。

次、温泉事業特別会計、特会です。

一番下の1款1項1目の質問に行きます。温泉使用料のことですが、3口減らした内容について。

2軒あり、1軒は隣接する昔やっていた旅館を使っていたものを、大変だからということで1口、もう1軒は5口だったものを営業的に厳しいということで2口減らすということで、合計3口の減となったということです。

次、23ページ、総務課へ行きます。

2款1項4目財産管理費、2番目の質問、セミナーハウスについて、なぜ解体するのかという説明などの機会を設けるべきではないか。

回答、現時点では想定していないが、周辺の活性化計画、今後の振興計画を策定する中で、土砂造成との兼ね合いも含めて協議していく。

6目、7目飛んでいただきまして、9目自治会振興費、15節、19節、区からの要望のあった改修工事等の内容について。

15節工事請負費にかかる分では、下長尾区集会所の樹木伐採及び柵の設置、田野口区集会所エアコン設置、上長尾集会所トイレの改修、藤川区グラウンドの整備、下泉区集会所クロス張りかえが出ている。

19節負担金にかかる分では、桑野山集会所の畳張りかえ、奥泉集会所のステージ改修が出ている。各区の負担割合は同じとなるということです。

次、24ページ、9款1項1目常備消防費、13節委託料、常備消防事務委託料が毎年増えているが、人件費が増えることについての増額なのか。

人件費ということではなく、構成市町の負担金割合で事業費全体の調整をするため、若干の増減があるため。

2目非常備消防費、消防団員の定数と実数の現状について。

現在、定数は440名。平成28年4月1日現在の団員数は386人。団員の実態調査を行い、定数の見直しも検討していきたい。各区長に団員確保のお願いをしたり、女性消防団の募集も検討したい。

4目災害対策費、要支援者対策として、避難場所等への避難用品等の配備について。

広域避難場所への備品は整備しているが、要支援者の受け入れ先である各施設と協議して対応していく。

次、25ページ、生活健康課へ行きます。

2款7項1目戸籍住民基本台帳費、2つ目の14節使用料及び賃借料、コンビニ交付サービス提供使用料の支払先はどこか。

コンビニ交付に伴い、町とJ-LISのサーバーとをつなぐ経費で、町の電算業務委託業者に支払うものである。

3款1項5目国民年金事務費、年金受給者数と金額はわかるか。

受給者数は3,033人。受給額は、老齢基礎年金で22億4,493万1,908円。受給者数から算出すると、1人当たり74万169円となる。

次、7目飛びまして、4款1項2目予防費、13節委託料、定期予防接種個別接種委託料の増額理由について。

日本脳炎2種混合ワクチン接種を、平成29年度は接種環境の改善を図ることを目的に、集団接種から個別接種するということに伴う医師への委託料の増加。

次、26ページめくってください。

6目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金、ポリ塩化ビフェニルの処理負担金について。

回答、処分のため島田市で保管していたものが、指定機関で処理の見通しが立ったため、当時の島田榛原広域市町村圏組合加盟市町が組合の負担割合で処分費用を負担することとなった。

2項1目塵芥処理費、2番目的一般廃棄物処理委託料の増額理由について。

一般廃棄物最終処分について、トン当たり5万円程度の増額が見込まれている。残渣処理の取り扱いも変更となるため、補正で対応見込みということです。

次、いやしの里特会に行きます。

まず、1款1項1目一般管理費、前年度に計画に上がっていた在宅診療事業の状況について。

訪問看護ステーション事業の件だが、平成27年度に予算化した人材が見つからなかつたため、実施していない。

2款1項1目医業費、いやしの里診療所における遠隔診療の状況について。

現在、循環器、整形外科、皮膚科、糖尿病・内分泌内科の4診療科目を遠隔診療で行っている。平成27年度実績で206人、平成29年2月末現在で236人が診療を受けている。糖尿病・内分泌内科が増えたことで、受診者も増えているということです。

次、行きます。国保会計。

1款1項1目一般管理費、2番目の広域化における町の事務的な負担等は増えることになるのか。

事務的な面では大幅に変わることはない。今回の広域化では財政面の強化で、町単独の財布から静岡県全体での財布に変わるようなイメージである。

次、2款1項1目一般被保険者療養給付費、財源のこと、療養給付費予算は増額だが、歳入で国庫支出金等が減額になっている理由について。

5款の前期高齢者交付金が増えたことで、国庫支出金の療養給付費等負担金の算定額に影響が出てしまっているということです。

次、3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金及び交付金、後期高齢者支援金の対象人數は。

平成29年3月で2,150人、平成28年と比較して30人ほど減少している。

併わせて前期高齢者、4款1項1目前期高齢者医療費拠出金の対象人數は。1,045人ということです

次、8款1項1目特定健康診査等事業費、特定健診等事業費で、一般財源が406万2,000円充当されていることについて。

回答、国からの交付金等や財政安定化支援事業繰入金の減額によるもので、国・県負担金等の実績により精算される。

次、30ページ、後期高齢者医療特別会計行きます。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、特別徴収と普通徴収の人数と、年金で月額1万5,000円以下の人数について。

特別徴収が約1,700人、普通徴収が約500人。月額1万5,000円以下の人数は約220人です。

次、31ページ、福祉課行きます。

3款1項1目社会福祉総務費、2番目の訪問看護ステーションの利用者は何人いるか。

現在、島田市の事業所が2つ入っている。2月の実績で15件の利用がある。

2目飛びまして3目高齢者福祉費、2番目の19節負担金補助及び交付金、老人クラブ等活動事業費補助金が減額になっているが、人数の減なのか、単位クラブの減によるものか。

回答、単位クラブは梅高地区で1つ増えている。会員数は減少しており、実数で予算計上をしている。

4目介護保険費、19節負担金補助及び交付金、介護職員初任者研修奨励金の内容について。

町内の介護保険事業所に勤める方で、資格取得のために研修を受ける場合、1人当たり5万円を上限に補助している。助成制度の周知に努めたい。

1目飛びます。2項2目児童福祉施設費、2番目の、3歳未満時の数が桜保育園で13人、三ツ星保育園で15人。小さな子供に手がかかる中で、よりよい保育環境にするために保育士を増やすべきではないか。

回答、現行の基準では、ゼロ歳児3人に1人、1から2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4から5歳児30人に1人の保育士が必要だが、桜、三ツ星の両保育園は基準を満たしている。対応については検討する。

次、32ページに行ってください。

3款2項3目子育て支援対策費、13節委託料、放課後児童クラブ業務委託料を減額した理由について。

利用実績による減額。子ども・子育て支援法が始まって対象者が小学校6年生まで拡充さ

れたが、利用者が余り増えていない。

次、33ページへ行きます。福祉課、介護保険事業特別会計。

1款3項1目介護認定審査会費です。7節賃金、認定調査員が現在3名だが、人数的に足りているのか。

回答、現在、専従者として女性3名を雇用している。認定調査は、研修を受け認定調査ができる町職員が補助している。

2款1項1目介護サービス等諸費、現在の介護認定者の状況について。

要支援1が64人、要支援2が34人で合計98人。要介護1が137人、要介護2が96人、要介護3が84人、要介護4が99人、要介護5が66人で合計580人になっています。

次、2款4項1目高額医療合算介護サービス等費について、介護と医療の合算サービス費の上限について。

現役並み所得者は、74歳までが67万、後期高齢者も同じ額、一般56万円、低所得者が31万円となっていて、限度額を上回った場合に支給されます。

次、めくっていただきまして34ページ、4款1項1目、今年度基金を使う見込みはあるか。計画最終年度は基金も入れた形で保険料を算定するのか。

回答、平成29年度歳入歳出予算では、基金の積み立て分は使用しない予定。積み立て分は、平成29年度に算定する次期計画の3カ年の保険料に充当する形で保険料を算定する予定。

次、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、13節委託料、要支援1、2になつていなくても、基本チェックリストのアンケート25項目を答えた場合に新総合サービスの事業の対象者ということだが、アンケートの内容を誰が判断するのか。

回答、基本チェックリストのアンケートにより対象者の洗い出しが可能となるため、地域包括支援センターの職員が対象者に合ったサービスを結びつけていくということです。

また、現地調査は我々、お目通しいただければいいと思います。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

予算特別委員会は議長を除く全議員が委員となっており、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

私は、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

反対といいましても、毎回申し上げていることですが、予算の大半が町民の安心・安全を保障する必要不可欠のものであり、全てに反対でないことは言うまでもありません。まずは職員の皆様の懸命の御努力に敬意を表するとともに、さらなる住みよいまちづくりを願って、

意見を述べさせていただきたいと思います。

平成29年度一般会計予算は65億4,000万円で、前年度より3億2,300万円増え、過去5年間で2番目に多い予算となりました。しかし、歳入の3分の1を占める地方交付税は23億2,600万円で、1,200万円減額。次に多い町税も12億7,519万円で、2,168万円の減額となっています。増えたのは、町民サービスを絞ってためた、町民の貴重な財産ともいべき基金繰入が1億2,964万円増の9億8,599万円と、将来世代へのツケになりかねない借金が2億2,470万円増の7億3,470万円で、決して健全予算とは言いがたい構成です。

それでも、町民の暮らしを守り、町の喫緊の課題である人口減少対策や子育て支援、若者の移住・定住支援、元気な産業、観光振興の充実のためであれば、順調に借金返済もできている当町の財政状況から見ても許されることだと思います。その観点で歳出を見てみると、一番目につくのが1億5,441万円増額の教育費です。

過去5年間で最高の8億8,670万円で、小規模校のよさを生かして複数教師によるRG授業は、地域を寂れさせる統廃合を防ぎ、子供に多くの体験をさせる期待できるのですが、新たに出された企画課と合わせて1億771万円という思い切った予算をつける小・中学校へのICT教育導入には、これから成果が期待されます。

また、新潟体験から飛行機を使う札幌に変更した小学5年生の県外体験学習や、参加者を高校生まで広げた中学2年生のカナダ英語研修など、子供の将来に豊かな経験を育むものと期待します。ぜひ対象学生の全員参加を目指していただきたいと思います。

川根高校存続を目的の川根留学生も40人を超す見込みで、奥流の運営費も5,000万円を超え、ほかにも後援会への南麓寮運営委託料や大鐵減便対策のスクールバス運行費など、大きな予算になりました。本来なら寮運営など県がやるべきですが、静岡県は県立高校に寮は置かない方針とのことで、町と同窓会の皆さんに力を合わせて懸命の取り組みをしてきました。魅力ある豊かな体験ができる留学生活となり、地域の活力につなげることができるよう、住民への説明を惜しまず、留学生を守り育てることを期待します。

しかし、一方で、学校給食費の無料化や多子世帯への軽減、就学援助金の新学期前支給、奨学金の給付化など、求め続けていることが何一つ取り上げられていないことは、子供は町の宝、子育て支援を重要戦略に掲げている町の本気度を疑うものです。

また、三盆地区の奥に赤石太鼓練習場として伝統文化伝承館の建設用地取得費や設計監理委託料が3,500万円出ていますが、今後出される建設費を合わせると1億円程度の事業になるのではないかと思われます。なぜ、当事者からも要望が出されていた青部の元小学校セミナーハウスを存続も兼ねて練習場にしないのでしょうか。確かに、太鼓の練習場は現地を見ても確保が必要だと思います。でも、なぜ神楽の練習場もあわせてつくるのでしょうか。

神楽の練習は、地域の高齢者や子供たちが主役で、現在の集会所での練習が一番便利で、なぜ遠くまで出かけて練習する必要があるのか理解できません。神楽伝承の問題は、場所ではなくて伝承者の高齢化と継承する子供たちが年々減っていることです。現在、地区の伝承

者の役員の皆さんのが練習時に子供たちを送迎し、飲み物やおやつ、弁当を与えることなど御苦労をされていることに、物心両面からの支援をこそお願いしたいものです。

企画課の地方創生関連事業費でも、青部周辺の開発調査委託料500万円や解体費用が上げてありますが、地域の資源として観光客にも人気が高い青部の貴重な財産を生かす開発こそ、地域の誇りや訪れる人の魅力が守られるもので、安い解体で貴重な町の宝をなくすことなど認められないことです。

この件については、先ほどのけさから的一般質問で、解体が決まったわけではないということではなくとっていますが、ぜひ存続を、こういう貴重な財産こそ存続して活用することを考えいただきたいと思います。

教育費の次に増えているのが、1億1,807万円増額の総務費10億5,621万円です。過去5年間の予算額では、26年度に情報基盤整備で23億7,822万円に膨らんだのに続いて多いのですが、その中に相変わらず集会所修繕費負担金150万円、集会所建物保険料負担金42万5,000円を地区負担として課しています。

自治会は区費でぎりぎりの運営をしており、その中から建物の修繕費や維持管理費の負担は、区民へさらに負担を求めなければならず、集落を守り頑張ってくださる区役員や住民の努力に水をかけるに等しいことではないでしょうか。町が建てた観光施設の指定管理者には収益を全額与えながら指定管理費も払い、その上、施設の修繕、備品購入費などほとんど町が出しています。なぜ町を支える住民にはこのような負担を課すのか、私は理解ができません。

情報政策室が新たに課となることで5人の職員が配置され、人件費の3,000万円増を含め1億円余増額の約2億円が計上されました。毎回述べることですが、かわねフォンの利用料負担金2,825万円は、議会の合意も住民の合意も得ないもとで業者との約束に基づく支出で、町が整備した施設の利用負担金をなぜ町が払わなければならないのか。これは、かつて住民に月500円の利用料を課して数年で破綻したオフトークの経験から町が利用料を肩代わりしているとしか思えませんが、町内無料で電話ができるとかお知らせがいつでも見られると言われても、使わない人には何の役にも立たず、固定電話をやめることも持ち運びもできない不便は致命的です。一体何のためのIRU契約だったのか、かわねフォンのあり方こそ検討すべきではないでしょうか。

また、紛失、誤操作、セキュリティ対策など手間とお金がかかり、なお情報漏えいの危険と背中合わせのマイナンバー制度を、国の個人情報一括管理の目的も何の批判もなく受け入れ、利便性の宣伝だけをしている姿勢も賛成できることです。

戸籍住民基本台帳のコンビニ交付サービス提供に500万円近い使用料や70万円の運営費負担金を上げていますが、一体どれだけの人に役に立ち、なくてはならないものなのでしょうか。それより紛失や悪用などの危険性のほうが重大で、町民の貴重な財源の使い方が間違っているとしか思えません。

滞納整理機構も、全国的に強権的な徴収や人権侵害などが後を絶たず、問題の大きい仕組みになっています。税務課で徴収できないものを機構に移管すれば徴収できるその裏には、一体どんな違いがあるのでしょうか。町の税務課による粘り強く血の通ったきめ細かな納付相談、指導こそ、たとえ税金が払えなくてもいろいろなところで役割を果たしてくださっている町民の方々へ、町がとるべき姿勢ではないかと思います。

衛生費は6,655万円増額の7億1,835万円でした。懸案の2つの焼却炉の解体費用1億1,000万円が増額の大きな要因です。平成26年度で国の解体補助が打ち切られ、代わりに26年度から地方債の対象とする特例措置が創設されました。国は、ダイオキシン対策は慎重、完璧を期すことや、跡地利用について公園やごみ集荷、選別などの計画を出すことを条件としており、ぜひ町民の声を聞いた跡地利用を進めていただきたいと思います。

民生費は微増の14億2,300万円、赤ちゃんからお年寄りまでの保健、福祉、障害者支援などはもとより、当町独自で取り組んでいる命と暮らしを守る事業が継続され、ほっとしました。県内はもちろん、全国的にも先駆けて実施している高校卒業生までの子供の医療費無料化の継続や、数々の任意予防接種補助、妊婦健診補助、不妊治療補助、腎臓透析患者の交通費補助、福祉介護手当、配食サービス、外出支援サービス、緊急通報システムなどなど、きりがないほどきめ細かな取り組みがされています。

地域包括支援センターの保健師さんや職員の皆さんの中の弱者を守る相談、訪問活動も、昼夜を問わない働きに頭が下がる思いです。それなのに、平成28年度から介護保険から切り離され町の総合事業に移行した要支援1、2の方への今までと変わらないサービスの確保や介護予防事業など、当然仕事量がふえているはずですが、地域包括支援及び任意事業の職員は前年同様2人しか配置されていません。保育料の無料化も、多子世帯の軽減に国が設けている所得制限の撤廃も必要ないとする姿勢は、こういう人が行われる担当課の苦悩のあらわれではないかと私は感じてしまいました。

地名の保育園再開の要望に背を向け続けた行政の誤りは、若者定住促進住宅に6戸もあきが出ていることでも明らかではないでしょうか。

3月議会に上程された第2次総合計画基本計画にも、当町は若者を中心とした人口流出が進み、人口減少、少子高齢化の課題に直面し、特に生産年齢人口の減少は町における生産性や消費の減少による地域活力の衰退、またコミュニティーの機能の維持に大きな影響を与えることが予想され、町の存続にもかかわる大きな課題であると明記し、1、川根茶の強みを生かすプロジェクトとして、川根茶、温泉、自然を生かした施策の展開、2、人口減少の克服を目指すプロジェクトとして出生率向上、人口流出の抑制、人口流入のための施策の展開を推進すべき重点戦略課題として上げていますが、29年度予算には、担当職員が多くの町民の声を聞いて策定した努力の結晶ともいべき計画を生かす予算になっているのでしょうか。

最後に、予算にも総合計画にもなかった平和教育、平和行政の視点を指摘します。

海外の紛争で武器の使用を認めた安保法制でPKO派遣自衛隊に武力行使の任務が付与さ

れ、危険性が増大しました。それなのに、当町は自衛官募集の懸垂幕掲示や募集協力を続けています。一方、「核兵器廃絶平和都市宣言の町・川根本町」の懸垂幕が昨年12月、初めて掲げられましたが、ほんの数日で降ろされました。核廃絶の平和行進や3・1ビキニへの協力要請に快く応えていただき、訪問者を温かく迎えていただいていることには感謝をしますが、町長や議長のところでとまり、職員にも議会にも報告がされません。

戦後72年を経た今日、安倍政権は愛国心教育や憲法を改正して日本を戦争できる国へ変えようとしています。戦争の記憶は薄れ、二度と戦争しないとの誓いも崩されようとしている今日、憲法を守り、住民の幸福追求が最大の責務である自治体が平和を守り伝えることが今ほど重要なときはないと思います。

この町は優しくて温かい町だよと町民に発信していただけるよう、町民の日々の暮らしを応援する、とりわけ子育て世代への負担軽減や、長年町や地域の発展に尽くしてこられた高齢者の皆様に負担増を求めず、高齢者の目が輝く安心して暮らせる積極的なまちづくりを強く求めて、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第20号、平成29年度一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

まず最初に、財政の硬直化を招きかねない経常的経費比率を見てみると、予算の75%以下に抑えられた71.22%であり、前年度と比較しても2.58%も低くなっています。このことは、予算の編成に当たり、消耗品費や光熱水費等の経常経費を算出するに当たって、前年の実績等に基づいた明確な積算根拠をもとに予算計上されたものと言えます。

さらに、人件費や物件費など内部管理経費を極力制限し、より多くの財源を投資的経費や住民福祉、医療等の向上のための事業や子育て支援、教育の充実等の事業に充て、誰でもが安心・安全に自分らしく暮らせるふるさとの具現化を図っていこうとする町の姿勢が予算編成の考え方から見てとれるということを最初に申し述べさせていただきたいと思います。

平成29年度の予算は、平成27年度に完成した情報基盤の利活用のため、小・中学校でのＩＣＴ教育事業の開始、従来の住民生活の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、多様な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進といった、昨年度より一步踏み込んだ予算の編成となっております。

主な柱として、自然災害等に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して元気に暮らせるまちづくり」、農林業の振興、農林業と商工業の連携による地域活性化、6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、南アルプスユネスコエコパークの理念の普及啓発をはじめとする取り組みのさらなる推進、大井川鐵道と連携した誘客対策等の実施、地域間交流の促進、人づくり、魅力づくり、活力づくりへの活動支援による「交流とふれあいのまち

づくり」が掲げられています。

特に、「安心して元気に暮らせるまちづくり」の理念を実現するため、予算の編成に当たり多くの新規事業が計画されています。一例を挙げれば、本年度予算の目玉事業ともいえる町内小学校ＩＣＴ教育推進事業や子育て支援事業としての南部子育て支援施設改修事業等があります。

この予算は、総合計画に示される基本理念、人づくり、魅力づくり、活力づくりを柱として町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町 豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと」の具現化のため提案された予算であると考えます。

予算の内容を見ても、少子超高齢化により生ずる様々な課題や問題に的確かつ迅速的に対応するためのものであり、前年度の実績、将来の見通し等を勘案した内容になっております。また、財源の確保も的確に行われ、有利な地方債等を充て、町の負担をできるだけ抑え事業を執行しようとする姿勢が見えます。

この予算が議会において議決され、計画どおり執行されることにより、子育て支援や医療、福祉の充実、農林業、商工業、観光業等の振興が図られ、町の将来像が具体的なものとなってくるものと考えます。

最後に、福祉、医療の分野において、早急にＩＣＴの利活用を検討し、実効性のある計画を立てていただきたいということと、多様化する住民ニーズに応えるため、各課の連携をより密にし、各課横断型の取り組みをしていただきたいということを申し述べさせていただき、私の賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

私は、議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

本来なら、県内で最低の国保税を守り続けてくださっておられる行政担当者の皆様、保健師さんの皆様、地域包括支援センター、あるいは町内医療機関の皆様方の日々、時には昼夜を問わない御苦労に心より感謝を申し上げるものですが、反対する理由は、国が進めている医療削減、負担増の医療制度改悪に対する危険性を伝え、ぜひ一緒に加入者を守るために声を上げていただきたいとの思いから反対討論を行うものです。

平成29年度予算の国保税は1億8,294万円から1億9,316万円に1,279万円増えました。実際は本算定で決めるもので、予算はとりあえず足りない分を国保税で上げているとの説明がされますが、療養給付費のほうでも1,922万円増えており、それなのに国・県支出金は微増、そして療養給付交付金も1,837万円の減額で、これを見る限りでは、本算定で国保税引き上げをしない保証はないのではないかと心配です。

一般会計からの法定外繰り入れが前年同額の1,390万円計上されており、この基金を使って値上げを抑えるという、そういう約束の言葉はいただけませんでした。全額基金に積み込む予算で、町長は、なるべく値上げしないようにしたいと考えているが、基金の確保は重要だと答えられました。取り崩して値上げを回避するほか、医療費支払いに足りないとき税を上げないという保証はありません。これでは、不足が出れば、担当者は国保税を値上げをせざるを得なくなるのではないかと心配です。

一昨年、初めて法定外繰り入れが実現しましたが、国保税値上げも抱き合わせで、繰り入れは基金への積み立てに充てただけでした。国保税支払いへの悲鳴は、低所得者だけではなく住民税非課税でない中堅所得者からも、1年分では年金の1カ月以上が引かれていると苦しい訴えが届いています。介護保険料と合わせると、1年分では2カ月分近く引かれているとの声も聞きました。

社会保険では事業者が半額負担をしていますが、国保ももともとは国が50%見ることになって始まりました。しかし、どんどん下げられて、今では32%ほどしか国は出さなくなっています。だから、国へ最初の約束を守るよう声を上げることと、町はそれが実現するまでは一般会計からの繰り入れで値上げにならないように手当てすることが大事だと思うのです。町長が負担増はしないというかたい決意を示されてこそ、担当職員も値上げをしない方法を懸命に考えるのだと思います。

働いている間は被用者保険に入っておられる人も、退職をすれば皆、国保に加入しなければなりません。国民健康保険制度は、もともと他の医療保険に入れない人が安心して医療が受けられるように、国が半分を負担することで始められた世界に誇る国民皆保険の社会保障

制度です。加入者は74歳以下の年金生活者をはじめ、農林業者、自営業者、非正規の方、臨時の方、アルバイトなど収入が不安定な人や無職者、失業者なども加入され、国保法第2条、4条では、国・県・市町村は国保の健全な運営を行う責任があることを明記しています。

全国的にも滞納が増え続けており、とても健全な運営がされている状況ではありません。滞納が長引くと短期被保険者証に切りかえられますが、それでも短期被保険者証がしっかり渡されているうちはまだお医者さんにかかることができます。でも、滞納が長引き、資格証明書になると、窓口の医療費負担が10割となる制度で、保険料を払えない人に10割負担を求めるることは、ぐあいが悪くても病院へいけない状況に追い込んでしまうことになり、医者にかかりないまま重症化し、助かる命も助からないという事例も全国で出ています。

しかし、国保の加入者は、年金生活者や農林業者、自営業者など地場産業を懸命に守り、観光客を呼び込むイベントの主役として我が身を惜しまず活躍され、町の魅力づくりの中心となっておられる方がたくさんおられます。

地方自治法にも明記されているとおり、地方自治体の責務は、住民及び滞在者の命と暮らしを守ることです。それなのに、安倍政権は次々と高齢者福祉、医療の削減、負担増を進めています。高齢者が多い当町で、頼りの年金も物価変動のマイナス0.1%に合わせて3年ぶりのマイナス改定となり、国民年金満額で月額6万4,941円の受給額だそうです。障害年金もひとり親家庭に対する児童扶養手当も障害児の保護者などに対する特別児童扶養手当なども、この物価変動に合わせて0.1%引き下げられると聞きました。今こそ自治体が防波堤となり、負担増を食いとめて住民を守るべきときだと思います。

町民の国保税が県内で一番低いのは、地域包括支援センターの職員の方や保健師さん、栄養士さんなどのきめ細かな保健、福祉指導がされていることに合わせて、収入が少ないことや医療体制が十分でないことなど、町民の加入者の苦しさと我慢のあらわれもあります。医療費が増えれば国保税を上げると言われば、ますます安心して医者にかかりなくなり、それこそ医療費抑制を狙う安倍政権の思うつぼです。

2018年度から始めるという国保の財政運営を都道府県に移す広域化も、ようやくその内容が明らかになりました。昨年までは、国保税は各自治体で決めるだろうと安心させられていきましたが、私たちが指摘していたように、案の定、県の統一保険料にする方針が出されたようです。もしそうなれば、後期高齢者医療のときと同様、当町のように県内で一番低い国保税を懸命に守り続けてきた町は、驚くほどの負担増を強いられるのは火を見るより明らかです。弱小自治体の意見など聞き入れず、努力も認めず、医療費が増えれば国保税を上げる広域化でよいのでしょうか。

広域化は運営の安定を図るためとのことですですが、本当は多くの各市町村が行っている一般会計からの繰り入れをやめさせて、医者にかかれば負担も増えるという痛みを感じさせて医療費を抑制するのが第一の目的と言わざるを得ないものです。医療費が増えたから国保税を上げるというのでは、我慢と重症化の悪循環をつくり、担当者の健康指導やきめ細やかな相

談対応などの努力も生かせないことになります。

医療費抑制は、綿密な取り組みなしでは重症化を招き逆効果となってしまいます。これは、逆効果になるのは、過去の老人医療費無料化で医療費が下がった経験からも明らかです。少しごあいが悪くても気軽に安心して医者にかかるべきいただき、早期発見、早期治療に勤めることが大事です。

今、各自治体は、広域化による町民への影響を明らかにして、問題があることは連携して国へ声を上げ、改善を求めることが重要です。既に加入者の耐えがたい保険料になっている国保税をこれ以上値上げしないという決意が示されない当国保会計予算に対して、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業の目的には、町民の疾病予防のための施策の推進と医療体制の充実や安定的医療の供給等が掲げられています。この目的を達成するためには、年々増えていく医療給付費や高額医療費等を賄うための財源の確保は欠かせないものであります。

低所得者層の多く、脆弱な財政基盤を有する国民健康保険会計には、国・県からの交付金等や町からの財政安定化支援事業繰入金や法定外の一般会計からの繰り入れ、基金の充当等が欠かせないものであります。

まず、歳入でありますが、国民健康保険財政基盤の根幹をなす保険税の確保においては、職員の方々の努力により、平成26年度には98.14%、平成27年度には98.10%と県下でも最高位の徴収率を維持しております。今後とも、税負担の公平性の観点や、国保事業の安定的運営のため、徴収率の向上に努めていただきたいと思っております。

一方、歳出においては、療養給付費や高額療養費等の医療費関連の支出が90%以上を占めている現状から鑑み、医療費の増を少しでも抑えることが国保財政の安定化を図り、継続した制度の維持につながるものと考えます。そのためには、人間ドックの受診や特定健診等の各種健診の受診等を今まで以上に高めていく必要性を感じております。早期発見、早期治療に努めることにより、年々増え続ける医療費も、少しでも減らすことができるものと考えます。

提案された平成29年度の国民健康保険事業特別会計予算は、過去数年にわたる被保険者の推移や療養給付費や高額療養費等の伸び、医療費の動向等を勘案し、現状で把握できる限りの資料に基づいて適正に編成されたものであります。

国保事業を円滑に運営し、町民の健康の維持増進を図り、さきに述べさせていただきました提言等を実践していただくために欠かせない予算と認め、原案に賛成といたします。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

反対の大きな理由は、いつも言っていることですが、この制度が医療費がかかって当然の75歳以上の高齢者を一般の医療保険から切り離して、高齢者だけの医療保険で囲い込み、保険料が上がることや医療費が上がることを自分たちのせいだと我慢させ、年金が月1万5,000円以上あれば、どんなに苦しくても滞納することもできない特別徴収という保険料の年金天引きで、1万5,000円以下の人でも自分でおさめる普通徴収を行い、滞納が続くと正規の保険証を取り上げて、窓口で10割全額支払わせる資格証明書に切りかえる、生存権さえ認めない冷たい制度に基づく会計だからです。

今、安倍内閣が進める社会保障の削減が進められ、医療も介護も自己負担の引き上げがされていますが、特に年金だけが頼りの高齢者に対して、年金は減らし続け、負担は増やし続け、生きることもできない高齢者を増やす政治は異常としか思えません。

その最も顕著なものが、この後期高齢者医療制度ではないでしょうか。各自治体の高齢者の健康を守る取り組みで、医療費を下げている努力や国保のように一般会計からの繰り入れで保険料が上がるのを抑える裁量など一切認めない制度で、問題を解決するための広域連合議会も、自治体や高齢者の声が通らない仕組みになっています。始めるときは、強い反対を押し切るために幾つかの軽減策が設けられましたが、それも6年を経過した昨年から次々と

なくされています。

老人医療費が県内で一番低く、県の平均よりも20%以上も低い当町に設けた軽減保険料率も、2年後との改定のたびに引き上げられ、6年たった昨年からは県下一律の保険料率に合わせられました。被用者保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移された人の保険料の定額部分も、9割軽減だったのが、特例軽減が7割軽減に下げられ、後期高齢制度に移行して2年以内の人は5割軽減に、3年目以降の人は特例軽減ゼロとなり、保険料が現行の5倍から10倍にはね上がることもあるという試算も報道されています。

国の医療保険制度の見直しにより、4月からは低所得者に対する保険料の軽減措置が縮小され、所得割の5割軽減が2割軽減に縮小されます。高額療養費制度でも、自己負担分に設定している上限を8月から引き上げて、住民税非課税の70歳以上は、年収370万未満の場合、外来の負担上限額を1万2,000円としていたのを2,000円上げて1万4,000円にし、入院も含む負担上限は1万3,200円に引き上げて、5万7,600円になると聞いています。75歳以上の窓口負担を現行の1割から2割に引き上げる検討もされています。

保険料の見直しは2年に1度で、29年度はないにもかかわらないのに、被保険者数も減っていると説明がありましたが、29年度予算の保険料は8,935万3,000円で、前年度より287万8,000円も増えています。広域連合へ納める納付金も260万円も増えています。

昨年の予算説明で、当町の75歳以上の人団は2,195人、医療費見込み額は1億3,612万円で、1人当たり約6万2,000円。広域連合への納付金額は1人5万5,600円で1億2,205万円と言われましたが、29年度は75歳以上人口は2,199人で、納付額は1億2,465万円となっており、1人当たり6万1,512円との説明は理解できません。説明では合わないのではないかと思います。それに、資料も5年間の予算の款別推移以外何もなく、たとえ町に何の裁量も認められない会計とはいえ、審査軽視と言わざるを得ないものです。

戦前、戦後を通じて塗炭の苦しみを乗り越え、今日の繁栄を築いてくださった高齢者の皆様に際限のない負担増と受給抑制を迫り、重症化や手おくれなどの事例も後を絶たない欠陥制度であるこの後期高齢者医療制度は、当時、政権交代した民主党の公約を守って1日も早く廃止し、自治体の高齢者を守る取り組みが生かされ、高齢者が安心してお医者さんにかかり、早期発見、早期治療で元気に長生きしていただける医療制度の確立を求めて、当会計予算への反対討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度における保険料や負担金は、県内すべての市町が加入して運営する静岡県後期高齢者医療広域連合によって取り決められているものであり、この金額については広域連合会の議会等においても承認されているものであります。町が支出する負担金につい

ては、実績に基づいて算出された保険料と低所得者の保険料軽減に係る経費としての保険基盤安定負担金となっております。

安心した医療を安心して受けるために必要な予算であり、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は妥当なものであると認め、賛成討論といたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、4時45分といたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時45分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◆

◎会議時間の延長

○議長（太田侑孝君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

◆

○議長（太田侑孝君） これから議案第23号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算

について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第27号 平成28年度川根本町一般会計補正予算

(第6号)

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第27号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第27号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

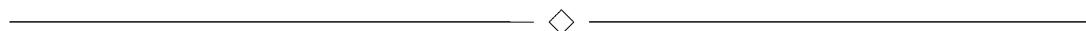
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 発議第2号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書 について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、発議第2号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 発議第3号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、発議第3号、「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第14、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定いたしました。

◆

◎閉　　会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月23日

議長 太田侑孝

署名議員 森照信

署名議員 鈴木多津枝